

2022年度 成安手帖 もくじ

1.スケジュール【】

「2022年度カレンダー」	1
「2023年度カレンダー」	2
「スケジュール」	3

2.学園と大学概要【】

「京都成安学園 建学の精神」	27
「京都成安学園 学園歌」	27
「京都成安学園 校訓・創立記念日」	28
「京都成安学園 学祖 濑尾チカと学園の100年」	29
「京都成安学園 沿革」	30
「京都成安学園 成安幼稚園・清浦奎吾伯爵」	31
「成安造形大学 基本理念(教育理念)」	32
「大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテム」	32
「SPP(seian personal program)」	33
「学部・学科構成」	33
「学則」	35

3.学籍【】

「学籍」	40
学籍	40
修業年限・在学期間	41
留学	41
転領域(コース変更含む)	41
休学	41
復学	42
退学・除籍	42
再入学	42

4.学生生活【】

本学での新型コロナウイルス感染症に対する対応	43
「授業」	43
開講曜日・開講時間	43
欠席	43
休校・休講・施設使用	43
補講	44
「大学からの連絡」	44
SEIAN Gmail	44
電話連絡	44
Seian Active Portal(成安Aポータル)	45
「通学」	46
通学定期券の購入	46
通学証明書の申請	46
スクールバス	47
スクールバス運行日の時刻表	48
無料乗車可能な路線バスの利用上の注意	48
自転車・バイク・自動車通学	49
大学内における自転車・バイクの駐輪および自動車の駐車	49
「学研災付帯賠責付帯学総・インパウンド付帯学総」	50

学研災・付帯賠責	50
付帯学総・インパウンド付帯学総	50
学研災・付帯賠責・付帯学総の補償内容一覧	51
「各種証明書」	52
各種証明書・学割の発行	52
「アルバイト」	52
アルバイトをする前に知っておきたいこと	52
インターネットを利用したアルバイト情報の閲覧	52
「下宿先情報」	53
「学生会」	53
「学生会 関連リンク集」	54
「留学等支援」	55
「外国人留学生」	55
「学生意見箱」	55
「学生実態・満足度調査」	55

5.学費・経済的支援【】

「学費」	56
学費	56
その他諸経費	56
学費の延納・分納制度	56
「奨学金」	57
成安造形大学の奨学金	57
日本学生支援機構の奨学金(国が実施する奨学金制度)	57
地方公共団体・民間団体等の奨学金	63
提携教育ローン	63
日本政策金融公庫「国の教育ローン」	63
「短期貸付金制度」	63
「成安造形大学教育後援会からの支援制度」	63
「美術館・博物館優待制度」	64

6.こころと身体の健康【】

「身体の健康」	65
保健室	65
保健室だより	65
健康に関するご相談	65
定期健康診断	65
健康診断証明書	65
緊急時の対応	66
一次救命処置	66
学校感染症	67
学校感染症と診断された場合	67
大学周辺の医療機関	68
「こころの健康」	69
学生相談室	69
フリールーム	70
障がい学生支援に関する基本方針と受け入れ姿勢	71
「ハラスマント」	72
ハラスマントについて正しく理解することが大切です	72
ハラスマントを起こさないようにするために	73

懲戒等処分	73	「大学生としてのルール」	86
もし、ハラスメントを受けたら	73	国民年金の加入について	86
プライバシーは守ります	73	国民年金保険料学生納付特例制度について	86
ハラスメント相談員	73	マイナンバー(社会保障・税番号)制度	86
公共の相談先	73	住民票の住所変更について	86
		選挙権	87
		郵便局への転居手続き	87
		NHK受信料の学生免除	87
7.ルールと危機管理【】		「学生生活でのトラブル」	88
「成安造形大学 課外活動のルール」	74	学生が陥りやすいトラブルの例	88
課外活動について	74	消費者トラブルの例	90
同好会活動に伴う学外での課外活動届	74	海外渡航について	91
学内でのイベント申請	74		
火気使用についてのルール	74		
親睦・交流会開催	74		
飲酒に関する諸注意	75		
卒業生および学外の一般者の施設使用	75		
電気陶芸窯の使用	75		
「成安造形大学 大学生活におけるルール」	76		
学内での作品設置	76		
拾得物	76		
大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテムの使用	76		
ポスター・チラシ・DMの掲示と設置	76		
学内で複写(コピー)や印刷(プリント)をしたいとき	76		
学内放送	77		
食堂と学生ホールのモニターを利用した広告	77		
海外渡航届	77		
学生会・同好会・学生個人宛荷物の受取	77		
学生旅客運賃割引証(学割証)の申請	77		
ペット・動物の持ち込み禁止	78		
施設屋上の立入り禁止	78		
宗教等勧誘活動の禁止	78		
敷地内禁煙	78		
スケートボード・インラインスケート・ローラースケート等の禁止	78		
自転車・バイク・自動車の学内通行の禁止	78		
許可の無い車両の学内駐輪場・駐車場の使用禁止	78		
大学敷地内における無人航空機(ドローン等)の使用について	78		
空調温度	79		
電気製品の使用	79		
「ラボ」を使用する際の注意	79		
ごみの分別	80		
「ネットワーク利用 ガイドライン」	81		
利用案内	81		
利用手続き	81		
禁止事項	81		
倫理的問題	82		
ペナルティ	82		
異議申立の手続	82		
「成安造形大学「Google Workspace of Education」利用規約」	83		
「防災マニュアル」	84		
(1)地震編	84		
(2)火災編	85		
8.施設と附属機関【】			
「キャリアサポートセンター」	92		
「附属図書館」	92		
「クリエイティブサポート」	93		
情報メディアセンター	93		
ファブリケーションコモンズ(fabco)	93		
造形ラボ	93		
鉄工ラボ	93		
版画ラボ	93		
成安造形大学の図書館、クリエイティブサポートによる 関わる施設の新型コロナウイルス感染症対策	94		
「研究・連携支援課」	95		
未来社会デザイン共創機構	95		
地域連携推進センター	95		
キャンパスが美術館(SEIAN ART CENTER)	96		
附属近江学研究所	96		
「その他」	97		
コトコト食堂	97		
学生ホール	97		
購買部リブレ	97		
学生専用アパートメント YOHAKU・YOHAKU II	97		
9.その他【】			
「施設利用」	98		
施設使用に関する基本ルール	98		
その他の施設使用ルールと手続き	98		
施設使用申請	99		
施設使用一覧表	100		
「キャンパスマップ」	103		
教員連絡先・オフィスアワー 一覧	115		
「事務室等の対応時間」	120		
「事務組織と連絡先」	121		

2022年度カレンダー

2022年4月～2023年3月

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

10月

日	月	火	水	木	金	土
		1				
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3		
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2023年度カレンダー

2023年4月～2024年3月

4月

日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1				
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

3月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2			
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

スケジュール

	日	月	火
4			
MEMO			
	3	4 新入生ガイダンス期間	5 新入生ガイダンス期間
	10	11 新入生ガイダンス期間	12 新入生ガイダンス期間
	17 オープンキャンパス	18	19
	24	25	26
		(②)	(②)
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック!

水	木	金	土
		1 入学式	2
6 新入生ガイダンス期間	7 新入生ガイダンス期間	8 新入生ガイダンス期間	9
13 新入生ガイダンス期間	14 新入生ガイダンス期間	15 履修登録結果発表	16
20	21	22	23
①	①	①	①
27	28 履修訂正締切	29 昭和の日	30
②	②		②
①～⑯は授業日			
3		5	
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1 2 3 4 5		1 2 3 4 5 6 7	
6 7 8 9 10 11 12		8 9 10 11 12 13 14	
13 14 15 16 17 18 19		15 16 17 18 19 20 21	
20 21 22 23 24 25 26		22 23 24 25 26 27 28	
27 28 29 30 31		29 30 31	

	日	月	火
5	1	2	3 憲法記念日
MEMO			(3)
	8	9 確定履修登録結果発表	10
			(4) (3)
	15 SEIAN WATCHING	16	17
			(5) (4)
	22	23	24
			(6) (5)
	29	30	31
			(7) (6)
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
4 みどりの日	5 こどもの日	6	7
			(2) (3)
11	12	13	14
(3)	(3)	(3)	(4)
18	19	20	21
(4)	(4)	(4)	(5)
25	26	27	28
(5)	(5)	(5)	(6)

①～⑯は授業日

4

日	月	火	水	木	金	土
1	2					
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

6

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

	日	月	火
6			
MEMO			
	5 オープンキャンパス	6	7
	(8)		(7)
	12	13	14
		(9)	(8)
	19	20	21
		(10)	(9)
	26	27	28
		(11)	(10)
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
1	2	3	4
(6)	(6)	(6)	(7)
8	9	10	11 (授業振替推奨日)
(7)	(7)	(7)	(8)
15	16	17	18
(8)	(8)	(8)	(9)
22	23	24	25
(9)	(9)	(9)	(10)
29	30 集中講義調整期間		
(10)	(10)		

①～⑯は授業日

5

1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

7

1	2					
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

	日	月	火
7			
MEMO			
	3 SEIAN WATCHING	4 集中講義調整期間	5
	(12)	(11)	
	10	11	12
	(13)	(12)	
	17 学園創立記念日	18 海の日	19
	(13)		
	24 オープンキャンパス	25	26
	(14)		(14)
	31 SEIAN WATCHING		スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
		1 集中講義調整期間	2
			(10)
6	7	8 合評日程発表	9
(11)	(11)	(11)	(12)
13	14	15	16
(12)	(12)	(12)	(13)
20	21	22	23
(13)	(13)	(13)	(14)
27	28	29	30
(14)	(14)	(14)	(15)
①～⑯は授業日			
6			
日 月 火 水 木 金 土			
1 2 3 4			
5 6 7 8 9 10 11			
12 13 14 15 16 17 18			
19 20 21 22 23 24 25			
26 27 28 29 30			
8			
日 月 火 水 木 金 土			
1 2 3 4 5 6			
7 8 9 10 11 12 13			
14 15 16 17 18 19 20			
21 22 23 24 25 26 27			
28 29 30 31			

	日	月	火
8		1 ⑯	2 ⑯
MEMO			
	7	8 前期補講期間	9 前期補講期間
	14 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	15 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可) 施設メンテナンス(予定)	16 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可) 施設メンテナンス(予定)
	21 SEIAN WATCHING	22 集中講義期間	23 集中講義期間
	28 オープンキャンパス	29 集中講義期間	30 集中講義期間
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
3	4	5	6
(15)	(15)	(15)	
10 前期補講期間	11 山の日 (学内立入禁止・施設使用不可) 施設メンテナンス(予定)	12	13 夏期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)
17	18 保留該当者発表	19	20
24 集中講義期間	25 集中講義期間	26 集中講義期間	27
31 集中講義期間			
①～⑯は授業日			
7		9	
日 月 火 水 木 金 土		日 月 火 水 木 金 土	
1 2		1 2 3	
3 4 5 6 7 8 9		4 5 6 7 8 9 10	
10 11 12 13 14 15 16		11 12 13 14 15 16 17	
17 18 19 20 21 22 23		18 19 20 21 22 23 24	
24 25 26 27 28 29 30		25 26 27 28 29 30	
31			

	日	月	火
9			
MEMO			
	4 総合型選抜入試(1期)	5 集中講義期間 総合型選抜入試(1期)	6 集中講義期間
	11 特別総合型選抜入試(1期)	12 後期ガイダンス期間	13 後期ガイダンス期間
	18	19 敬老の日	20 履修登録結果発表
	25 大学祭開催期間(予定)	26	27
		(1)	(1)
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土		
	1 集中講義期間 保留該当者試験	2 集中講義期間	3		
7 集中講義期間	8 集中講義期間	9 集中講義期間	10		
14 後期ガイダンス期間	15 後期ガイダンス期間	16 前期卒業証書・ 学位記授与式(予定)	17		
21	22 大学祭開催期間(予定)	23 秋分の日 大学祭開催期間(予定) SEIAN WATCHING	24 大学祭開催期間(予定)		
28	29	30			
①	①	①			
①～⑯は授業日					
8		10			
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					
日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31					

	日	月	火
10			
MEMO			
	2 特別総合選抜入試(2期)	3	4
		(2)	(2)
	9 SEIAN WATCHING	10 スポーツの日	11
			(3)
	16	17 確定履修登録結果発表	18
		(3)	(4)
	23	24	25
		(4)	(5)
	30	31	<p>スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック!</p> 
			(5)

水	木	金	土
			1 総合型選抜入試(2期)
			①
5	6	7 履修訂正締切	8
②	②	②	②
12	13	14	15
③	③	③	③
19	20	21	22
④	④	④	④
26	27	28	29
⑤	⑤	⑤	⑤
①～⑯は授業日			
		9	11
		日 月 火 水 木 金 土	日 月 火 水 木 金 土
		1 2 3	1 2 3 4 5
4 5 6 7 8 9 10		6 7 8 9 10 11 12	13 14 15 16 17 18 19
11 12 13 14 15 16 17		20 21 22 23 24	25 26
18 19 20 21 22 23 24		27 28 29 30	27 28 29 30
25 26 27 28 29 30			

	日	月	火
11			1
MEMO			(6)
	6 総合型選抜入試(3期)	7	8
			(6) (7)
	13 SEIAN WATCHING	14	15
			(7) (8)
	20	21	22
			(8) (9)
	27	28	29
			(9) (10)
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
2	3 文化の日	4	5
(6)		(6)	(6)
9	10	11	12 (授業振替推奨日)
(7)	(6)	(7)	(7)
16	17	18	19 総合型選抜入試(4期) (学内立入禁止・施設使用不可)
(8)	(7)	(8)	
23 勤労感謝の日	24	25	26
		(8)	(9)
30			
(9)			

①～⑯は授業日

10
 日 月 火 水 木 金 土
 1
 2 3 4 5 6 7 8
 9 10 11 12 13 14 15
 16 17 18 19 20 21 22
 23 24 25 26 27 28 29
 30 31

12
 日 月 火 水 木 金 土
 1 2 3
 4 5 6 7 8 9 10
 11 12 13 14 15 16 17
 18 19 20 21 22 23 24
 25 26 27 28 29 30 31

	日	月	火
12			
MEMO			
	4	5	6
	(10)		(11)
11 SEIAN WATCHING	12	13	
		(11)	(12)
18	19	20	
		(12)	(13)
25	26	27	
		(13)	
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック!

水	木	金	土
	1	2	3 総合型選抜入試(5期) 特別総合選抜入試(3期)
		(9)	(9)
7	8	9 合評日程発表	10
(10)	(10)	(11)	(10)
14	15	16	17
(11)	(11)	(12)	(11)
21	22	23	24
(12)	(12)	(13)	(12)
28	29 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	30 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	31 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)
①～⑯は授業日			
11			
日 月 火 水 木 金 土			
1 2 3 4 5			
6 7 8 9 10 11 12			
13 14 15 16 17 18 19			
20 21 22 23 24 25 26			
27 28 29 30			
1			
日 月 火 水 木 金 土			
1 2 3 4 5 6 7			
8 9 10 11 12 13 14			
15 16 17 18 19 20 21			
22 23 24 25 26 27 28			
29 30 31			

	日	月	火
1	1 元旦 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	2 振替休日 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)	3 冬期一斉休業期間 (学内立入禁止・施設使用不可)
MEMO			
	8	9 成人の日	10
	15	16	17
			(14)
	22	23	24
			(15)
	29	30 集中講義期間	31 集中講義期間
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
4	5 後期補講期間	6 後期補講期間	7
			(13)
11	12	13	14
(13)	(13)	(14)	(14)
18	19	20	21
(14)	(14)	(15)	(15)
25	26	27	28
(15)	(15)		

(1)～(15)は授業日

12

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3				
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3				
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

	日	月	火
MEMO			
	5 一般選抜入試(1期)	6 集中講義期間	7 集中講義期間
	12 SEIAN WATCHING	13 卒業制作展搬入(予定)	14 卒業制作展(予定)
	19 卒業制作展(予定) (学内立入禁止・施設使用不可) 施設メンテナンス(予備日)	20 集中講義期間 卒業制作展搬出(予定)	21 集中講義期間
	26	27 集中講義期間	28 集中講義期間
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
1 集中講義期間 保留該當者発表	2 集中講義期間	3 集中講義期間	4 一般選抜入試(1期)他
8 集中講義期間	9 集中講義期間	10 集中講義期間	11 建国記念の日
15 卒業制作展(予定) 保留該當者試験	16 卒業制作展(予定)	17 卒業制作展(予定)	18 卒業制作展(予定) 施設メンテナンス(予定) (学内立入禁止・施設使用不可)
22 集中講義期間	23 天皇誕生日 一般選抜入試(2期)	24 集中講義期間 3年次進級判定面接審査日	25
①～⑯は授業日			
1 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	3 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31		

	日	月	火
3			
MEMO			
	5	6	7
	12	13	14
	19	20 在学生ガイダンス	21 春分の日
	26	27	28
			スケジュールは 年度当初の予定です。 最新情報は Seian Active Portal (成安Aポータル)を チェック! 

水	木	金	土
1 集中講義期間	2 集中講義期間	3 集中講義期間	4
8	9	10 後期卒業証書・ 学位記授与式(予定)	11
15	16	17	18
22 在学生ガイダンス	23 在学生ガイダンス	24 在学生ガイダンス	25
29	30	31	
①～⑯は授業日			
2			
日 月 火 水 木 金 土			
1 2 3 4			
5 6 7 8 9 10 11			
12 13 14 15 16 17 18			
19 20 21 22 23 24 25			
26 27 28			
30			
4			
日 月 火 水 木 金 土			
1			
2 3 4 5 6 7 8			
9 10 11 12 13 14 15			
16 17 18 19 20 21 22			
23 24 25 26 27 28 29			

2. 学園と大学概要【】

京都成安学園 建学の精神

「成 安」

京都成安学園 建学の精神、その由来は「成安」の名にこそある。

「成」とは、成し遂げること。「安」とは、安寧であること。

つまり「成安」とは人の和を大切に、一人ひとりが自己の使命を追求し、全うし続けることを通じて、心安らぐ平和な社会をつくることに貢献するという意味である。

「成安」。その優美で、たおやかな書き。

その名を聞くたび私たちは、母とも呼べるひとりの女性の存在を心に感じる。

1920(大正9)年、学祖である瀬尾チカが、京都市に設立した成安裁縫学校。

その日、今日に至る私たち成安の歴史が始まった。

まだ女性の社会進出が困難だった当時、学祖は、ものづくりを基本とした教育を多くの女性に施し自立を促すことで、より良い社会の建設に身を捧げた。だが、その生涯は順風に帆を張るものではなく、困難と無理解にさらされ続けるという、まさにいのちを削る激烈なものだった。

「何かを成し遂げるためには、強い信念を持ち、実力を養成することが大切です。」

学祖が嵐のような日々の中で語った想い。それは、最も好んだとされる「誠と熱」という言葉と結びつく。正しい信念から生まれる純真な「誠」。すべてのものを生かし得る「熱」。そのふたつがなければ何事も達成できないと、学祖は終生、説き続けた。

「逆境を恐れず個性を伸ばし、身を捧げ尊い使命に働くことが、世のためとなるのです。」

時が流れ人が変わろうと、私たちは、社会に対して何ができるのかを考え、強く正しく行動する。「成安」の名にこめられた眞の意味を知り、一人ひとりが「誠と熱」を胸に抱き、遙かな道を歩いてゆく。

決して消えない信念の炎が、この学園で燃えている。

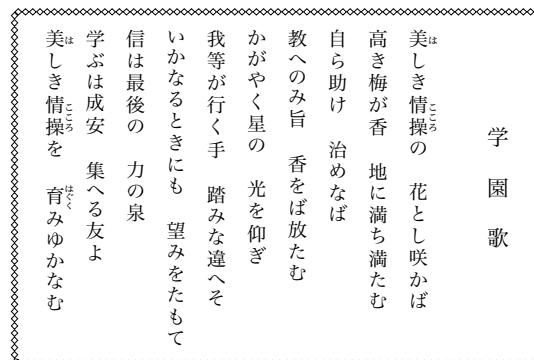
それは私たちの生きる力となり、明日を夢見る若者たちの希望の灯となる。

永い伝統を尊び、新しい日々を心豊かにみつめよう。

成安は誇り高く、つねに社会とともにある。

京都成安学園 学園歌

現在「学園歌」として唄われているものは、大正11(1922)年よりほど遠からぬ時代、成安技芸女学校最終年から成安女子学院時代に制定されました。作詞は岩崎吉勝氏、編曲は井筒與兵衛氏、作曲は原田君代氏によってなされ、今まで歌いつがれ、令和元(2019)年に植田耕治氏によって編曲されました。



京都成安学園 校訓・創立記念日

「誠と熱」

「誠と熱」とは、学祖・瀬尾チカが強い信念と行動力で人生を切り拓いた自らへの証であると同時に、真摯さを失わず、弱者への想いを抱き続けるという誓いの言葉である。

さらにこの言葉は、成安に集う者たちの心をひとつにする学園の訓でありながら、それぞれの人生の長きを、正しく強く生きぬく力を授けてくれる。そしてその力こそが、学園のみならず広く社会を豊かにするのだ。



学園創立記念日

学校法人京都成安学園の歴史は、大正9(1920)年7月17日、私立学校令により成安裁縫学校の設立を京都府知事より認可された日に始まりました。学祖 瀬尾チカが京都市上京区(現在の左京区)聖護院西町の二階建ての民家を仮校舎として設立したこの学校の生徒数は、わずか31人であったと伝えられています。こうした歴史を踏まえて、学園では、7月17日を学園創立記念日としています。

学園創立10周年記念日にまとめられた『京都成安女子学院沿革概要』は、学校設立の事情を次のように伝えている。「本学院設立者で学院長の瀬尾チカは、大正7年9月より、京都市聖護院西町において和洋裁縫手芸教習所ならびに女子副業教習所という私塾(和洋裁縫手芸学院・京都シンガーミシン会社女子実業教習所と称した)を設け、前者は高女卒業生のため専ら裁縫手芸を教授し、後者は苦学生のために普通諸学科を修得させながら裁縫手芸を職業的に教授し、学修即生活のための方法を設けて指導している。両者ともに急速に発展し、意義深い取り組みであることが認められるようになっていた。才能があるのに不幸にして向学の志を果たすことができず、社会の中に埋もれてしまう子女のために、自己の後半生を捧げ、天皇陛下のご恩に報いたいと決意し日々精進していたが、大正9年に財界恐慌が襲来し、ついに各地で米騒動が続発して、世情は騒然となっていました。この余波を受けた私塾も、学習即生活の道を継続することが困難となり、その苦学生の生活を維持することができず、苦心の結果、この苦境打開の一策として、当時京都で開催されていた航空博覧会に記念ハンカチの売店を出し、また、市公会堂において「自活学生バザー」を2日間開催して、製作品の廉売等を行い、辛うじてその難闘を無事通過したのであった。

このバザーを開催するに際して、京都府学務課の了解を得るために私塾の内容を説明したところ、直ちに塾を視察され、その結果、私立学校の内容を具備しているということから私立学校として申請するように勧められた。私立学校の経営については、その責任が大きいことを考慮して躊躇したものの、最も簡単な裁縫学校としてその組織を改め、設立の申請をすることを決心した。」

瀬尾チカは、大正9(1920)年6月21日、京都府知事 馬渕銳太郎にあて、私立女子成安裁縫学校設立認可願を提出し、同年7月17日、めでたく認可された。これは、私立学校令による学校として認可されたもので、これまでの私塾と異なり、各種学校とはいえ、我が京都成安学園成立の礎石をすえた画期的な申請である。認可申請書類には、私立学校設立の目的、名称、位置、学則、経費および維持の方法、関係者の履歴書等、校地校舎寄宿舎の図面を添え、地方長官に提出し、地方長官が認可するものである。成安裁縫学校設立認可願は、幸いにも、京都府立京都学・歴彩館に保存されている。

京都成安学園 学祖 瀬尾チカと学園の100年

燃ゆるが如き向学心

「学校法人京都成安学園の学祖 瀬尾チカは、明治20(1867)年12月30日、九州の西北、五島列島の北端に位置する小値賀島に、藤松家の二女として生を受けた。地元の尋常高等小学校を卒業した学祖は、柳川市の杉森女紅会(現 杉森高等学校)、佐世保裁縫女学校(現 久田学園佐世保女子高等学校)に進学。その後上京し、共立女子職業学校(現 共立女子大学)では、創設者のひとりである鳩山春子や俳人 正岡子規の妹の正岡律などから教えを受け、同校卒業後は、当時、洋裁教育の先駆けであった和洋裁縫女学校(現 和洋女子大学)でも勉学に励んだ。女子の教育に消極的な風潮で満ち溢れていたこの時代、無断であった伝えられているこの上京は、学祖の20歳数での燃ゆるが如き向学心がいかほどであったかを物語っている。そして、これらの学校は、いずれも女性の手によって創設されたものであった。帰郷後、学祖は瀬尾幸吉氏と結婚し瀬尾チカとなった。24歳の頃であった。しかしながら、ほどなく夫は急逝、学祖は幼な子を抱え、四国 徳島県に渡り教鞭を取った。

建学の地「京都」－ 成安裁縫学校設立

1年後に教壇を降りた学祖は建学の地「京都」に移り住み、女性に対して自活学習の機会を与えるため、京都市左京区聖護院西町の借家で「和洋裁縫手芸学院・京都シンガーミシン会女子実業教習所」という名の私塾を開設した。大正7(1918)年、30歳の時であった。その2年後の大正9(1920)年6月21日、私塾の理念や教育内容が私立学校の要件を備えていたことから京都府の勧奨を受け、成安裁縫学校設立認可願を提出、同年7月17日に認可された。私立学校令による学校として認可されたもので、学園設立の礎石を据えた画期的な出来事であった。ここに、その後100年の歴史を刻むこととなる京都成安学園が誕生したのである。成安裁縫学校の生徒数は僅か31人であったと伝えられている。

百万遍校舎から相国寺校舎へ

施設の充実を条件として成安裁縫学校が認可・設立されて半年後には、左京区吉田の下阿達町の仮校舎に移転し、校名も成安技芸女学校に改称。さらにその翌年には、左京区北白川に百万遍校舎を建設、校名を京都成安女子学院に改称した。このころ、校歌(学園歌)と校章ができている。この校名変更からは、裁縫の学校から普通教育を行う女学校となること、また、京都という地名を冠したことからは、地方の学生をも収容しようとする規模の拡張への学祖の決意が表れている。ただ、この校舎も次第に手狭となりこれ以上の拡張が困難であったことから、昭和2(1927)年、上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町の相国寺校舎に移転し、その後の飛躍的な学園の発展の礎となるのである。

終戦－総合学園への道

本年度、開園90年を迎えた成安幼稚園は、昭和4(1929)年7月、昭和天皇御大典建造物大嘗宮の一部の下賜を受けて記念幼稚園の設立を申請、昭和5(1930)年に開園した。昭和7(1932)年、申請していた財団法人京都成安女子学園が鳩山一郎文部大臣から認可され、その後学校法人化するまでの間、学園の経営主体であった。鳩山大臣の母春子は、共立女子職業学校当時の恩師であったことは何かのご縁であったのだろうか。

昭和20(1945)年、長く続いた戦争が終わった。新日本建設のための女性の役割に思いを致した学祖は、建学の精神であった独立し得る女性の養成、女性の地位向上という課題に取り組み、京都成安中学校、京都成安高等学校、成安造形短期大学の前身となる学校を相次いで開設、総合学園へと発展していったのである。そして昭和26(1951)年、学校法人京都成安女子学園を設立した。学園創立32年目、学祖63歳の春であった。

学祖の志を受け継いだ学園

学校法人化の翌年に校舎の約半分を焼失する火災に見舞われ、その復興に奔走していた学祖は、昭和31(1956)年11月20日、68歳で急逝。鳩山一郎内閣総理大臣から女子教育に生涯を捧げた学祖を讃える弔辞が送られた。

学祖亡き後の学園は、その歩みを止めることなく発展の道を歩み続け、短期大学では関西以西の女子短期大学で初めてとなる意匠科を設置、高等学校多くの生徒が入学するなど拡充を続け、また、昭和55(1980)年にはバレー部が国体で優勝し三冠を達成しその名を全国に轟かせた。

時代は流れ平成となり、平成5(1993)年に学園の悲願であった四年制大学である成安造形大学を設置したが、一方で、平成14(2002)年の短期大学、平成19(2007)年の中学校、高等学校の設置者変更というかつて経験したことのない激変が学園を襲った。誠に無念極まりない出来事であったが、この3校の歴史と教育研究の蓄積を成安造形大学と成安幼稚園が継承、学祖の志を連綿として受け継いで、学園は令和2(2020)年、創立100年を迎えた。
(文中敬称略)

京都成安学園 沿革

大正

大正 9年 創立者瀬尾チカ 京都市上京区(現左京区)
聖護院西町に成安裁縫学校創立。
大正 10年 校名を成安技芸女学校と改称し上京区
(現左京区)北白川追分町に移転。
大正 12年 京都女子学院と改称。普通部と専攻部を併設。
大正 14年 普通部を高等女学部と改称。

昭和 33年 成安女子短期大学に意匠科増設。

昭和 50年 成安向日幼稚園設立。

昭和 51年 成安幼稚園を閉園。成安向日幼稚園を成安幼稚園と改称。

昭和 56年 成安女子短期大学意匠科を造形芸術科に改称。短期大学附属画廊完成。

昭和 62年 成安女子短期大学長岡京新キャンパス完成、移転開学。

昭和

昭和 2年 京都市上京区相国寺北門前町に移転。
昭和 3年 成安高等継日女学校を併設。
昭和 5年 成安幼稚園開設。
昭和 7年 専攻部に保育科併設。財団法人京都成安女子学園設立。
昭和 15年 京都成安高等女学校(本科・補習科)を設立。
昭和 18年 高等女学部本科・高等女学校補習科廃止。
昭和 19年 京都成安高等女学校専攻部に経済科を併設。
昭和 20年 京都成安女子学院裁縫部廃止。附設課程専攻科設置。
昭和 21年 京都成安女子専門学校(被服科・経済科)設立。
成安高等女学校に夜間部開設、生産科を開設。
昭和 22年 成安女子中学校開設。京都成安女子学院専攻部の家庭科・保育科を廃止。
昭和 23年 京都成安高等女学校を廃止。成安高等継日女学校廃止。京都成安高等学校(通常及び夜間)開設。
昭和 25年 京都成安女子専門学校廃止。成安女子短期大学(被服科)設置、開校。高等学校(普通・家政・被服)三課程を置き、夜間を廃止。京都成安短期大学を成安女子短期大学に、京都成安高等学校を成安女子高等学校に改称。
昭和 26年 財団法人京都成安女子学園を学校法人京都成安女子学園に改組。成安女子短期大学別科被服専修第一部 第二部増設。
昭和 32年 高等学校家政科を廃止。高等学校に商業科を設置。普通科・被服科の三科を併設。

平成

平成 2年 成安女子短期大学被服科を服飾文化学科と改称。
平成 3年 成安造形大学設置認可申請。昭和31年度より募集停止中の成安女子中学校の募集を再開。
平成 4年 成安造形大学設置認可。学位授与機構による成安女子短期大学専攻科造形芸術専攻2年制課程の認定。
平成 5年 学校法人名を京都成安学園に改称。成安造形大学開学。短期大学校名を成安造形短期大学に改称。
平成 8年 学位授与機構による成安造形短期大学専攻科服飾文化専攻2年制課程の認定。
平成 12年 中学校・高等学校名を京都成安中学校・京都成安高等学校に改称。
平成 14年 成安造形短期大学の設置者を学校法人大阪成蹊学園に変更。
平成 19年 京都成安中学校、京都成安高等学校の設置者を学校法人京都産業大学に変更。
平成 20年 成安造形大学附属近江学研究所を開設。
平成 22年 学園創立90周年。
成安造形大学造形学部デザイン科・造形美術科を芸術学部芸術学科に改組。
成安造形大学【キャンパスが美術館】を開館。
平成 25年 成安造形大学開学20周年。
平成 29年 成安造形大学造形学部デザイン科・造形美術科を廃止。
平成 30年 成安造形大学学生専用アパートメントYOHAKU竣工。
令和 2年 学園創立100周年。
成安幼稚園開園90周年

京都成安学園 成安幼稚園・清浦奎吾伯爵

成安幼稚園

本学園は、併設校として京都府向日市に成安幼稚園を運営しています。「豊かな創造力と健やかな体、たくましい自立心を育てる」という基本理念のもと、多くの園児が在籍しています。



成安幼稚園は、昭和4(1929)7月、昭和天皇御大典建造物大嘗宮の一部135坪の下賜を受けて、京都市上京区の相国寺校地内に「記念幼稚園」の設立を申請し、昭和5(1930)年3月、京都府知事の認可を受けて発足しました。昭和天皇御大典建造物御下賜の光栄に浴した本学園では、この建造物をもって記念幼稚園を建設することとなり、昭和4年に払い下げを受け、昭和5年4月には、寄宿舎の一室を仮園舎として開園、園長には、学祖瀬尾チカが就任しました。

その後、昭和50(1975)年4月に現在の京都府向日市に成安向日幼稚園を開設、翌年に相国寺校地の成安幼稚園を閉園し、成安向日幼稚園の名称を成安幼稚園に改称(実質的には移転)して、成安幼稚園の歴史を引き継ぎました。成安幼稚園は、学園創立100周年の令和2年に開園90周年を迎えました。

清浦奎吾伯爵

学園最高の後援者である清浦奎吾伯爵は、嘉永3(1850)年熊本県生まれ。漢学を修め、埼玉県で小学校の教壇に立ち、検事を経て貴族院議員、司法次官等を歴任、明治25(1892)年司法大臣となり、その後2度の司法大臣、農商務大臣兼内務大臣に就任。明治35(1902)年勲功により華族に列せられて男爵、明治40(1907)年子爵を受けられ、次いで枢密院間官に任命されました。同院副議長、議長を務めた後、大正13(1924)年に内閣総理大臣に就任。総理大臣退任後は、やっぱり社会公共事業に尽力されました。清浦伯爵は、西園寺公とともに長寿元老の双璧となり、西園寺公亡き後は藩閥内閣から政党内閣へ移行する我が国の明治・大正政治史に多彩な足跡を残されています。



清浦伯爵と学園とのご縁は、大正14(1925)年に始まりました。学園創立15周年記念式典における学院長の式辞によると「大正14年(略)清浦閣下もご入洛でいらせられましたので、ご来臨の程をお願い申し上げましたところ、幸いにもご承諾くださいまして、職員生徒に尊いご講話をいただいたのでございます。爾来、今日まで満10か年にわたり実に言語に尽くし難き程のご高恩を受け、いろいろの難闘に当たる毎に大なるお力添えをいただきまして、今日ある事ができたのでございます。誠にもったいなき限りであると一同深く感謝いたしている次第でございます。」とのことでありました。

清浦伯爵は、創立記念日などの式典や学校諸行事に度々ご来校くださるとともに、昭和3(1928)年3月の夜間制職業学校設立に当たっては、「縕日」という名称を考案していただきました。学校運営に当たっても、賛助員の依頼、生徒募集と財政的援助をめざす成安後援会の結成など、すべて清浦伯爵の思し召しにより有力諸士の後援を願うことになりました。昭和7(1932)年7月27日の財団法人京都成安女子学園設立の際には顧問に就任、お亡くなりになるまで筆紙に尽くし難い数々のお力添えをいただきました。また、清浦夫人にも伯爵と同じく学園に対してひとかたならぬ細やかなご配慮を頂きました。

成安造形大学 基本理念（教育理念）

「芸術による社会への貢献」

私たち成安造形大学は、芸術分野における真摯な教育と研究を通して広く社会に貢献する。独自の実践的学士課程教育によって、発想力・提案力・技術力に優れた清廉な人材を輩出する。そして、誇るべき永い伝統を全員が胸に抱き、新しき名門を目指す。

私たちは今、自らの文化や精神性を改めて深く認識し、それらをしっかりと引き継ぐことを真剣に考えねばならない時代にある。芸術の果たす役割もますます大きくなっていくに違いない。その中で私たちは、芸術大学の今日的意義を模索し、あるべき姿を追い求める。そして、新たなる芸術観の確立に向けて研鑽を重ね、公正なまなざしで自らの社会性を高め、創造性豊かな提案を続けていく。

私たちは、学びのクオリティーにこだわる。総合性と専門性を両立しうる高度なカリキュラムを準備するとともに、和気藹々と心地よく学べるゆきとどいた教育環境を整える。学生一人ひとりの個性としっかり向き合い、持てる力を大きく引き出す少人数教育を行う。

私たちは、造形にもとづく叡知を開く。ものをかたちづくるその過程において、多くを学び、心が生き生きする出会いの瞬間を見いだす。自然や素材と交わる経験を通して、学生たちが感性を大きく伸ばせる実践教育を行ふ。

私たちは、決して揺るがない。自らの芸術を実現し、高く成し遂げるための信念において揺るがない。なぜなら、本学には校訓「誠と熱」が脈々と息づいているからである。私たちは、私たちの起源であるその盤石の精神を継承し、さらに発展させ、学生たちに伝えていく。

私たちは、この場所から始めていく。この場所から生み出していく。学生たちとともに、多くの人々との交流と連携を進め、芸術の力で地域を活性化させる。そして私たちは、美しい湖国唯一の芸術大学であるという自負を携え、その熱き鼓動を世界に向けて響かせる。

大学名ロゴタイプ + キャラクターアイテム

成安造形大学【】

大学名ロゴタイプ + キャラクターアイテム「空（くう）」

キャラクターアイテム【】（空）のコンセプト

成安造形大学のキャラクターアイテム【】は、学びの空間を表している。

【】は、成安造形大学のひらかれた知の環境を示している。

【】の中に入れる白いまるい空間は、多様な人間の思考のありさまを示している。

そして【】の中にみえる白いまるい空間には、解からないことを解かるという知からはじまり、ついには解かったことが解からなくなるという【無知の知】を知るという意味が「空」として表されている。

「空」とは、事物の多元性・可変性・流動性を内含し、固定化したものと捉えない世界観を表したものである。

キャラクターアイテム【】（空）の表現

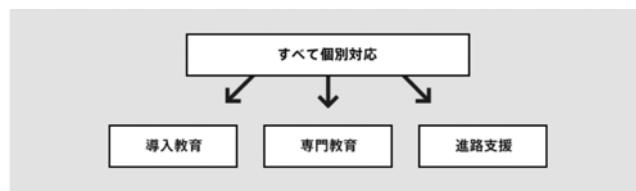
キャラクターアイテム【】は、印刷物・Web・動画・看板などのそれぞれの広告メディアに合わせ、括弧内に言葉を入れて使用したり、幅を広げたりと、形状や使用方法が柔軟に変化する。ビジュアルが変化することで、見る人それぞれの感覚を感じてもらえるため、常に新しくより深いイメージを与えられる。

SPP (seian personal program)

学生のみなさんが「なりたい自分」や「進みたい道」を実現するために。

成安では、学生一人ひとりを個別で支援していく、成安パーソナルプログラム(SPP)を実施しています。

入学から卒業まで、学習面、進路指導面、双方にわたって全力でサポートすることを約束します。



01

「個別」にこだわる。
学生一人ひとりにしっかりと向き合えるのは少人數教育ならでは。適正や希望に合わせて、ていねいな指導を行います。

02

「導入」で伸ばす。
1年次を中心に、充実した導入教育を用意。授業を通して、社会人に必要な基礎力が着実に身につくように工夫しています。

03

「専門」を鍛える。
専門分野を自由に選んで学べるカリキュラムと、思う存分制作に打ち込む環境を用意。自分の「専門性」をとことん追求できます。

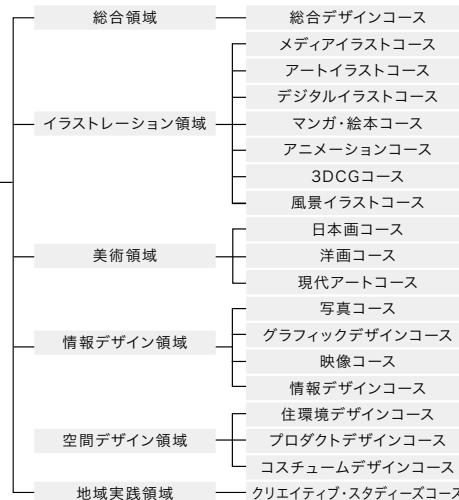
04

「進路」と向き合う。
1年次からキャリアサポートを実施。将来の目標に向かって、必要な力を積み重ねながら着実に進むことができます。

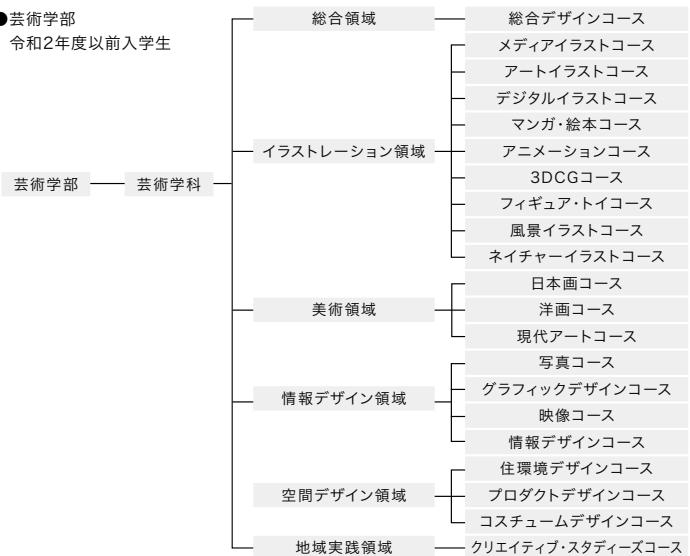
学部・学科構成

- 芸術学部
令和3年度以降入学生

芸術学部 —— 芸術学科 —



●芸術学部
令和2年度以前入学生



学則

平成3年7月31日制定

第1章 総則

第1節 目的、自己点検・評価及び情報の積極的な公開

(目的)

第1条

成安造形大学(以下「本学」という。)は、デザイン及び美術に関する学術の中心として、広く知識を授けると共に、深く専門の理論、技能及びその応用を教授研究し、人格の完成を図り、国際性に富み、個性豊かな教養の高い人材を育成し、もって文化の創造・発展、産業の発展、国家社会の福祉に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2

本学は、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2. 前項の点検・評価を行なうにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

(情報の積極的な公開)

第1条の3

本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に公開するものとする。

第2節 組織

(学部、学科及び定員)

第2条

本学に芸術学部を置く。

2. 芸術学部(以下、「学部」という。)に置く学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
芸術学部	芸術学科	200	10	820

(学部、学科の人文才育成目標)

第2条の2

建学の精神、校訓、及び基本理念(教育理念)の下、芸術分野の専門性と創造性(クリエイティビティ)に優れ、よりよき社会のあり方にについて主体的に考え行動することができる人材の育成を目的とする。

(附属研究機関)

第3条

本学の目指す教育及び研究活動の一層の推進を図るため、附属の研究機関を置く。

2. 各研究機関に関する必要な事項は、別に定める。

(附属図書館)

第4条

本学に、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他教育研究上必要な資料を、職員及び学生の閲覧に供するため、附属図書館を置く。

2. 前項の附属図書館に関する必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第5条

本学に、事務局を置く。

2. 前項の事務局に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条

本学に、次の職員を置く。

- (1) 学長、副学長及び学部長
 - (2) 教授、准教授、講師、助教及び助手並びに事務職員及び技術職員、その他必要な職員
2. 職員の任免その他の人事に関する必要な事項は、別に定める。

第4節 学長、副学長及び学部長

(学長)

第6条の2

学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第6条の3

副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第6条の4

学部長は、学長の命を受けて、学部に関する校務をつかさどる。

第5節 教授会及び専門組織

(教授会)

第7条

本学に、教授会を置く。

2. 教授会に関する必要な事項は、別に定める。

(専門組織)

第8条

本学に、必要な専門組織を設けることができる。

第6節 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第9条

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第10条

学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日に始まり、9月15日に終わる。

後期 9月16日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. 学長は、前項に定める学期について、事情により学期の数又は期間を変更することができる。

(授業期間)

第11条

1年間の授業期間は、35週を原則とする。

2. 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い期間において授業を行うことができる。

(休業日)

第12条

休業日は、次のとおりとする。

- (1)日曜日
- (2)土曜日
- (3)国民の祝日に関する法律に定める休日
- (4)本学園の創立記念日(7月17日)
- (5)春期休業(3月10日より3月31日までを原則とする)
- (6)夏期休業(7月26日より9月15日までを原則とする)
- (7)冬期休業(12月20日より翌年1月10日までを原則とする)

2. 学長は、必要のある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3. 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部及び学科

第1節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第13条

本学の修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第14条

本学の在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条及び第21条の2の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項に定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えることができない。

第2節 入学

(入学の時期)

第15条

本学に入学する時期は、学年の始めとする。ただし、本学が必要と認めた場合は、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第16条

本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2)通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3)外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4)文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5)専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6)文部科学大臣の指定した者(昭和23年文部省告示第47号)
- (7)高等学校卒業程度認定規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者も含む。)

- (8)本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学までに18歳に達する者

(入学の出願)

第17条

本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第18条

前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、教授会の意見を聴いて学長が合格者を決定する。

(入学手続き及び入学許可)

第19条

前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに誓約書、身元保証書その他所定の書類を提出すると共に、所定の入学金及びその他の納付金を納付しなければならない。

2. 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(学籍)

第20条

前条第1項に定める入学の手続きをした者は、本学の学籍に入れ、学籍簿に登録する。

2. 前項に定めるところにより、本学の学籍を有する学生は、本学則その他別に定める規定に基づき、学生の身分に伴う権利を有し、義務を負うものとする。

(編入学)

第21条

本学の第3年次に編入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1)大学を卒業した者
- (2)短期大学、高等専門学校を卒業した者
- (3)大学に2年以上在学又は在学見込みで、62単位以上修得した者
- (4)学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者

(5)専修学校のうち文部科学大臣の定める基準を満たすものを作った者。ただし、学校教育法第90条第1項に定める大学入学資格を有する者に限る

- (6)外国において学校教育における14年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者又は修了見込みの者
- (7)本学において、前各号と同等と認めた者で、入学までに20歳に達する者。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3. 編入学に関する必要な事項は、別に定める。

(転入学)

第21条の2

他の大学に在学している者で、本学への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

2. 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取り扱い、並びに在学すべき年数については、学長が決定する。

3. 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第21条の3

次の各号の一に該当する者で、本学に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1)学則第38条の規定により退学した者

- (2) 学則第39条第1項第1号の規定により除籍した者
2. 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第22条

- 教育課程は、本学の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。
2. 各授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目に区分し、これを各年次に配当して編成するものとする。
 3. 本学の授業科目の種類、単位数は別表第1-1及び別表第1-2、別表第2-1及び別表第2-2とのおりとする。
 4. 資格・免許状取得に関する科目は、次の各号に定めところによる。
- (1) 博物館法及び同法施行規則に定める学芸員の資格取得に必要な科目・単位数は、別表第2-1のとおりとする。
- (2) 教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目・単位数は、別表第2-2のとおりとする。

(授業科目の方法)

第22条の2

- 授業科目は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
2. 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業科目は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 3. 第1項の授業科目を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることについても、同様とする。
 4. 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(授業科目の履修と卒業要件)

第23条

- 学生は、次の各号に定めるところにより、別表第1-1及び別表第1-2の教育課程を履修しなければならない。
- (1) 開設授業科目は、第1年次より第4年次までにおいて履修する。

- (2) 必修授業科目は、卒業までにその全部の単位を修得しなければならない。選択授業科目は卒業までに規定の単位数を修得しなければならない。

2. 卒業に必要な単位数は、次の各号に定めるところにより、124単位以上とする。

- (1) 専門研究科目群の10単位を修得する。

- (2) 専門導入科目群・専門基盤科目群・基礎科目群、応用科目群、社会実践科目群、教養科目群より114単位以上を修得する。

3. 前項の規定により卒業要件として修得すべき124単位のうち、第22条の2第2項の授業の方法により修得した単位数は60単位を超えることができない。

(単位の計算方法)

第24条

- 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 卒業研究の授業科目については、その学修の成果を評価して単位を与えることができる。

3. 学修と評価に関する事項は、別に定める。
(単位の授与)

第25条

- 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第24条第2項の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他大学等における授業科目の履修等)

第26条

- 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合にも準用する。

3. 前各項に関する必要な事項については、別に定める。
(大学以外の教育施設等における学修)

第27条

- 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他の文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなす単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、第26条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3. 前2項に関する必要な事項については、別に定める。
(第1年次入学者の既修得単位の認定)

第28条

- 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に修得した前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなす単位を与えることができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第26条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4. 前3項に関する必要な事項は、別に定める。

5. 第1年次入学者の単位認定は、学長が決定する。
(第3年次入学者の既修得単位の認定)

第29条

- 第3年次入学者の単位認定は、入学以前の大学、短期大学又は専門学校において修得した単位のうち、卒業に必要な単位として認定できる単位数の上限を62単位とする。

2. 第3年次入学者の単位認定は、学長が決定する。

3. 第3年次入学者の既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(成績)

第30条

授業科目の試験の成績は、秀(90点以上)・優(80点～89点)・良(70点～79点)・可(60点～69点)・不可(59点以下)の5種の評語をもって表わし、秀・優・良・可を合格とする。

(資格取得)

第31条

博物館法(昭和26年法律第285号)同法施行規則(昭和30年文部省令第24号)に規定する博物館に関する科目及び別に定める科目的単位を修得した者には、学芸員の資格を授与する。

(免許取得)

第31条の2

本学に教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程をおく。

2. 本学において取得することができる免許状の種類は次のとおりとする。

学部・学科	学部・学科 免許状の種類
芸術学部芸術学科	中学校教諭1種免許状(美術)
	高等学校教諭1種免許状(美術)

3. 本学において前項の免許状取得を希望する者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

(その他)

第32条

この節に定めるもののほか、履修方法等に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

1 本学則は、令和4年4月1日から改正施行する。

第4節 休学、復学、転学、留学及び退学並びに除籍

(休学)

第33条

疾病その他特別の理由により2カ月以上修学することができない者は、事由を付して保証人連署の上「休学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2. 疾病、その他特別の理由により修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第34条

休学期間は、当該年度内とする。ただし、特別の理由がある場合は、別に定める手続きを経ることにより継続して2年を超えない範囲で休学期間の延長を認めることができる。

2. 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

3. 休学期間は、第14条の在学期間には算入しない。

(復学)

第35条

休学者が復学しようとする場合は、「復学願」を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第36条

他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第37条

本学と協定を結んでいる外国の大学等で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2. 前項の許可により留学できる期間は、1年以内とする。
3. 留学期間は、第13条に定める修業年限に含めることができる。

4. 留学した大学等で修得した単位の取り扱いについては、第26条の定めによる。
5. 留学に関する必要な事項は、別に定める。

(退学)

第38条

退学しようとする者は、事由を付して保証人連署の上「退学願」を提出し、学長の許可を受けなければならぬ。

(除籍)

第39条

次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- (2) 第14条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第34条第2項に定める休学期間を超えてなお復学又は退学についての願い出のない者
- (4) 死亡又は長期にわたり行方不明の者
- (5) 正當な理由がなく所定の手続きを怠り、修学意思がないと認められる者

第5節 卒業及び学位授与

(卒業)

第40条

本学に4年(第21条及び第21条の2の規程により入学した者は、同条2項の在学すべき年数)以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

2. 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書・学位記を授与する。

(学位授与)

第41条

本学を卒業した者に対して、学士(芸術学)の学位を授与する。

第6節 研究生、聴講生、単位互換履修生、科目等履修生、委託生、研修生、客員研究員及び外国人留学生

(研究生)

第42条

本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2. 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第43条

本学の特定の授業科目の聴講を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聽講生に関する必要な事項は、別に定める。

(単位互換履修生)

第44条

本学において他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む)との協議により、当該他大学等の学生に単位互換履修生として本学の授業科目を履修させることができる。

2. 単位互換履修生に関する必要な事項は、別に定める。(科目等履修生)

第45条

本学の特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として履修を許可することができる。

2. 科目等履修生には、本学則第25条及び第30条の規程を準用して単位を与えることができる。

3. 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。
(委託生及び研修生)

第46条

他大学等又は地方公共団体等から、学生や職員の研究・研修を本学に委託したい旨の申し出があった場合は、委託する理由、これらの学生又は職員の学歴その他必要な事項を審査し、その結果に基づき、本学の教育研究に支障のない場合に限り、委託生及び研修生として受け入れることができる。

2. 他大学等から委託された学生は、委託生といい、地方公共団体等から委託された職員は、研修生という。

3. 委託生・研修生に関する必要な事項は、別に定める。
(客員研究員)

第47条

本学に客員研究員を置くことができる。

2. 客員研究員に関する必要な事項は、別に定める。
(外国人留学生)

第48条

外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学納金及びその他の納付金

(学納金及びその他の納付金等の金額)

第49条

本学の学納金及びその他の納付金等(以下、「学納金等」という。)の種別と金額は、別表第3及び別表第3-2のとおりとする。

(学納金等の納入期日)

第50条

学納金等は、全額一括納入又は2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別の事情があると認められる者は、分納又は延納を認めることができる。

2. 前項の学納金等の納付方法に関する必要な事項は、別に定める。

(退学及び停学の場合の学納金等)

第51条

学期の中途中で退学又は除籍された者の当該学期分の学納金等は徴収する。

2. 停学期間中の学納金等は徴収する。

(休学の場合の学納金等)

第52条

休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料を納付することにより休学期間中の学納金等を免除する。

2. 学期途中から休学する場合の学納金等については、別に定める。

(復学の場合の学納金等)

第53条

復学した者は、復学を許可された学期末までの学納金等を指定する期日までに納入しなければならない。

(学年の中途で卒業する場合の学納金等)

第54条

学年の中途中で卒業する見込の者は、当該学期までの学

納金等を納入しなければならない。

(学納金等の免除及び徴収の猶予)

第55条

経済的理由により学納金等の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、学費等の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

2. 学納金等の免除及び徴収の猶予に関する必要な事項は、別に定める。

3. 外国人留学生については、別に定める。
(納付した学納金等)

第56条

既納された学納金等は、原則として返還しない。

第4章 賞罰

(表彰)

第57条

学長は、学力優秀・品行方正にして学生生活において他の学生の模範となる者を、卒業時又はその他の機会にこれを表彰することができる。

2. 表彰に関する必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第58条

学長は、学生が本学の学則又は諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2. 懲戒は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。

3. 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正當な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反したもの

4. 懲戒処分に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 厚生施設

(保健室)

第59条

本学に保健室を附設する。

2. 保健室に関する必要な事項は、別に定める。

第6章 奨学金

(奨学金)

第60条

本学に奨学金の制度を設ける。

2. 奨学金の制度に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 公開講座

(公開講座)

第61条

本学は、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座を開設することができる。

2. 公開講座に関する必要な事項は、別に定める。

第8章 学則の変更

(学則の変更)

第62条

本学則の変更是、教授会の意見を聴いて、学長がこれを行う。

3. 学籍【 】

学籍

学籍

(1) 学籍簿への記載事項

学籍簿は、本人であることが確認でき、学生としての身分関係が明確に判断できる事項を大学で備える表簿です。記載内容は下記の項目です。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ①氏名、生年月日、性別、国籍 | ②学部、学科、学籍番号 |
| ③写真 | ④住所及び連絡先 |
| ⑤入学前の学歴、職歴等に関すること | ⑥入学、卒業及び学籍異動の記録 |
| ⑦家族構成 | ⑧学費支弁者に関すること |
| ⑨その他 | |

(2) 学籍上の氏名

学籍上の氏名は、入学手続時に本人が届け出たもの(戸籍に記載されている氏名、外国籍の学生は旅券に記載されているアルファベット氏名)とします。

従って、本学が交付する各種証明書等は、これに基づいて取扱いますので、学籍上の氏名を無断で改めたり通称名を用いることはできません。

(3) 学籍番号

学籍番号のしくみ

一人ひとりの学生個別に付与される学籍のことを学籍番号といいます。

1	2	2	3	0	0	0	1
大学	入学年度		学科	個人番号			

(4) 学生証

学生証は成安造形大学の学生であることを証明するものです。常に携帯してください。

①提示が必要な場合

- 成績確認時
- 保留該当者試験受験時
- 図書館利用時
- 各種証明書受け渡し時
- 通学定期券購入時
- 学割証受け渡し時
- 提携施設の利用時

②紛失した場合

- 最寄りの警察署または交番に紛失の届出をする
教学課窓口にて再交付の申込みをする
(申込みには、警察への届出受理番号と再交付手数料1,000円が必要)



③返却が必要な場合

- 退学(除籍を含む)した時
- 再交付を受けた後に旧学生証が見つかった時

(5) 本人または、保証人の氏名・住所・連絡先の変更

本人または、保証人の氏名・住所・連絡先の変更が生じたときは、教学課の所定の用紙で届け出してください。
なお学生証・ライセンスカード記載事項に変更が生じる場合は、無料で学生証を再発行いたします。

(旧学生証、ライセンスカードと交換)

また氏名変更をおこなった場合は、SEIAN Gmailのアドレスも変更可能です。情報メディアセンターで確認してください。

変更事項	提出書類	提出先
本人の氏名に変更があった場合	氏名変更届	教学課
本人の住所、連絡先に変更があった場合	住所(連絡先)変更届	
保証人(保護者)に変更があった場合(人物の変更)		
保証人(保護者)の住所に変更があった場合	保証人変更届	
保証人(保護者)の氏名等に変更があった場合		

修業年限・在学期間

(1)修業年限

修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な在学期間をいいます。本学では4年です。

第3年次に編入学した場合の修業年限は2年です。

尚、転入・再入学した場合の修業年限は、入学を許可された年次により異なります。

(2)在学期間

在学期間は、8年を越えることはできません。第3年次に編入学した場合の在学期間は、4年を超えることはできません。

尚、転入・再入学した場合の在学期間は、入学を許可された年次により異なりますが、在学すべき年数の2倍に相当する年数を越えることはできません。

また、休学中の期間は在学期間に含めません。

留学

本学と協定を結んでいる外国の大学等での学修を希望する場合、学内選考を経て留学することができます。留学できる期間は1年以内で、留学期間は修業年限に含めることができます。

転領域（コース変更含む）

領域に所属する学生は、その領域のスタンダードカリキュラムに基づき学修計画をたてます。

領域により2年次からコースを選択してより専門的に学修をすすめます。

所属している領域（コース）から変更を希望する場合は、当該学生の学修状況や受け入れ先の事情などを考慮の上認める場合があります。

①まず所属の領域担当教員および希望する領域（コース）担当教員へ相談してください。

②事務手続きは、教学課窓口で行います。

③願い出用紙は、変更を希望する前年度1月末までに提出する必要があります。

④転領域（コース）の時期は年度初め（4月）とし、在籍期間中1回を限度とします。

休学

病気その他やむを得ない理由により、欠席の期間が2ヵ月以上にわたる場合は、各領域担当教員並びに教学課と相談の上「休学願」を提出し学長に許可を得ることで休学することができます。但し、疾病等による休学の場合は、医師の「診断書」を添付してください。

尚、疾病その他特別な理由により修学することが認められない者については、学長が休学を命ずる場合があります。

(1)休学手続きについて

所定の「休学願」を教学課で受け取り、必要事項を記入して提出してください。領域（コース）担当教員との面談状況を踏まえて休学を決定して許可書を送付します。

(2)休学期間

休学は休学を許可された日から、原則当該学期末または年度末までの期間とします。引き続き休学を希望する者は、あらためて休学手続きをすることで連続して2年間休学することができます。ただし休学期間は通算して4年を超えることはできません。

(3)手続き期日・学費

休学をする場合は、次の期日までに「休学願」を提出し、在籍料（半期20,000円）を納付してください。

休学中の者が引き続き休学を行う場合も同様に下記期日までとなります。

休学手続き期日 前期を休学する場合 5月15日まで

後期を休学する場合 10月31日まで

*令和2年度(2020年度)より休学手続き期間を変更しています。

上記期日までに休学手続きを終え休学が認められた場合、休学が認められた学期の授業料を免除します。ただし期日を過ぎた場合はこの限りではありません。

(4) その他注意事項

①休学した学期は、在学期間に参入されません。

②休学期間中は、本学の授業を受講することはできませんので実習室等で制作をすることもできません。ただし図書館での貸し出しや学生相談室の利用は可能です。

③休学期間を経過して、所定の手続き(復学、休学、退学)を行わない場合は除籍となります。

復学

休学者が復学しようとする場合は、教学課に「復学願」を提出してください。各領域担当教員の面談の上次の学期からの復学ができます。但し、疾病等による休学の場合は、復学しても支障ない旨の医師の「診断書」を添付してください。

(1) 復学手続き

所定の「復学願」に必要事項を記入して提出してください。領域担当教員との面談の上、復学を決定して許可書を送付します。

*休学期間が終了する約1～2か月前に期間終了及び学籍異動に関する手続き書類を送付します。

退学・除籍

(1) 退学

病気その他やむを得ない事由により修学が困難になり、退学しようとする人は「退学願」を保証人連署のうえ、学生証を添えて教学課に提出をしてください。

なお、当該学期履修科目的単位修得を希望する人は、当該学期末日付で退学願を提出しなければなりません。

(2) 除籍

次のような場合は、除籍となります。

①所定の納入期日までに学費を納入しない場合

②在学期間が8年を超える場合。ただし、3年次編入、転入学、再入学した場合は、在学すべき年数の2倍に相当する期間

③休学期間終了までに復学、休学、退学のいずれの手続きもとらなかった場合

④死亡または長期にわたり行方不明の場合

⑤正当な理由がなく所定の手続きを怠り、修学意思がないと認められる者

再入学

退学した者や未納となっていた学費を納入した除籍対象者が、原則同一学部学科に再入学を希望する場合、選考のうえ許可することができます。

手続きについては、教学課で確認をしてください。

ただし下記の該当者は再入学を認めません。

①懲戒による退学となった者

②最長在学年限(休学期間を除く)での卒業が不可能となり退学又は除籍となった者

4. 学生生活【 】

本学での新型コロナウイルス感染症に対する対応

本学では新型コロナウイルス感染症対策として、「3つの密」を徹底に避ける」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を徹底し、「新しい生活様式」を導入し、感染およびそのリスクを低減しつつ教育・研究活動を行っています。

また緊急事態宣言の発令や滋賀県とそれに隣接する地域の感染状況により、感染症拡大を予防し教育研究活動の継続を目的に課外活動の停止や施設使用の禁止など、この成安手帖に記載されている内容を制限している場合があります。学生の皆さんにはご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。

授業

開講曜日・開講時間

開講曜日 月～金(ただし、科目により土・日の開講もあります。)

開講時間は、1時限100分を原則としています。

1時限目	2時限目	昼休み	3時限目	4時限目	5時限目	6時限目
9:00～ 10:40	10:50～ 12:30	12:30～ 13:10	13:10～ 14:50	15:05～ 16:45	16:55～ 18:35	18:50～ 20:30

※令和3年度より授業時間、時間割が変更になっています

欠席

- (1)授業に出席しなかった場合は、すべて欠席となります。(公欠という制度はありません。)その場合、必ず所定の「欠席届」を授業担当教員に提出してください。
- (2)原則として出席がその授業回数の2/3に達しない場合は、その科目についての単位認定は受けられません。
- (3)欠席が続いた場合、または長期にわたって欠席する場合は、授業担当教員および教学課に相談してください。

休校・休講・施設使用

本学の休校、休講、施設使用については以下のいずれかに該当する場合、その状況に応じた措置をとります。

- (1)授業担当教員や大学の都合により授業を休講とする場合

Seian Active Portal(成安Aポータル)の授業連絡や休講掲示で連絡します。

また事情により所定授業開始時間から30分を経ても担当教員が出講しない場合は「自然休講」となります。(教学課で確認が必要)

- (2)気象庁が発表する気象警報において、「滋賀県大津市南部」、「滋賀県大津市北部」のいずれかの地域に、特別警報、暴風警報、または暴風雪警報のいずれかが発令された場合



<気象警報発令時の授業・施設の取扱い>

- ①午前7時までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合 ➡ 平常授業・施設利用可
- ②午前10時までに特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除された場合 ➡ 午前中(1・2限目)のみ休講・施設使用禁止
3限目より開講・施設使用可
- ③午前10時の時点で特別警報、暴風警報、暴風雪警報が解除されなかった場合 ➡ 終日 休校・休講・施設使用禁止
- ④授業中及び授業外(休日使用時含む)に特別警報、暴風警報、暴風雪警報のいずれかが発令された場合 ➡ 発令以降、休校・休講・施設使用禁止

(3) 下記①～③事情により、休校・休講・施設使用禁止が適切であると大学が判断した場合

休校・休講・施設使用禁止等の連絡は、Seian Active Portal(成安Aポータル)・SEIAN Gmail等で連絡します。

SEIAN Gmail・校内放送等で連絡します。

①自然災害等(台風、雷、洪水、暴風、豪雨、豪雪、高潮、津波、噴火、その他異常な自然現象など)により緊急事態と判断した場合。



②自然災害やストライキによりJR湖西線、JR京都線、JR琵琶湖線のいずれかが運行休止(または長時間の運転見合わせ)になり、かつバス等の代替手段がない場合。



③その他の事情により、休校・休講・施設使用禁止が適切であると学長が判断した場合。

これらに関する情報は、Seian Active Portal(成安Aポータル)・SEIAN Gmail等でお知らせします。

※①～③の緊急事態や河川の氾濫、道路の冠水や浸水、または鉄道への影響により大学から自宅への帰宅が困難な場合や「生命・身体に危険が生じる恐れがある」と判断した場合には、学内の安全な場所に避難するなど大学の指示に従ってください。

非常時には「身を守る行動」を優先してください。市町村などからの避難勧告・避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所に移動するなど直ちに「身を守る行動」をとってください。

補講

前記の理由等により、休講となった授業については、授業期間内に補講を行います。補講については授業ごとに異なりますので、各自授業連絡等で休講となった科目担当者の指示に従ってください。

大学からの連絡

SEIAN Gmail

全学生にSEIAN Gmailアドレスを配付します。

緊急を要する連絡、領域研究室やキャリアサポートセンター事務課・教学課奨学金担当などから個別学生への連絡は、SEIAN Gmailを通じて行う場合があります。

*SEIAN Gmailは毎日確認するようにしてください。



電話連絡

緊急の場合、大学に届け出ている個人の電話番号に連絡することができます。

大学の連絡先は、P.121に掲載しています。着信履歴を確認すると発信元が判ります。

着信拒否しないよう注意してください。



Seian Active Portal(成安 A ポータル)

Web履修登録や、あなた自身の各種情報の確認、時間割、大学からのお知らせなどが掲載されるポータルシステムです。キャンパス内からだけでなく、キャンパス外からも閲覧できます。閲覧する際には、ユーザーID・パスワードが必要です。大学Webサイトの「在学生の方へ」からもSeian Active Portal(成安Aポータル)に接続することができます。



※昨年度まで利用していた「成安情報サービス」からシステムが新しくなりました。Seian Active Portal(成安Aポータル)の詳しい利用方法については、別途ガイダンス等でご案内します。

メッセージ 大学からの最新のお知らせが随時掲載されます。未読・既読の確認が可能です。

学生からのお知らせ 学生や学生団体からのお知らせや告知のファイルを掲載・閲覧できるWebフォルダです。

掲示板 大学からのお知らせのうち年間予定など長期間掲載されることが前提となる情報が掲示板です。

休講・補講 あなたが登録している授業が休講する場合や補講がある場合、情報が表示されます。

時間割 あなたが登録している授業の時間割が表示されます。

リンク 学生生活に有用なリンクがページ末尾に掲載されています。

Seian Active Portal(成安Aポータル)

画面はSeian Active Portal(成安Aポータル)のログイン後表示される主要機能一覧です。

- ヘッダー:** A Active Portal, 設定 (日本語/ENG), ログアウト
- メニュー:** 前回ログイン日時: 2021/4/17 (木), マニュアル
- メニュー項目:**
 - トップページ, 授業支援, 就職活動支援
 - メッセージ (青背景), Web出欠管理, 学生指導
 - 掲示板, 休講・補講
- 掲示板:** 一覧へ >>, 握示はありません
- 休講・補講:** 一覧へ >>, 握示はありません
- 時間割:** 日, 今日, 4月カレンダー (4/17 (日) - 4/23 (土))
- リンク:**
 - 成安造形大学 公式サイト, SEIAN Gmail, 成安図書館: 本の検索
 - スクールバス通常運行日の時刻表(2021.4.12...), 路線バス 仰木の里線 時刻表 (平日), 路線バス 仰木の里線 時刻表 (土曜・祝日), おごと温泉駅 JR時刻表
 - 保健室, 拾得物一覧, 各種手続き

通学

安全上、できるだけ公共交通機関を利用して通学してください。通学途上では、本学の学生であることを自覚し、他人に迷惑をかけないよう注意してください。夜遅く帰宅する時は、なるべく明るい道を選ぶ、2人以上で帰宅するなど安全に留意してください。

通学方法については、別途必要な申請を行ってください。申請した通学方法以外の方法で通学途上に事故にあった場合、「学研災」(全員加入している傷害保険)の補償対象となりません。保険の詳細については、P.50を確認してください。

通学定期券の購入

居住地(現住所)最寄駅と大学最寄駅との間を順路により通学する場合に、『通学証明書』を提出することで通学定期が購入できます。アルバイト等、通学以外には『通学証明書』の発行はできません。



同じ区間を続けて購入する場合で、現在使用中もしくは有効期間満了日の日から2ヵ月以内の定期券*を提示できる場合は、『通学証明書』の提出を省略できます。

	購入時に必要なもの	購入場所
新規	通学証明書・定期券購入申込書	みどりの窓口・みどりの券売機プラス
継続(同一学年内)	定期券*	みどりの券売機・ピンクの券売機
継続(進級時)	定期券購入申込書・学生証・定期券*	みどりの窓口・みどりの券売機プラス

*詳しくは、JRのWEBサイトで確認(<https://www.jr-odekake.net/guide/img/teiki.pdf>)

JR西日本では、JR線と他の鉄道事業者にまたがる区間を、一枚の定期券で発売する連絡定期券 ICOCA定期券を発売しています。この場合、1枚の『通学証明書』で連絡定期券が購入できます。購入できる他の鉄道事業者は、近畿日本鉄道・阪急電鉄・京阪電車・南海電鉄・阪神電車・山陽電車・神戸電鉄・神戸新交通(ポートライナー・六甲ライナー)・京都市交通局・Osaka Metro・あいの風とやま鉄道・IRいしかわ鉄道です。

通学証明書の申請

『通学証明書』の発行を希望する学生は、通学証明書申請フォーム(下記参照)より申請してください。『通学証明書』の有効期間は、発行日より1ヵ月です。

申請した翌日(金・土・日曜日に申請した場合は、翌受付対応日)午後12時半以降に教学課にて交付します。受け取りの際は、本人確認のため学生証を提示してください。

年度末および年度初めは申請者が集中するため、申請期間および交付日を別に定めます。詳しい日程は、Seian Active Portal(成安Aポータル)または書面にて通知します。

年度途中に住所(現住所)を変更され、通学区間の変更が必要な場合は、「住所変更届」を教學課へ提出後、通学証明書申請フォームより申請してください。

表		
通学証明書		
学年 種 別	ICCOCA	ICカード
通学の区域	□	□
通学の区間	□	□
通学の方法	□	□
通学の区間	□	□
通学の方法	□	□
通学の区間	□	□
通学の方法	□	□
年 月 日曜日	年 月 日曜日	年 月 日曜日
年 月 日曜日	年 月 日曜日	年 月 日曜日
年 月 日曜日	年 月 日曜日	年 月 日曜日
記入しないでください。		
年 月 日まで		
年 月 日曜日	(発行年月日)	(発行年月日)
年 月 日曜日	(発行年月日)	(発行年月日)
年 月 日曜日	(発行年月日)	(発行年月日)
裏面		

*通学証明書申請フォームは、Seian Active Portal(成安Aポータル)のリンク内⇒◎各種手続きにあります。

スクールバス

JRおごと温泉駅と大学をシャトル運行しています。

Seian Active Portal(成安Aポータル)の「掲示板」に運行が決定し次第随時掲載します。

スクールバスを利用の際は感染症対策として、マスク着用し、会話は避けてください。

大学の授業日程等にあわせて、次のパターンで運行します。

「掲示板」では運行パターンを色(「青」「黄」「赤」)を使って示しています。

	運行内容
青 バス	<p>スクールバス運行日</p> <p>授業日①～⑯の平日(月～金曜日)ほか 時刻表は右ページを参照 (所要時間 約3分)</p> <p>*大学19:19発の便まではスクールバス(専用車両)で運行します。 スクールバス(専用車両)は、学生だけでなく本学に用事のある方は、無料乗車できます。</p> <p>*大学19:19発以降は、路線バス「94系統 仰木の里 外廻り循環」に最終便まで無料乗車で きます。</p> <p>*朝の混雑時は、路線バス「96系統 堅田仰木の里循環」、「おごと温泉駅」8:47発にのみ無料 乗車可能です。</p> <p>*成安造形大学19:30発のみJR堅田駅西口行きです(JRおごと温泉駅には行きません)。</p>
黄 バス	<p>路線バス無料乗車可能日</p> <p>授業日①～⑯の土曜日ほか 時刻表はSeian Active Portal(成安Aポータル)の「掲示板」または、江若交通株式会社の ホームページを参照</p> <p>無料乗車は次の場合に可能です <土曜・休日> 対象路線:「97系統 仰木の里循環」 対象便 :「おごと温泉駅」8:29発「成安造形大学前」8:37発以降、最終便まで</p> <p><平日(月～金曜日)> 対象路線:「97系統 仰木の里循環」と「94系統 仰木の里外廻り循環」 対象便 :「おごと温泉駅」8:29発「成安造形大学前」8:37発以降、最終便まで</p>
赤 バス	<p>スクールバスの臨時運行日</p> <p>大学祭やオープンキャンパスなどのイベント時の臨時運行(専用車両) 「青バス(スクールバス運行日)」の時刻表と異なります。</p> <p>「青バス(スクールバス運行日)」とは異なりますので、<u>路線バスを無料乗車可能なルールは適用されません。</u>注意してください。</p>

令和4(2022)年度 スクールバス運行日の時刻表 (2022年4月1日現在)

成安造形大学 行き (おごと温泉駅 発)	
時	分
8	20
	40
	56
9	18
	38
10	06
	36
	52
11	20
	37
	52
12	20
	37
	52
13	20
	37
	53
14	20
	35
	52
15	11
	27
	54
16	10
	26
	53
17	11
	38
	54
18	11
	38
	54
19	11

おごと温泉駅 行き (成安造形大学 発)	
時	分
8	28
	48
	04
9	26
	46
	12
10	45
	00
	11
12	26
	45
	00
13	26
	45
	01
14	25
	41
	00
15	19
	35
	02
16	18
	34
	01
17	19
	46
	03
18	19
	46
	02
19	19

96系統(「おごと温泉駅」2番のりば 発)

朝のスクールバス混雑時間帯の路線バス

時	分
8	47
9	—

堅田駅西口 行き (成安造形大学 発)

スクールバス運行日の最終スクールバス

時	分
19	30

成安造形大学19:30発のみJR堅田駅西口
(JRおごと温泉駅行きではない)行きです。

無料乗車可能な路線バスの利用上の注意

- ①無料乗車が可能なのは「青バス(スクールバス運行日)」「黄バス(路線バス無料乗車可能日)」のみです。運休日や「赤バス(臨時運行日)」は無料乗車できません。
- ②乗車時にはICカードをタッチしたり、整理券を取ったりする必要はありません。
- ③降車時には運転手に学生証(職員証)を提示してください。もし、学生証(職員証)を忘れて乗車した場合は無料乗車ができません。降車時に路線バス代金を支払ってください。
- ④「おごと温泉駅」「成安造形大学前」のバス停以外は乗降できません。途中下車・途中乗車・乗り越しをした場合は、この無料乗車のルールは適用されず、実際の乗降区間分の路線バス代金を請求されますので注意してください。
- ⑤路線バスは一般の方も利用されますので、乗降はすみやかにしてください。

駅のバスのりば



- ①おごと温泉駅 1番のりば
- ②おごと温泉駅 2番のりば
- △スクールバスのりば

自転車・バイク・自動車通学

申請により許可しています。必要書類を添えて教学課へ申請してください。※毎年手続きが必要

<必要書類>

自転車…自転車通学許可願・賠償責任保険証書(賠償限度額1億円以上)

バイク…バイク通学許可願・任意保険証書(賠償限度額対人・対物1億円以上)

運転免許証・自賠責保険証書・車検証(排気量250ccを超える場合)

自動車…自動車通学許可願・任意保険証書(賠償限度額対人・対物1億円以上)

運転免許証・自賠責保険証書・車検証



※自転車・バイク・自動車通学許可願は事務室前に設置しています。

►Seian Active Portal(成安Aポータル)からもダウンロードできます。

※自転車・バイク・自動車通学許可願以外はコピーを提出

大学内における自転車・バイクの駐輪および自動車の駐車

指定された駐輪場または駐車場(P.103～P.104)に駐輪・駐車してください。

自転車・バイク・自動車の通学許可手続き後に、許可シールまたは許可証をお渡しします。

自転車・バイク…駐輪した際に見える位置(泥よけ付近)に許可シールを貼付すること

自動車…駐車した際に見える位置(フロントガラス付近)に許可証を掲出すること

※駐輪許可シールおよび駐車許可証は、申請した年度内有効

※自転車の空気入れは守衛室に設置していますので、ご利用ください。



通学時および駐輪・駐車時の注意

- 交通ルールを遵守し、マナーを守り安全運転を心がけてください
- 事故を起こしたときはすぐに教学課に届け出ること
- 学内は通行禁止(駐輪場・駐車場への通行を除く)です
- 学内における事故・盗難等については、大学は一切責任を負いません
- 有効期限内の許可シールが未貼付の自転車・バイクや指定駐輪場以外の場所に駐輪された自転車・バイクは定期的に大学にて撤去・処分します
- 近隣住民の迷惑になるので大学周辺に駐輪・駐車はしないでください

近年、大学生の自転車・バイクによる事故が増加しています。運転者本人がケガをするだけでなく、加害者となり多額の損害賠償を求められるケースが増加しています。このような状況から、滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県他多くの自治体で、自転車損害賠償責任保険等に加入を義務づける条例が施行されています。学研災・付帯賠責(P.51参照)では通学中以外の事故は補償対象外です。通学以外で自転車を利用する学生は、別途自転車損害賠償責任保険に加入してください。本学では、アルバイトや買物など日常生活で自転車を利用する学生には日常生活まで補償する「付帯学総(学研災付帯学生生活総合保険)」を、おすすめしています。詳しくはP.50を参照してください。

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(抜粋)

- 自転車の安全で適正な利用の推進
夜間はライトを点灯し、傘さし運転や携帯電話等を使用しながらの運転はやめましょう。
また、自転車を運転するときは歩行者を優先させましょう。
- 自転車の点検整備および防犯対策
自転車の定期点検や整備を行いましょう。また、自転車の防犯登録を行い、駐輪するときは盗難防止のための施錠を行いましょう。
- 自転車損害賠償保険等への加入義務
自転車を利用するときは自転車損害賠償保険等(自転車の交通事故により生じた他人の生命または身体の損害を補償する保険または共済)に必ず加入しましょう。

学研災・付帯賠責・付帯学総・インバウンド付帯学総

学研災・付帯賠責

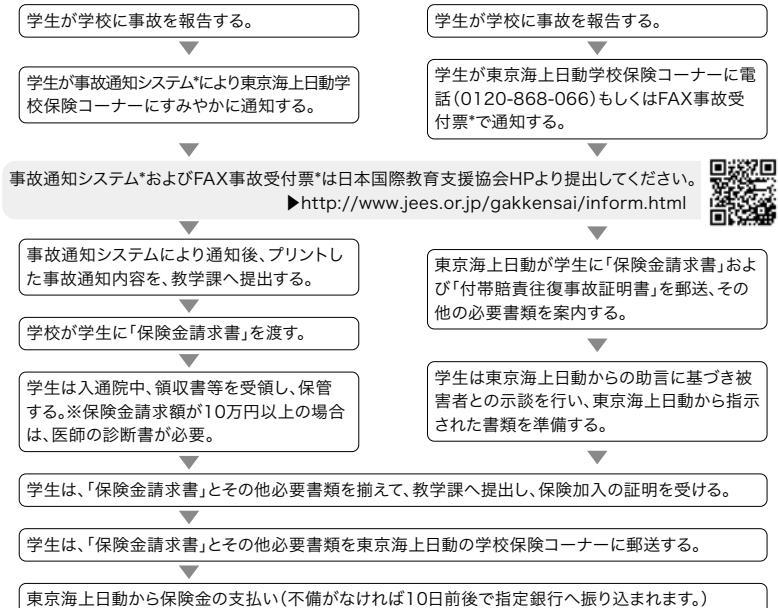
学生のみなさんが安心して学生生活を送るために、災害・事故への十分な備えが必要不可欠です。本学では、「学研災(学生教育研究災害傷害保険)Aタイプ+通学特約」と「付帯賠責(学研災付帯賠償責任保険)Aコース」に全員加入することを原則としています。

学研災と付帯賠責との違い

	種類	補償対象
学研災	傷害保険	学生(被保険者)本人のケガに対する補償
付帯賠責	賠償責任保険	学生(被保険者)が他人にケガを負わせた場合、他人の財物を損壊した場合等により、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償

*補償の範囲(補償内容・補償時間)等は、P.51を参照してください。

保険金請求手続きの流れ



付帯学総・インバウンド付帯学総

付帯学総(学研災付帯学生生活総合保険)は、学研災・付帯賠責では不足すると思われる私生活を含む24時間のケガや病気、賠償事故などを補償する保険です。インバウンド付帯学総は、外国人向けの学生生活総合保険です。入学前に申込みされた方は、6月中旬頃に加入者証が届きますので、大切に保管してください。入学後にも申込みは可能です。

保険金の請求(事故の連絡先)

付帯学総	T.S.A 03-5369-2623	*9:20 - 17:00(土日祝日を除く)
インバウンド付帯学総	T.M.A insclaim.futaigakuso@tmnf.jp	*9:00 - 17:00(土日祝日を除く)

*上記営業時間外に個人賠償責任保険の事故が発生した場合は、東京海上日動安心110番(0120-119-110)へ連絡してください。

*インバウンド付帯学総の事故連絡は、英語でも受付可能です。

学研災・付帯賠責・付帯学総の補償内容一覧

補償内容		補償時間	学生教育研究災害傷害保険 (略称:学研災) 全員加入		学研災付帯賠償責任保険 (略称:付帯賠責) 全員加入		学研災付帯学生生活総合保険 (略称:付帯学総) 任意加入	
			国 内	海 外	国 内	海 外	国 内	海 外
死亡・後遺障害	正課中・学校行事中	○	○					
	正課中・学校行事中・課外活動中以外で、学校施設内	○	○				×	×
	課外活動中	○	○				学研災で補償	学研災で補償
	通学・施設間移動中	○	○				○*1	○*1
	その他の日常生活	×	×				○*1	○*1
傷害	正課中・学校行事中	○	○					
	正課中・学校行事中・課外活動中以外で、学校施設内	日額4,000円 (最大180日間)	日額4,000円 (最大180日間)					
	課外活動中							
	通学・施設間移動中							
	その他の日常生活	×	×				○	×
通院	正課中・学校行事中	○ 治療日数1日以上 3,000円～30万円	○ 治療日数1日以上 3,000円～30万円				治療費用実費 *1 *2	
	正課中・学校行事中・課外活動中以外で、学校施設内	○ 治療日数4日以上 6,000円～30万円	○ 治療日数4日以上 6,000円～30万円					
	課外活動中	○ 治療日数14日以上 3万円～30万円	○ 治療日数14日以上 3万円～30万円					
	通学・施設間移動中	○ 治療日数4日以上 6,000円～30万円	○ 治療日数4日以上 6,000円～30万円					
	その他の日常生活	×	×					
疾病	死亡	24時間	×	×			×	
	入院	24時間	×	×			○	×
	通院	24時間	×	×			治療費用実費 *1 *2	
その他	救援者費用等	24時間					○ 100万円	100万円
	借家人賠償責任	24時間					○	
	生活用動産	24時間					○ 加入タイプにより補償対象	×
賠償責任	正課中・学校行事中			○ 1億円限度	○ 1億円限度			
	正課中・学校行事中・課外活動中以外で、学校施設内			×	×			
	課外活動中			○ 1億円限度	○ 1億円限度			
	通学・施設間移動中			×	×			
	その他の日常生活(クラブ活動等)							

*1 天災危険補償特約あり:地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガも補償対象となります。

*2 通院または入院を開始したその日を含めて60日を経過した日の属する月の末日までとなります。

学研災・付帯賠責・付帯学総の詳細については下記を参照してください。

財団法人日本国際教育支援協会のWebサイト

<http://www.jees.or.jp/gakkensai/index.htm>

各種証明書

各種証明書・学割の発行

証明書名	手数料/1通(在学生)	備考
在学証明書 在籍期間証明書 在籍証明書	200円	
卒業見込証明書	200円	卒業年次のみ発行
成績・単位修得(卒業見込)証明書	200円	卒業年次のみ発行
成績・単位修得証明書	200円	
英文証明書(*)	500円	同時申込時に限り、2通目より半額
各資格取得見込証明書(*)	200円	
学生証(再交付)	1,000円	紛失で再発行の場合は、警察署もしくは交番に届出して受理番号をもらう必要があります。
健康診断証明書	400円	大学の健康診断または指定医療機関で健康診断を受診した場合のみ発行可。
学校学生生徒旅客運賃割引証(学割証)	無料	片道100kmを超えて旅行する場合、割引普通乗車券(2割引)が購入できます。 申請方法など詳しくはP.77を参照してください。

※ 申込窓口は、教学課です。

※ 原則翌平日午後(12:30)以降発行 (*)の付いている証明書は約1週間を要します。

※ 卒業生・研究生は手数料が異なります。

アルバイト

アルバイトをする理由は人それぞれです。ですが学生の本分は勉強です。アルバイトで身体を壊したり、学業に支障をきたすのは本末転倒です。アルバイトをする場合は自分の生活リズムを崩さず取り組めるアルバイトを見つけましょう。



アルバイトをする前に知っておきたいこと

アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！

バイト代は、毎月、決められた日に、全額支払いが原則！ アルバイトでも、残業手当があります

アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます

アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません 困ったときは、総合労働相談コーナーに相談を

▶厚生労働省ポータルサイト

「確かめよう労働条件」 <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/parttime/>



インターネットを利用したアルバイト情報の閲覧

学生アルバイト情報ネットワークの求人情報提供サイト「バイトネット 成安造形大学専用ページ」を利用してアルバイト求人情報を閲覧できます。

利用登録には、大学で交付するSEIAN Gmail(seian.jp)が必要です。

初めての方は新規登録を行い、ID・パスワードを取得して利用してください。

▶バイトネット 成安造形大学専用ページ <https://www.aines.net/seian/>



下宿先情報

本学では、学生の皆さんのが安心してより良いお部屋探しが出来るように、株式会社 学生情報センターとの連携により下宿・マンションの紹介を行っています。このサービスでは、契約の際「仲介手数料」が「不要」な物件や、さまざまな要件に見合う物件の紹介を受けることができます。具体的なお部屋探しの開始から、契約までの手順については下記の連絡先へ連絡し、相談してください。



業務代行会社 株式会社 学生情報センター 京都駅前店
TEL.0120-194-749(フリーダイヤル) TEL.075-352-0010

学生会

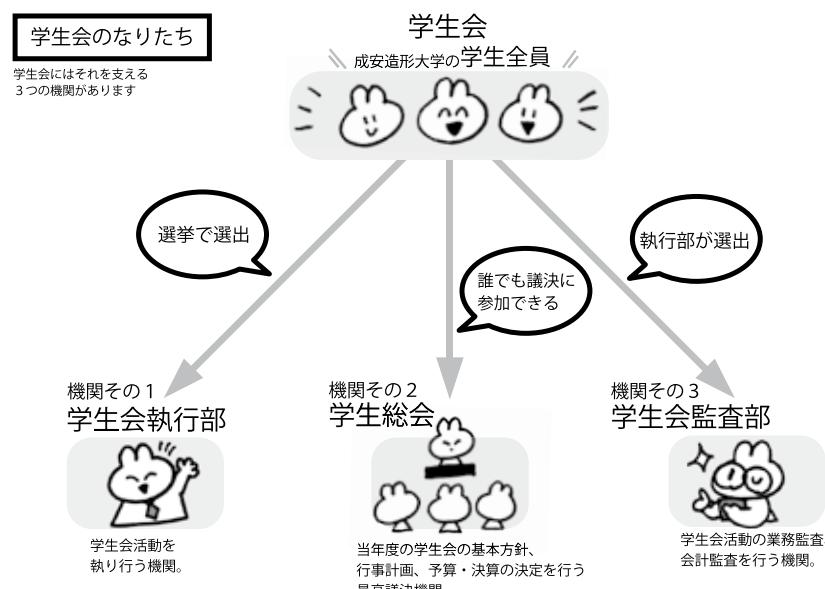
学生会は成安造形大学に在籍する全学生が会員です。学生会の会員は、会費として年10,000円を納入しています。(授業料とともに大学が代理で徴収しています。)

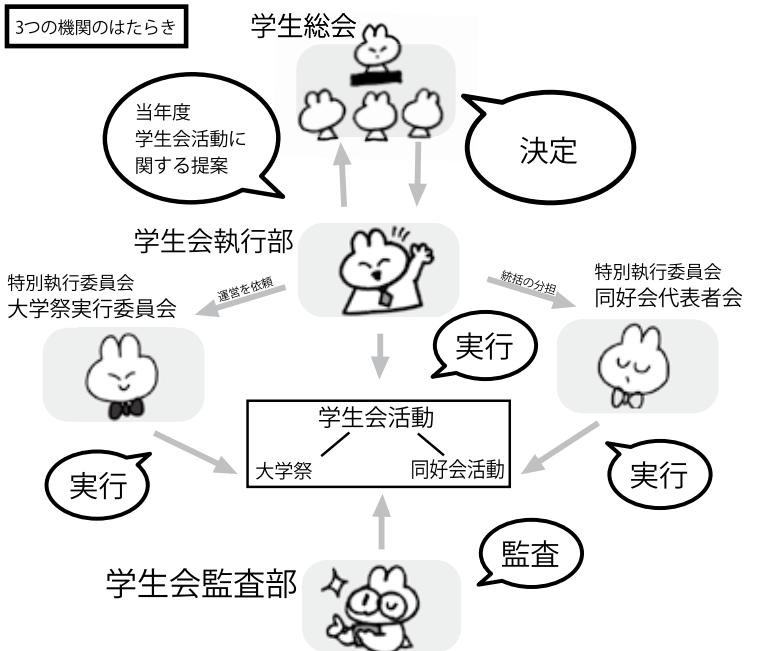


学生会の目的は、学生相互の親睦を図るとともに、学生生活の向上発展に寄与することです。

学生会は年に一度、『学生総会』を開催します。この総会には全学生が参加でき、議決に参加することができます。この学生総会において、当年度の学生会の基本方針・行事計画、予算・決算の決定などを行います。実際の運営にあたっては、選挙によって選ばれた『学生会執行部』が総会での決定に基づいて執行します。特定の行事や活動の執行・運営に関して学生会執行部が必要と認めた場合、学生会執行部はその下に『特別執行委員会』を設置する場合があります。例年、『大学祭実行委員会』と『同好会代表者会』が特別執行委員会として設置されています。

『学生会監査部』は、学生会の自治運営が適正に行われているかを監査します。





学生会 関連リンク集

▶ 学生会執行部へのメールでのお問合せ:gakuseikai@seian.jp



学生会執行部WEBサイト



◀トップページ:
<https://seiangakuseikai.wixsite.com/seiangakuseikai>



▶備品ページ:
<https://seiangakuseikai.wixsite.com/seiangakuseikai/bihin>



◀同好会ページ:
<https://seiangakuseikai.wixsite.com/seiangakuseikai/doukoukai>



▶お問合せフォーム:
<https://seiangakuseikai.wixsite.com/seiangakuseikai/toiwase>



Twitter

◀学生会執行部広報:
Twitter: <https://twitter.com/kohoseian>

留学等支援

学生生活の中で英語力の研鑽や留学などができるよう、次のような支援をしています。

- ・TOEFL基礎講座
- ・TOEFL ITPテスト
- ・留学説明会
- ・留学相談
- ・留学関連資料の閲覧・貸し出し
- ・交換留学生の推薦
- ・留学事前指導
- ・留学中のフォロー
- ・帰国報告会



※留学等支援に関するお問い合わせは留学生支援センターまで

外国人留学生

外国人留学生が有意義な学習および学生生活ができるよう、次のような支援を行っています。

- ・在籍管理
- ・在留資格手続き支援
- ・適切な在留のための情報提供
- ・学習／生活相談
- ・進路相談
- ・交換留学生センター制度
- ・奨学金の申請支援

※外国人留学生の学生生活に関するお問い合わせは留学生支援センターまで

学生意見箱

本学では、学生の皆さんのが学生生活を送るうえで、日頃から「こうあったらいいなと思っていること」や「疑問に感じていること」などについての、意見・要望を受け付けるために、学生食堂内に学生意見箱を設置しています。備え付けの用紙に、あなたの意見を具体的に記入して学生意見箱にいれてください。

毎月1日および15日に投かんされた用紙を回収し、担当部署で内容を検討し、可能な範囲で改善します。

回答は、Seian Active Portal(成安Aポータル)で行います。

※氏名は公表しません。

※内容が不明確な場合は、問い合わせることができます。

※無記名のものは、回答しません。

※個人に対する誹謗中傷等は受け付けません。



学生実態・満足度調査

学生実態・満足度調査は、本学に在籍している学生の学生生活を把握とともに、学修・生活サポート、施設設備に対する満足度を隔年で調査します。調査結果より今後の本学の修学支援、福利厚生等の改善に活かすための基礎資料を得ることを目的に行います。

5. 学費・経済的支援【】

学費

学費

項目／納入区分			前期	後期	年額
入学時のみ	—	入学金	200,000円	—	200,000円
	総合領域	授業料	450,000円	450,000円	900,000円
		施設実習費	75,000円	75,000円	150,000円
2020年度以前 入学者	イラストレーション・美術・ 情報デザイン・空間デザイン領域	授業料	780,400円	780,400円	1,560,800円
	地域実践領域	授業料	450,000円	450,000円	900,000円
		授業実習費	25,000円	25,000円	50,000円
	総合領域	授業料	490,000円	490,000円	980,000円
		教育充実費	91,250円	91,250円	182,500円
2021年度入学者 2022年度入学者	イラストレーション・美術・ 情報デザイン・空間デザイン領域	授業料	770,000円	770,000円	1,540,000円
		教育充実費	31,250円	31,250円	62,500円
	地域実践領域	授業料	450,000円	450,000円	900,000円
		教育充実費	31,250円	31,250円	62,500円

その他諸経費

項目／納入区分		前期	後期	年額
学生会年会費（1年間分）	*毎年	10,000円	—	10,000円
教育後援会年会費（1年間分）	*毎年	20,000円	—	20,000円
教育後援会入会費	*入学時のみ	5,000円	—	5,000円
領域別交流会費	*入学時のみ	2,000円	—	2,000円
学研災・付帯賠責保険料（4年間分）	*入学時のみ	4,660円	—	4,660円
卒業制作作品集（卒業アルバム）制作費	*4年次のみ	—	10,000円	10,000円
同窓会（終身会費）	*4年次のみ	—	20,000円	20,000円

※教育後援会費、学生会費、同窓会費は代理徴収します。

※学費・その他諸経費は、入学時を除いて毎年、前期（3月31日）・後期（9月30日）に分けて、それぞれの期日までに納入してください。納入にあたっては、大学より前期分は2月上旬、後期分は7月下旬に保護者宛に銀行振込用紙が送付されます。大学への納入は、すべて銀行振込となります。

※特待生・給付奨学生として合格した学生は、学費が異なります。また、特待生・給付奨学生としての適正が維持されているか否かを判断するため、2年次終了時に適正審査を行います。

学費の延納・分納制度

やむを得ない事情で定められた期日までに学費の納入ができない場合、延納または分納することができます。希望する場合は、学費納入期日（前期：3月31日、後期：9月30日）までに「学費延納・分納願」に事由、納入計画を記入して、教学課に提出してください。

(1) 延納の最終納入期日は下記のとおりです。

期限内で計画してください。

前期最終納入期日 7月31日

後期最終納入期日 1月31日

(2) 分納の最終納入期日は下記のとおりです。

6回までの希望される回数で納入することができます。

前期最終納入期日 8月31日

後期最終納入期日 2月28日（4年生は2月15日）



奨学金

成安造形大学の奨学金 ※留学生を除く

●成安造形大学学内奨学金(無利子)

<募集時期> 毎年4月

<貸与期間> 1年間(8月~3月を除く10ヶ月間)。ただし、次年度以降も貸与を希望する場合は、改めて出願しなければならない。

<貸与額> 年額20万円から50万円(家計の困窮度により大学で決定する)

<対象者の要件> 修学の意思があるにもかかわらず、経済上の理由により学業継続困難な学生

※家計の収入基準に制限あり

※日本学生支援機構の奨学金またはその他の奨学金を受けていないこと。

●成安造形大学同窓会奨学基金(無利子)

<募集時期> 随時

<貸与期間> 在学期間中1回のみ。

<貸与額> 100万円を限度とする。(貸与される奨学金は、授業料に振り替えるものとする。)

<対象者の要件> 学業成績優秀で継続して修学を希望しながら経済的事情により学費の支弁が困難となつた2年生以上の学生

※災害等により学業の継続が困難と認められる場合は全学生

●成安造形大学災害時学費減免(授業料減免)

<募集時期> 随時

<支給期間> 当該学期のみ

<支給額> 申請後、被害の程度に応じて判断する(最大で総合領域・地域実践領域は225,000円、総合領域・地域実践領域以外の領域390,200円)

<対象者の要件> 全学生

※災害救助法の適用を受ける震災、風水害等の自然災害及び感染症の流行により、主たる家計支持者(学費支弁者)について支出が著しく増大、もしくは収入が減少し、修学が著しく困難になった者、または生じるおそれがある者(被害の状況により判断する)

※この制度以外の授業料減免又は給付型の奨学金を受けている者は、原則として除外する。

日本学生支援機構の奨学金(国が実施する奨学金制度) ※留学生を除く

経済的理由で修学が困難な優れた学生に対し、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、学資の「貸与」または「給付」する制度です。

●「給付型」の奨学金

高等教育修学支援新制度として、経済的理由で大学への進学をあきらめないよう、2020年4月から、給付奨学金の対象者が広がりました。成績だけで判断せず、世帯収入の基準を満たしており、しっかりとした「学ぶ意欲」があれば支援を受けることができます。

また、給付型奨学金の対象となれば、大学の授業料・入学金も免除または減額されます。授業料・入学金の免除または減額については、大学にて別途手続きが必要です。

▶詳しくは日本学生支援機構 Web サイトの下記URL にアクセスし、ご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html>



<募集時期>

原則、毎年春及び秋に在学採用の募集を行います。Seian Active Portal(成安Aポータル)等を通じて案内します。

<支給期間・支給額>

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分に応じて、下表の金額(月額)が、原則として毎月振り込まれます。※毎年10月に支援区分の見直しがあります。

区分	自宅通学(月額)	自宅外通学(月額)	授業料減免額(年額)	入学金免除額
第I区分	38,300円(42,500円)	75,800円	700,000円	200,000円
第II区分	25,600円(28,400円)	50,600円	466,700円	133,400円
第III区分	12,800円(14,200円)	25,300円	233,400円	66,700円

(注1)生活保護(扶助の種類を問いません。)を受けている生計維持者と同居している人および児童養護施設等から通学する人は、上表カッコ内の金額となります。

(注2)自宅外通学とは、あなたが生計維持者のものを離れて家賃を支払って生活している状態をいいます。「自宅外通学」の月額を選択する場合、自宅外通学であるということの証明書類の提出が必要です。また、定められた要件に該当している必要があります。

(注3)成安造形大学給付奨学生、特待生の授業料減免額は、上記授業料減免額とは異なります。

(注4)入学金免除の対象者は、2022年度新入生のみ。

(注5)給付奨学生と第一種奨学生を併給される場合、第1種奨学生の月額が調整されます。(減額される場合や貸与月額が0円となる場合があります。)

<対象者の要件(基準)>

以下の(1)から(3)のいずれにも該当する人が支給対象となります。

(1) 学業成績等に係る基準(採用時)

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が適格認定における学業成績の基準において「廃止」に該当する場合は、支給対象外となります。

申込者年次	学業成績等に係る基準(採用時)
1年次	<p>次の①～③のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること</p>
2年次以上	<p>次の①、②のいずれかに該当すること。</p> <p>① GPA(平均成績)等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること ② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること ※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度(前学年)末までの累積」によって判定されます。 ※ 標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすことになります。</p>

(2) 家計に係る基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります。収入基準の審査を受けるためには、あなたと生計維持者(父母等)のマイナンバーを機構へ提出する必要があります。

① 収入基準

収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等によって異なります。春採用については2021年度住民税情報(2020年1月～12月の収入)により、秋採用については2022年度住民税情報(2021年1月～12月の収入)により審査を行います。申込者本人が市区町村民税を課税されている場合は、本人の所得も申告する必要があります。

支援区分	収入基準
第I区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること ^(※1)
第II区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額 ^(※2) の合計が 100円以上 25,600円未満であること
第III区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が 25,600円以上 51,300円未満であること

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額★1 = 課税標準額 × 6% - (調整控除額 + 調整額)★2 (100円未満切り捨て)

★1 市区町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(調整控除額+調整額)に3/4を乗じた額となります。

▶進学資金シミュレーターの「給付奨学金シミュレーション」(保護者の方向け)

世帯の年収等を答えることで、給付奨学金を受けることができるかをおおまかに知ることができます。詳しくは日本学生支援機構Webサイトの下記URLにアクセスし、ご確認ください。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>



②資産基準

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること

生計維持者の人数	基準額(あなたと生計維持者の資産額の合計)
2人の場合	2,000万円未満
1人の場合	1,250万円未満

(3)その他の要件

次の①及び②のいずれにも該当する人が支給対象となります。

①大学等への入学時期等に関する要件 ②在留資格等に関する要件(日本国籍でない場合)

※詳しくは、日本学生支援機構のホームページで確認できます。

<申込みから支給中のスケジュール>

	給付奨学金		
	2022年度在学採用 (1~4年生)	2022年予約採用 (1年生)	前年度より継続の奨学生
4月	『春採用』(4月から支給) 4月上旬 在学採用募集説明会 奨学金申込み・書類提出(学生→学校) ※期限は別途指示	4月上旬 予約採用者説明会 進学届の提出(学生→機構) ※提出期限別途指示 4月または5月 採用決定・初回振込・交付書類の受領 誓約書等の提出(学生→学校) ※提出期限別途指示	4月 在籍報告(学生→機構) ※未提出の場合、翌月以降の奨学金が保留または停止
5月			
6月	6月または7月 採用決定・初回振込・交付書類の受領 誓約書等の提出(学生→学校) ※提出期限別途指示		
7月	<給付奨学生全員が対象> 在籍報告(学生→機構) ※未提出の場合、翌月以降の奨学金が保留または停止		
8月	<給付奨学生全員が対象> 授業料減免継続申請書提出(学生→学校)		
9月	『秋採用』(10月からの支給) 9月上旬 在学採用募集説明会 奨学金申込み・書類提出(学生→学校) ※期限は別途指示	9月～10月<給付奨学生全員が対象>適格認定[家計]＊1 ※支援区分の変更がなかった学生には、書類での通知は行いません。 スカラネット・バーソナル「奨学生番号ごとの詳細情報」の画面の支援区分適用履歴で確認することが可能です。	
10月	11月または12月 採用決定・交付書類の受領 誓約書の提出(学生→学校) ※提出期限別途指示	支援区分の変更があった学生には、学校より通知を行います。	
11月		10月 <給付奨学生全員が対象> 在籍報告(学生→機構) ※未提出の場合、翌月以降の奨学金が保留または停止	
12月	<給付奨学生1年～3年生が対象> 適格認定説明会		
1月	<給付奨学生1年～3年生が対象> 継続願の提出(学生→機構)	※提出期限別途指示	
3月	<給付奨学生全員が対象> 適格認定[学業](学校→機構)＊2		
4月	<給付奨学生全員が対象> 適格認定[学業]の判定結果通知(機構→学校→学生)		

*1適格認定(家計)とは、毎年、生計維持者および学生本人の経済状況(マイナンバーにより取得した所得等情報および申告された資産額)に基づき、当年度10月以降の支援区分の見直しを行います。支援区分の変更があった場合は、10月以降の1年間の支給月額および授業料減免額が変更されます。

支援区分の見直しの結果、いずれの区分にも該当しない場合、支援対象外となり、10月以降の給付奨学金の支給および授業料減免が停止となります。次年度以降の支援区分の見直しの際に、再度いずれかの区分に該当した場合、給付奨学金および授業料減免が再開されます。

また、給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を受けている場合は、支給月額の変更により、第一種奨学金の貸与月額も変更される場合があります。支援対象外となった場合は、第一種奨学金貸与月額の制限(調整)は解除されます。

*2適格認定[学業]とは、あなたの学修状況等から、引き続き適格性を有しているか否か等の判定結果を学校から機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて給付奨学金の継続等にかかる措置をとります。このことを適格認定[学業]と言います。適格認定[学業]の結果によっては、給付奨学金の支給が廃止(打ち切り)となります。適格認定[学業]の基準については、下記に記載しています。

<適格認定[学業]における学業成績の基準>

区分	学業成績の基準
廃止	<ul style="list-style-type: none"> 修業年限で卒業できないこと（卒業延期）が確定した場合 修得単位数の合計数が標準単位数（※1）の5割以下の場合 出席率が5割以下など、学修意欲が著しく低いと学校が判断した場合 連続して「警告」に該当した場合 <p>※いずれの場合も、学業成績が著しく不良であり、災害、傷病その他のやむを得ない事由がない場合は返還が必要</p>
警告	<ul style="list-style-type: none"> 修得単位数の合計数が標準単位数（※1）の6割以下の場合 G P A（平均成績）等が下位4分の1の場合（※4）（※5） 出席率が8割以下など、学修意欲が低いと学校が判断した場合
継続	・「廃止」、「警告」以外の者

(※1) 標準単位数は、1年生31単位、2年生62単位、3年生93単位とする。

●給付奨学金－家計急変－

予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより要件を満たすことが確認されれば給付奨学金及び授業料等減免の支援対象となります。

新型コロナウイルス感染症に係る影響により家計が急変した場合も対象となることがあります。

▶給付奨学金－家計急変－

詳しくは日本学生支援機構 Web サイトの下記URL にアクセスし、ご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhens/index.html



<募集時期>

通年。原則として、急変事由発生日から3か月以内に申し込む必要があります。ただし、急変事由発生日が進学(進級)前の2021年1月以降、2022年3月以前の場合は、進学(進級)から3か月以内に申し込む必要があります。

<支給期間・支給額>

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで。支給額は、前述の「給付型」の奨学金と同じ。ただし、3か月毎(提出した給与明細等の証明書が12か月以上となった後は、1年毎)に家計急変に該当する生計維持者の給与明細等に基づき支援区分の見直しを行います。

<家計急変の事由>

詳しくは、日本学生支援機構のホームページで確認してください。

<申込み方法>

教学課にて事前相談を受付します。教学課窓口または電話・メールで問い合わせてください。

●「貸与型」の奨学金

日本学生支援機構の奨学金貸与事業は、教育の機会均等の理念のもと、意欲と能力のある学生等が、自らの意志と責任において大学等で学ぶことができるよう、国の重要な教育事業として実施されています。第一種奨学金(無利子)・第二種奨学金(有利子)を貸与しています。

<募集時期>

原則、毎年春に在学採用の募集を行います。Seian Active Portal(成安Aポータル)等を通じて案内します。

<貸与月額>

奨学金の種類		貸与月額					
第一種 奨学金 (無利子)	2018年度 以降入学者	自宅	20,000	30,000	40,000	—	54,000
		自宅外	20,000	30,000	40,000	50,000	64,000
	2017年度 以前入学者	自宅	—	30,000	—	—	54,000
		自宅外	—	30,000	—	—	64,000
第二種奨学金(有利子)		貸与月額は2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択できます。					
入学時特別増額貸与奨学金 (有利子)		10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択できます。 申込みは入学時(編入者は編入学時)の1回に限ります。					

※2018年度以降入学者の第一種奨学金の最高月額は、併用貸与の家計基準に該当する場合のみ利用できます。

※2020年度以降採用の給付奨学金と第一種奨学金を併給される場合、第一種奨学金の月額が調整されます。(減額される場合や貸与月額が0円となる場合があります。)

<推薦基準>

人物・学力の推薦基準を満たしている申込者を学校が推薦します。学力・家計の基準は希望する奨学金の種類により異なります。

(1) 学力基準

奨学金の種類		学業基準	
第一種奨学金	1年生	高校最終2か年の成績の平均が3.5以上 または高等学校卒業程度認定試験合格者	
	2年生以上	学部上位1/3以上	
第二種奨学金	全学年	学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること等	
入学時特別増額	入学時のみ	同時に申込んだ奨学金の基準が適用	

※上記の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者は、定められた項目に該当する場合、学力基準を満たす者として取り扱うことができます。

※上記基準に該当する場合であっても、申込時の学業成績が、適格認定の「廃止」に該当する場合は、貸与の対象外となります。

(2) 家計基準

申込時の生計維持者の年収(給与所得の場合)・所得金額(給与以外の収入の場合)等から特別控除額を差し引いた金額(認定所得金額といいます。)が、奨学金種別ごと世帯人数ごとに設定された収入基準額以下であることが家計基準となります。収入基準の審査を受けるためには、あなたと生計維持者(父母等)のマイナンバーを機構へ提出する必要があります。

<申込みから貸与中のスケジュール>

	貸与奨学生		
	2022年度在学採用(1~4年生)	2022年予約採用(1年生)	前年度より継続の奨学生
4月	『定期採用』 4月上旬 在学採用募集説明会	4月上旬 予約採用者説明会 進学届の提出(学生⇒機構) ※提出期限別途指示	4月 適格認定の結果により下記のとおり 「継続」4月末交付予定 「継続(指導)」、「警告」
5月	奨学生申込み・書類提出(学生⇒学校) ※期限は別途指示	4月または5月 採用決定・初回振込・交付書類の受領 返還誓約書等の提出(学生⇒学校)	4月末交付予定+面談必要 「停止」交付の停止+面談必要 「廃止」交付取り止め
6月	6月または7月 採用決定・初回振込・交付書類の受領	※提出期限別途指示	
7月	返還誓約書等の提出(学生⇒学校) ※提出期限別途指示		
毎月	奨学生の交付		
隨時	貸与中の異動(奨学生の身分の変動・情報等に変動があった場合)手続き(学生⇒学校)		
9月	『2次採用』※毎年募集があるかどうかはわかりません。機構より募集案内があった場合は、Seian Active Portal(成安Aポータル)にてお知らせします。		
11月	<貸与奨学生4年生が対象> 返還説明会		
12月	<貸与奨学生1年~3年生が対象> 適格認定説明会		
1月	<貸与奨学生1年~3年生が対象> 継続願の提出(学生⇒機構) ※提出期限別途指示		
3月	<貸与奨学生全員が対象> 適格認定(学校⇒機構)*1		

*1 適格認定とは、あなたの学修状況等から、引き続き適格性を有しているか否か等の判定結果を学校から機構に報告します。機構は、学校からの報告に基づき、学業成績等に応じて奨学生継続等にかかる措置をとります。この認定を適格認定と言います。適格認定の結果によっては、奨学生の貸与が廃止(打ち切り)されたり、停止されたりすることがあります。適格認定の基準については、下記に記載しています。

区分	学業成績の基準
廃止	学業成績が次のいずれかに該当する者 (1)卒業延期が確定した者又は卒業延期の可能性が極めて高い者 (2)当年度の修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない者
停止	学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある者
警告	廃止又は停止に該当しない者のうち、次のいずれかに該当する者。ただし、(1)又は(2)に該当する者のうち、次年度以降の修得単位(科目)数が当年度と同程度であっても卒業延期とならない者その他当年度の修得単位(科目)数に基づき警告認定を行うことが適当でないと認められる者は、除くことができる。 (1)当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位数(※1)の1/2以下の者 (2)前号の規定にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた者 (3)当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている者 (4)学修の意欲に欠ける者 (5)仮進級となった者
継続	「廃止」、「停止」、「警告」以外の者

(※1) 標準単位数は、1年生31単位、2年生62単位、3年生93単位とする。

●緊急採用(第一種)奨学生・応急採用(第二種)奨学生

生計維持者の失職・破産・事故・病気・死亡等もしくは火災・風水害等の災害等により家計が急変し、緊急に奨学生の必要が生じた場合に申込みができます。ただし、家計急変事由発生から12か月以内に限られます。

▶緊急採用・応急採用

詳しくは日本学生支援機構 Web サイトの下記URL にアクセスし、ご確認ください。
https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kinkyu_okyu/index.html



地方公共団体・民間団体等の奨学金

地方公共団体・民間団体等奨学金は、外部機関が実施する奨学金制度です。大学の推薦が必要なものや、大学を通さず希望する本人が直接申込むものがあります。団体により出願資格、貸与または給付金額、出願期間などは異なります。大学に募集案内があった場合は、Seian Active Portal(成安Aポータル)等でお知らせします。

日本学生支援機構のWebサイトにも情報が掲載されていますので、参考にしてください。

▶JASSO以外の奨学金情報

詳しくは日本学生支援機構 Web サイトの下記URL にアクセスし、ご確認ください。

https://www.jasso.go.jp/about/statistics/shogaku_dantaiseido/index.html

提携教育ローン

本学では金融機関と提携し、一般より低い利率など有利な条件で融資を受けることができる教育ローンを設けています。詳細は金融機関へ直接お問い合わせください。

機 関 名	名 称	問 い 合 わ せ 先	
滋賀銀行	ジャストサポート提携型 (教育資金)	クレジットセンター	0120-889-201
株オリエントコーポレーション	オリコ学費サポートプラン	オリコ学費サポートデスク	0120-517-325
株セディナ	セディナ学費ローン	カスタマーセンター	0120-686-909

日本政策金融公庫「国の教育ローン」

授業料・定期券代・在学のためのアパート代・パソコン購入費など多様な教育資金ニーズに対応した公的な融資制度です。融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者が対象です。日本学生支援機構の奨学金との併用も可能です。世帯年収(所得)に上限があります。詳しくは日本政策金融公庫のWebサイトで確認してください。

▶日本政策金融公庫 教育一般貸付(国の教育ローン)
<https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/ippan.html>



短期貸付金制度

在学生および研究生に対し修学および学生生活維持のため、一時的あるいは緊急に資金を必要とする場合、一定期間所定の金額を無利子で貸付し援助する本学独自の制度です。申込みには、印鑑が必要です。教学課にて受け付けます。

貸付金額:1,000円～9,000円(1,000円単位) 貸付期間:原則として3ヵ月以内

※卒業・修了予定者については、卒業・修了予定日当日までに返還しなければなりません。

※返還を延滞した場合、1年間貸付禁止などペナルティがあります。

成安造形大学教育後援会からの支援制度

【卒業制作展への支援】

卒業制作展の優秀な作品に対して優秀賞、今後の活躍が期待され高く評価された作品について奨励賞あるいは佳作の各賞が授与されます。各賞の賞金を教育後援会と同窓会が支援しています。

【展覧会補助金制度】

本学在籍中の学生(研究生・交換留学生を除く)が展覧会(グループ展・個展)を開催するにあたり、会場使用料、DM・ポスター制作費など経費の一部を教育後援会より補助する制度です。(作品制作にかかった費用を除く)今年度対象となる展覧会開催期間は下記のとおりです。この制度を利用するには、事前の申請が必要です。

開催期間:令和4年4月1日～令和5年3月15日

申請窓口:成安造形大学 総務課 教育後援会事務局

美術館・博物館優待制度

京都国立近代美術館・国立国際美術館・京都国立博物館・滋賀県立琵琶湖博物館 キャンパスメンバーズ

学部生、研究生、科目等履修生及び教職員は入館時に学生証又は職員証を提示することで、それぞれ下記の特典を受けることができますので、ぜひ、利用してください。
詳細は各美術館・博物館のWebサイトを参照してください。



キャンパスメンバーズ制度および施設	特典	利用方法
国立美術館キャンパスメンバーズ 京都国立近代美術館(京都・岡崎公園) https://www.momak.go.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 所蔵作品展（常設展）無料 企画展 割引料金（団体観覧料金） 	窓口で学生証・教職員証を提示
国立国際美術館(大阪・中之島) https://www.nmao.go.jp/		
京都国立博物館キャンパスメンバーズ 京都国立博物館(京都・三十三間堂前) https://www.kyohaku.go.jp/jp/	<ul style="list-style-type: none"> 平成知新館名品ギャラリーの無料観覧 特別展の観覧料金の割引 イベント料金の割引 等 	窓口で学生証・教職員証を提示
滋賀県立琵琶湖博物館キャンパスメンバーズ 滋賀県立琵琶湖博物館(滋賀県・鳥丸半島) https://www.biwahaku.jp/	<ul style="list-style-type: none"> 常設展示 無料 企画展示 割引料金 ※教職員は学外授業のみ無料 	窓口で学生証を提示

京都市動物園

写生及び学術研究等のための無料入園を許可されています。入園の際に、入園券と学生証を提示してください。入園券の申請は、教学課で受付します。

*一般入園者が多い時期など、入園許可できない期間があります。

詳しくは教学課で確認してください。

▶京都市動物園 <https://www5.city.kyoto.jp/zoo/>



京都市キャンパス文化パートナーズ制度

京都市京セラ美術館(コレクション展に限る)や元離宮二条城などの文化施設が100円で入場できたり、大学ミュージアムや京都国際マンガミュージアム等その他の文化施設等が優待で利用できる制度です。優待施設など詳しくはWebサイトで確認してください。各文化施設において割引などの優待を受けるには、学生個人による登録・入会手続き(無料)が必要です。

▶京都市キャンパス文化パートナーズ制度
<http://www.consortium.or.jp/project/kanren/culture>



展覧会の情報を確認しよう！

学生食堂棟前掲示板や聚英館3階聚英ホール前掲示板に展覧会のポスター・チラシを掲示しています。また、本館棟2階共通教育センター前に展覧会チラシや展覧会招待券などを設置しています。定期的に確認してください。



6. こころと身体の健康【】

けが、体調不良、悩んでいること、何か困ったことは、一人で悩まないでください。
心配なこと、誰に聞けばいいかわからないことなど、相談してみてください。

身体の健康

保健室

- 本館棟1階に保健室(処置室・休養室)を設置しています。担当職員が、身体のことや心の悩み等の相談に応じています。担当職員が本館棟1階事務室にいますので、利用の際は声をかけてください。
- 本学は学校医が在籍していません。そのため頭痛薬や風邪薬等の薬をお渡しすることは出来ません。また、けがの場合も、保健室でできることは応急処置のみです。応急処置後、専門医の治療が必要な場合は医療機関を紹介します。
- 担架、車椅子を設置しています。必要な場合は申し出てください。

[利用について]

- 開室日：月～金
 時間：10:00～16:00（看護師対応時間）
 場所：本館棟1階（キャンパスマップ参照）
 利用方法：教学課窓口へ



保健室Webサイト

- 保健室からのお知らせ、健康に関する情報などを随時更新します。
[Webサイトを閲覧するには、SEIAN Gmailアドレス・パスワードが必要です！](#)
- Seian Active Portal(成安Aポータル)のリンク「○保健室」からアクセスできます。



保健室だより

大学生になると、一人暮らしやアルバイトで生活が大きく変化し、体調を崩してしまうことがあります。健康な状態を保ち、充実した大学生活を送るために、自身での健康管理が必要となってきます。保健室では、健康管理のサポートが出来ればと思い、健康に関する情報を「保健室だより」として提供しています。季節に合わせた健康問題や、学生生活に取り入れやすい健康に関する情報などを、毎月1～2回のペースでSeian Active Portal(成安Aポータル)より発信していくので、うまく活用して健康管理に努めてください。

健康に関するご相談

体調が優れない、よく眠れない、月経が不規則だ、バランスのとれた食事の摂り方がわからない…
 悩んでる・困っているけど誰に相談したらいいんだろう…
 そんな時は、一度保健室に来てみてください。



定期健康診断

毎年3～4月に実施している健康診断は、学校保健安全法によって全学生の受診が義務付けられています。現在の健康状態の把握にもなりますので、必ず受診してください。



健康診断証明書

健康診断証明書は、大学で実施した健康診断の結果に基づいて発行します。
 健康診断を受診していない場合、健康診断証明書の発行は出来ません。
 健康診断証明書は、就職活動や介護等体験実習の際に提出を求められる場合があります。

緊急時の対応

学内で急病・けが人等が発生した場合、すみやかに教学課に連絡し、救命措置が必要な場合は処置を行ってください。また、事務室閉室後に発生した場合は守衛室に連絡してください。

教 学 課 TEL:077-574-2113(直通) 内線番号:162
守 衛 室 TEL:077-574-2302(直通) 内線番号:519、520



一次救命処置

心停止・呼吸停止などの場合、救急車を要請し、救急隊を待っていては手遅れになる場合があります。第一発見者が、一次救命処置を行うことにより、救命率を高めることができます。

一次救命処置とは、一般市民が行う救命処置です。これは、早急な119番通報、胸骨圧迫、AEDから成り立っています。

*AEDとは、電気ショックによって心臓の働きを正常に戻すことを試みる医療機器です。

AEDは、音声で手順を説明してくれ、簡単に操作できるようになっています。落ち着いて指示に従い操作してください。



[AED設置場所]

- ・守衛室
- ・本館棟事務室
- ・1棟1階ホール
- ・食堂棟学生ホール



学校感染症

学校保健安全法にて、出席停止が義務付けられている感染症があります。

これらの感染症にかかった場合、以下の表の出席停止期間は大学に登校してはいけません。

種類	病名	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、痘そう、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
第三種	コレラ	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症 など)	

学校感染症と診断された場合

- ①病院またはクリニックで出席停止となる感染症と診断された
 - ②大学の保健室・教学課に電話にて報告
 - ③出席停止期間は自宅療養(登校は禁止)
 - ④出席停止期間終了時に、診断を受けた病院またはクリニックで、学校感染症治癒証明書に記入をしてもらう
 - ⑤大学登校再開日に教学課(本館棟事務室)に提出する
 - ⑥出席停止期間で、欠席した授業の教員に欠席届を提出する
- *学校感染症治癒証明書は、保健室Webサイトの「学校感染症」または「リンク集」よりダウンロード・印刷することができます
- (新型コロナウイルスと診断された場合は、大学の指示に従ってください)

▶学校感染症治癒証明書

https://drive.google.com/file/d/15zvOB-zeTh-c_gID6OSuLFN07t5ykuOt/view



大学周辺の医療機関



病院名・電話	所在地	診療受付時間	月	火	水	木	金	土	日	備考
琵琶湖大橋病院 077-573-4321	大津市真野5-1-29 JR 堅田駅 徒歩15分	9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	休	救急時は左記に電話
		17:00~19:00	○	○	○	○	○	休	休	
大津赤十字病院 077-522-4131	大津市長等1-1-35 JR 大津駅 徒歩10分	8:00~11:30	○	○	○	○	○	休	休	救急診療は24時間365日対応
大津市民病院 077-522-4607	大津市本宮2-9-9 JR 膳所駅 徒歩10分	8:30~11:30	○	○	○	○	○	休	休	救急診療は24時間365日対応
		8:30~11:30	○	○	○	○	○	休	休	
大津赤十字志賀病院 077-594-8777	大津市和邇中298	12:00~15:00	○	○	○	○	○	休	休	
独立行政法人 地域医療機能推進機構 滋賀病院 077-537-3101										
滋賀医科大学 医学部付属病院 077-548-2111	大津市富士見台16-1	8:30~11:30	○	○	○	○	○	休	休	
まつだ内科胃腸科 077-577-3210	大津市雄琴北1-6-14 JRおごと温泉駅 徒歩1分	8:30~10:30	○	○	○	○	○	休	休	受診するのには紹介状が必要
		8:30~11:00	○	○	○	○	○	休	休	
仰木の里クリニック 077-573-2330	大津市仰木の里1-14-7	8:30~12:00	○	○	休	○	○	○	○	内科、消化器内科 日曜のみ9:00~12:00
ほんだクリニック 077-536-5530		16:45~19:30	○	○	休	○	○	休	休	
たかはし小児科 循環器科医院 077-572-3982	大津市今堅田2-8-21 JR堅田駅 徒歩5分	9:00~12:00	○	○	○	○	○	休	休	内科、循環器内科、小児科 ☆14:00~17:00
		15:00~19:00	○	☆	○	休	○	休	休	
林内科クリニック 077-573-4456	大津市今堅田2-16-11 JR堅田駅 徒歩5分	9:00~12:00	○	○	○	○	○	休	休	☆17:30~19:00
		16:00~19:00	○	○	休	☆	○	休	休	
山田整形外科 077-573-0058	大津市本堅田5-22-27 JR堅田駅 徒歩3分	9:00~12:00	○	○	○	○	○	休	休	整形外科、外科時間外の場合は 電話連絡
		17:00~20:00	○	○	○	休	○	休	休	
さいとう整形外科 077-573-9966	大津市衣川1-18-8 大 学より徒歩7分	9:00~12:00	○	○	○	○	○	☆	休	整形外科 ☆9:00~13:00
		17:00~20:00	○	○	○	休	○	休	休	
高山クリニック 077-577-3001	大津市雄琴北2-2-31 JRおごと温泉駅 徒歩1分	9:00~12:00	○	○	休	○	○	☆	休	外科、脳神経外科 ☆8:45~12:45
		8:45~12:15	○	○	休	○	○	休	休	
浮田クリニック 077-574-3751	大津市本堅田6-36-1 JR堅田駅 徒歩2分	9:00~12:30	○	○	○	○	○	休	休	産婦人科
		16:30~19:00	○	休	○	休	○	休	休	
かたた眼科医院 077-574-1311	大津市真野1-1 JR堅田駅すぐ	9:30~12:30	○	○	休	○	○	休	休	眼科 ☆13:30~16:00
		16:00~19:00	○	○	休	○	○	☆	休	
はやし眼科 077-574-4321	大津市今堅田2-14-3 JR堅田駅 徒歩3分	9:00~12:00	○	○	○	休	○	休	休	眼科 ☆17:00~18:45
		16:30~18:45	○	☆	○	休	○	休	休	
山元医院 077-572-1166	大津市今堅田2-26-20 JR堅田駅 徒歩12分	9:30~12:30	○	○	○	休	○	休	休	眼科、皮膚科 皮膚科は火曜午後も休診
		15:00~18:00	○	○	休	○	休	○	休	
桐山皮ふ科 077-574-3080	大津市真野1-1-62 JR 堅田駅すぐ	9:00~12:00	○	○	○	休	○	休	休	皮膚科
		16:00~18:30	○	○	○	休	○	休	休	
貴田耳鼻咽喉科 077-573-7322	大津市本堅田5-21-6 JR堅田駅 徒歩2分	9:00~12:00	○	○	○	休	○	休	休	耳鼻咽喉科
		16:00~19:00	○	○	○	休	○	休	休	
雄琴歯科医院 077-579-5555	大津市雄琴北1-3-27 JRおごと温泉駅すぐ	9:30~12:30	○	○	○	☆	○	☆	休	歯科 土曜は19時まで ☆ 9:30~13:00 △ 14:30~18:30
		14:30~19:30	○	○	○	休	○	△	休	
やまだ歯科医院 077-577-3222	大津市雄琴北2-2-3 JRおごと温泉駅 徒歩1分	9:00~12:30	○	○	休	○	○	○	休	歯科 完全予約制 ☆14:00~16:30
		14:30~18:15	○	○	休	○	○	☆	休	



こころの健康

学生相談室

大学生になると、自由に活動できることが増えてきます。でも、自由になった分だけ、戸惑うことも多くなってくるものです。困ったときは、友だちや先生に話したり、あるいは自力で何とか解決したりすると思いますが、そんなとき、学生相談室を使うという方法を、皆さんの選択肢の一つに入れてみるのはどうでしょう。学生相談室は、学生生活で起るいろいろなことについて、お話を聴くなかで皆さんをサポートする場所です。自分の感じること・思うことを話す場所がほしい、自分の迷いと一緒に考えてもらえる場所がほしい、自分のことについて考えてみたい、カウンセリングを受けてみたい、など、どんなことでもかまいません。皆さんのが学生生活を送る、一つの手助けになれば、幸いです。

利用について

[開室日] 月～金曜日 11時～18時(曜日により変動します。詳細は学生相談室通信参照)
 (休室期間:8月・年末年始。臨時休室については、相談室前の掲示をご確認ください。)

[場所] 本館棟1階東端(下図参照)

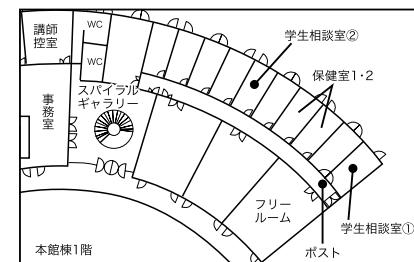
[スタッフ] 月・火・水・金 山川 裕樹(専任相談員・臨床心理士)
 月曜日 千秋 佳世(相談員・臨床心理士)
 水曜日 山本 有恵(相談員・臨床心理士)
 木曜日 塩本 美佐子(相談員・臨床心理士)
 金曜日 前田 聖津子(相談員・臨床心理士)

[相談内容]	・友人関係のこと	・自分の性格のこと	・制作・学業のこと
	・心身の健康のこと	・家族のこと	・専攻の先生のこと
	・将来の方向性のこと	・課外活動のこと	・その他生活全般のこと

学生相談室では、大学生活を送る上で生じるいろいろなことについて、どんなことでも専門のカウンセラー(臨床心理士)とお話しすることができます。一度だけの相談でもかまいませんし、毎週一回50分、継続的なカウンセリングを受けることもできます。成安造形大学に在籍している学生・研究生なら誰でもご利用可能です。なお、秘密は厳守します。

[利用方法]

相談は予約制です。初回予約は、相談室前のポストに申込用紙がありますので、必要事項を記入の上、投函してください。なお、メールによる相談申込も受け付けております(詳細については別途お伝えします)。数日以内に相談員から連絡します。



活動案内

学生相談室では、個別の相談を引き受ける以外にも、いくつかの活動をしています。学生の皆さんがあなたについて知る手助けとなるようなグループワーク授業の開催や、【学生相談室通信 えぼけー】の発行などです。えぼけーは相談室前でも配付しておりますので、ご自由にお持ち帰りください。

[グループワーク授業とは？]

現在、人間関係実習1・2を開講しております。この授業は合宿型の集中講義です。グループワークを通して自分自身の特徴や人とコミュニケーションについて体験的に知っていこうとするものです(詳細はシラバス参照)。学生相談室担当者提供の授業という位置付けではありますが、学生相談に関係なく、お気軽に受講してくださってけっこうです。授業の中で、人との出会いから自分に気付けるような機会が持てればなあ、と思っています。

※本年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により休止します。

[学生相談室通信 えぼけーとは？]

学生相談室からのおたよりです。学生相談室のスタッフが書くエッセーを載せて、年に数回不定期発行しております。エッセーが学生生活のちょっとした風通しになるといいなあ、と思って学生の皆さんに向けて書いておりますので、ぜひぜひ持っていって読んでください。学生相談室の前(本館棟1階)と学生相談担当者研究室の前(聚英館3階)で配布しております。なお、えぼけーには学生相談室の開室時間や申し込み方法も記入されております。相談室を利用しようかな、と思った人は相談室通信を見て、開室時間を確認してください。

カウンセラーからひとこと

大学の学生相談、カウンセリング、と聞くと、「自分はこころの病気じゃないし……」「私には関係のない場所かな……」と思う人もいると思います。でも、大学の学生相談は、医療機関ではないので、病気の治療を目的とする場所ではありません。学生さんならどんな人でも来いい場所なのです。実際に、普通の学生生活を送っているけど、「友だちに愚痴を言ってばかりではない、専門の人なら気が楽だから」とか「自分のこころの中にあることを誰かにちゃんと聞いてもらいたくて」とか、そうした理由で学生相談を利用している学生さんもいます。「大学に入って、思ったより友だちができなくて、一人暮らしで話し相手もいなくて……」という理由でも全然かまいません。カウンセラーは「話を聴くプロ」ですので、どんな話でも皆さんの話をお聴きしますよ。自由に話して、学生生活を送るちょっとした彩りにしてください。

もちろん、友人関係の悩み、制作上の悩み、家族関係での悩み、大学が合わないんじゃないか、気分がふさぎ込んで作品に手が着かない、など、立派な(?)悩みもちろんお話しください。学生相談室では、臨床心理士の資格を持った相談員が、あなたの話をしっかりとお聴きして、どのようにしていけばいいだろうか、一緒に道を考えていきたい、と思っています。どのようなことでもかまいませんので、学生相談室を利用してください。みなさんと出会える時を楽しみにしています。

フリールーム

相談室の隣には、学生がいつでも自由に使える“フリールーム”があります。ちょっと疲れたとき、1人になりたいときなど、自由に使えます。フリールームは、大学内で「何もしなくていい場所」です。ちょっと疲れたな、人目がないところで休みたいな、ボーっとしたいな、そんなときにこっそりフリールームを訪れて、ゆっくりしていってください。

＜時間・場所＞ 月～金 10:00～16:00(授業日①～⑯利用可能)

本館棟1階学生相談室前 ※開室時間は事務室の開室時間に準じます。

障がい学生支援に関する基本方針と受け入れ姿勢

【基本方針】

成安造形大学(以下、「本学」という。)は、障がいのある学生が本学での修学・学生生活において、他の学生と等しく教育が受けられるよう、個々の障がいの状態・能力・特性や教育的ニーズに応じて学内外の関係部署等と連携しながら全学的な支援体制を強化し、本学における障がいのある学生に対し、合理的な配慮に基づく修学支援及び環境整備を図っていく。

また本学は、「国連・障害者の権利に関する条約」の理念に基づき、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)等を遵守し、全ての教職員が障がい学生支援の向上・充実を図っていく。

1. 機会の確保

障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することがないよう、修学機会を確保する。また、高い教養と専門的能力を培えるよう質の高い教育を維持する。

2. 情報公開

障がいのある大学進学希望者や本学に在籍する障がいのある学生に対し、大学全体としての基本方針・受け入れ姿勢について情報を公開し、社会に対する説明責任を果たす。

3. 決定過程

権利の主体が障がいのある学生本人にあることを踏まえ、本学の体制面・財政面を勘案し、障がいのある学生からの要望に基づいた合理的な調整を行う。

4. 教育方法等

情報保証、コミュニケーション上の配慮、公平な試験・成績評価など必要な合理的な配慮を行う。

5. 支援体制

障がいのある学生への支援を全学的に行うため、関連部署が連携しながら具体的な方策を検討及び実施する。

6. 施設・設備

障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう、キャンパスのバリアフリー化、介助者等の人の支援、情報アクセシビリティの向上等に努める。

7. 研修

教職員に向けて障がい学生支援に関する研修(FD、SD)を実施する。

【受け入れ姿勢】

本学では、障がいのある学生一人ひとりの状況に合わせて対応できるように相談窓口を設けて支援を行っています。

(1)入学前の支援について

入学前においては、入学広報課が相談窓口となります。本学主催のオープンキャンパスや学内見学等で配慮が必要な場合は参加される前に、また受験の際に特別な配慮を必要とする場合はエントリー・出願前に入学広報課までご連絡ください。

入学試験に合格し入学を決めた後に、入学後の相談を希望される方も入学広報課までご連絡ください。ご相談の内容に応じて関連する担当と一緒にご相談に応じます。

(2)入学後の支援について

入学後においては、教学課が相談窓口となります。学修や学生生活の相談、一人ひとりのニーズに応じた配慮など、さまざまな支援を行っています。

障がい者手帳や医師の診断書の有無に関係なく、みんな等しく学修や学生生活がおくれるよう、学生または保護者からの相談に応じます。

学修や学生生活に関する悩みや相談したいことがあれば、遠慮なく学生支援部にお問い合わせください。(支援内容)

障がいのある学生の悩みや相談をお聞きし、ノートテイカーの配置、教室での配置の調整、フリールームの提供、授業に関する面談調整、その他個別対応など、お一人おひとりの不安などを解消するための配慮や支援などの具体的な内容について、一緒に考え可能な限りの取組みを行います。

決まった支援策については、学内の関連部署や学生相談室、保健室、領域・コースと連絡・調整・連携して行います。

また、学生相談室では、臨床心理士の資格を持ったカウンセラーが学生の個別支援に応じています。学生生活や課外活動、就職のことや家族のことなど、学生生活で生じるいろいろな悩みについてのカウンセリングを受け付けています。

大学構内の施設・設備においては、車椅子用駐車場やスロープ、多目的トイレなどを一部の施設に設置しており、障がいのある学生が安全かつ円滑に学生生活が送れるよう大学の関連部署と連携協力しながら施設・設備の充実に向けて取り組んでいます。

(3)就職・進路支援について

就職・進路においては、キャリアサポートセンター事務課が相談窓口となります。

本学の「キャリアサポート」は単なる就職支援だけでなく、生涯にわたってアートやデザインの「研究」「創作」を生活と仕事の両方にいかしていくよう、在学中から支援していくことを強く意識しています。

(支援内容)

個別面談に基づき、障がい学生の希望職種・勤務地希望等のニーズを把握したうえで求人を紹介し、学内合同企業説明会へ参加する場合のサポートや、必要に応じて大津若者サポートステーション等の外部機関と連携をするなど、さまざまな取組みをおこないます。

ハラスメント

何気なく言った言葉や行った行為が相手を不愉快にし、人権を傷つけてしまうことがあります。それはハラスメントにあたります。被害者には精神的苦痛が大きく、ましてやそれが日常的に續けば大変なストレスとなります。またその意図がなくともハラスメントとなることを忘れないでください。

ハラスメントについて正しく理解することが大切です

ハラスメント(harassment)とは、

人を苦しめること、人を困らせること、嫌がらせという意味

例えば次のような行為・言動はハラスメントになります



セクシュアル・ハラスメント例

- ・相手が嫌がっているにもかかわらず、性的な冗談や容姿についてのからかいを繰り返す。
- ・コンパや懇親会の席上で異性にお酌を強要したり、カラオケでデュエットを強要する。
- ・「女のくせに」「男のくせに」といった差別的な発言をする。
- ・教室・研究室にヌード写真を貼る。
- ・教育・研究上の成績評価や就職などの便宜を圖る代わりに性的要求をする。尚、執拗につけまわすストーカー行為や、嫌がらせの電話・メールを繰り返し送り続ける行為は犯罪です。



アカデミック・ハラスメント例

- ・指導教員からの指導拒否・性別差別・研究妨害・恣意的で公平を欠く成績評価、指導の域を超えた人格を否定するような言動。
- ・研究等を名目として、学生を必要以上に拘束する。
- ・教員の私的な用事を学生に不必要に強いることにより、学生を不快にさせる。

パワー・ハラスメント例

- ・クラブ活動やサークル・同好会活動において、上級生が下級生に対して常軌を逸したことを強要する。(一気飲みの強要など)
- ・教員・先輩、上級生といった地位を利用したマルチ商法や宗教等への勧誘・強要。
- ・意図的に仲間はずれにする。
- ・根拠もなく人の尊厳を傷つけたり罵倒したりする内容の言動を、人前で行う。



アルコール・ハラスメント例

- ・先輩や卒業生が、「ゼミやサークル・クラブの伝統やしきたり」「通過儀礼」などと言って心理的圧力をかけて、飲まざるを得ない状況に追い込む。
- ・場を盛り上げるために、イッキ飲みや罰ゲームによる飲酒を強要する。
- ・あらかじめ酔いつぶすための用意(吐くための袋やバケツなど)をして飲み会を行う。
- ・未成年者に飲酒をすすめる。※違法行為。



ハラスメントを起こさないようにするためには

ハラスメントを起こさないようにするためにには、一人ひとりが次の事項の重要性について十分認識する必要があります。

- (1) お互いの人格を尊重しあうこと。
- (2) お互いが大切な社会的パートナーであるという意識を持つこと。
- (3) 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- (4) 异性を劣った性として見る意識をなくすこと。
- (5) ハラスメントの背景には、偏見や差別意識があることを自覚すること。
- (6) 地位の上位者は、地位の下位者に対して、優越意識や支配意識を持ちやすいことを自覚すること。

懲戒等処分

ハラスメントの態様等によっては信用失墜行為、全体の奉仕者にふさわしくない非行又は学生の本分に反する行為等に該当する事実が認められた場合は、「成安造形大学学生懲戒規程」に基づき懲戒等処分に付されることがあります。

もし、ハラスメントを受けたら

悪いのは相手です、我慢したり自分を責めないように

ハラスメントを無視したり、受け流したりしているだけでは、必ずしも状況は改善されません。

「自分に悪いところがあったからでは」と考えてしまいがちですが、悪い事をしたのは相手です。

相手に、嫌だと感じている事を知らせましょう。

一人で言えない場合は、友人や信頼できる人、または「ハラスメント相談員」に助けてもらいましょう。

自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら勇気を持って助けてあげましょう。

また、相談に乗ってあげたり、相談員まで同行してあげましょう。

自分の周囲でハラスメントにあっている人がいたら

ハラスメントが発生した日時、内容等について記録しておきましょう。



プライバシーは守ります

本学では、「学校法人京都成安学園ハラスメント防止規程」に基づき、ハラスメント相談員を配置しております。ハラスメント相談員は、秘密を厳守し、相談者が相談したことによって不利になるようなことは決してありません。



ハラスメント相談員

「これはハラスメントかな?」と思ったら、一人で悩まず、ハラスメント相談員に相談してください。

○ハラスメント相談員

ハラスメント相談員の連絡先等は、Seian Active Portal(成安Aポータル)の
「掲示板」で確認してください。

公共の相談先

法務局「女性の人権ホットライン」 0570-070-810 平日 8:30～17:15

法務局「みんなの人権110番」 0570-003-110 平日 8:30～17:15

▶法務省では人権相談をインターネットでも受け付けています
<http://www.jinken.go.jp>



7. ルールと危機管理【】

成安造形大学 課外活動のルール

この度の新型コロナウィルス感染症対策に伴い、学生の学内外の活動については制限しており、課外活動や学内イベントは原則禁止としています。今後の感染状況とともに国の経済の動向により判断します。対応については「Seian Active Portal(成安Aポータル)」掲示板でお知らせします。

課外活動について

「課外活動許可願」によって申請を行うことで学生委員会に「課外活動」の許可を求めることが可能です。本申請は、委員会が課外活動の実施にあたって特段の事情があること、主催者側が必要な感染症対策を講じる準備があることを企画書等の文書をもって委員会に説明するための申請です。委員会が課外活動の実施を認めの場合がありますが、それは特例的な措置であり、本申請をもって課外活動の実施が認められるという保証は一切ありませんので、その趣旨を十分に承知のうえで申請をしてください。

同好会活動に伴う学外での課外活動届

学生会・同好会活動において、学外で活動する場合は、事前に届出が必要です。「同好会活動に伴う学外での課外活動届」を作成し、顧問に報告し承諾をもらった上で、教学課に申請してください。
必ず事前に申請し許可を得なければ、学外での課外活動は認められません。皆さんにケガ等があった場合の保険対応をするためにも申請が必要です。課外活動届を忘れないように注意してください。



学内でのイベント申請

大学内でイベントを実施する場合は、事前に「学内イベント実施願出書」に必要事項を記入し、教学課に申請し、許可を得てから広報および実施をしてください。学内イベントを実施する際のルールは次のとおりです。



- ①イベントとは、本学学生が主体となって学内（屋内、屋外とも）で実施する行事のことです。
※通常の授業やプロジェクト関連の授業で教員が指導にあたるイベントは除く。
- ②実施する7日前までに「学内イベント実施願出書」に必要事項を記入し提出してください。ただし7日前に提出された場合でも許可できない場合があるので、可能な限り早く相談または申請すること。
- ③関連部署の確認（承認）をうけなければ企画（事前の告知も含めて）を実施してはならない。
- ④イベント内容について変更などの指導をする場合があります。
- ⑤同好会活動において学内関係者を対象にイベン

トをする場合も申請が必要。また学外関係者が企画に参加する場合は、別途手続（会議・イベント等学外参加者届）も必要です。

- ⑥学外者がイベントに参加する場合は、イベント保険への加入を義務付けます。
- ⑦イベント企画にともない、使用の届出や許可が必要な施設に関しては別途手続も必要です。
- ⑧学内関係者向けイベントでの販売は、トラブル発生の可能性があるため、実施できません。
- ⑨イベントは、授業に影響を及ぼす可能性がある時間及び場所では実施できません。

火気使用についてのルール

防火の観点から、大学内で焚き火・花火・カセットコンロを使っての煮炊き等は、禁止です。親睦・交流会許可願により、教職員の立ち会いのもとで炭火によるバーベキューのみ許可しています。（親睦・交流会開催についてはP.75を確認すること）

親睦・交流会開催

学内において親睦・交流会を開催する場合は事前に「親睦・交流会許可願」に必要事項を記入し、教学課に提出が必要です。

【申請】

- ①飲酒を伴う場合や火気を使用する場合は、実施する1週間前までに、「親睦・交流会許可願（管理監督者の認印が必要）」を教学課に提出してください。
- ②飲酒を伴わない場合や火気を使用しない場合は、実施する前日までに、「親睦・交流会許可願（管理監督者は不用）」を教学課に提出してください。

※管理監督者…領域・コース・ゼミ・グループの場合
は担当教員

同好会の場合は担当顧問

【開催可能場所】

- ①食堂棟「学生ホール」
- ②食堂棟「食堂」
- ③イベント広場
- ④本館棟2階講義室

注1 食堂の営業時間内は、使用不可。

注2 イベント広場に隣接するG棟階段周辺、H棟階段周辺およびD棟・E棟・F棟の屋根の下は、使用不可。

注3 本館棟2階講義室は調理を伴わず飲酒もしない場合は、使用可能。

注4 上記以外の実習室や施設での親睦・交流会は禁止。

【開催可能時間】

①月曜日から金曜日および祝日の授業日
18:35～22:00

②土曜日・日曜日・授業のない祝日および大学が指定する日
9:00～21:00

注1 開催可能時間は、準備と片付けの時間も含み、最終22:00(土・日・祝日は21:00)
には大学を出ること。

【煙や匂い、音、火気】

①調理をする場合、煙や匂いが実習室等で制作している学生に迷惑がかからないように配慮してください。

②音を出す場合は、大学周辺の住民の方、実習室等で制作している学生に事前に告知するなど迷惑がかからないように配慮してください。クレーム等があつた場合など音の使用をやめていただく場合があります。大学生として常識の範囲で楽しんでください。



③食堂および学生ホール内では、炭、薪を使用したバーベキューなど火気を使用する調理は禁止。必要な場合は食堂や学生ホールの外で通行の妨げにならない場所で調理すること。

④大学内でのカセットコンロの使用は禁止。

【片付けとゴミの処理】

①終了後は速やかに、現状復帰・清掃を行うこと。
翌日におこなうことは禁止です。

②ゴミは分別して指定のゴミ集積場へ持っていくこと。
シンクのゴミも必ず片付けること。

注1 生ゴミ等を片付けないで放置した場合、蟻等の虫が大量発生する原因となりますので必ず片付けること。

注2 生ゴミを学校で捨てることはできません。必ず各自持ち帰って処理してください。

注3 バーベキュー後の炭の処理については、教学課で必ずルールを確認してください。

【その他開催におけるルール】

①学生ホールでホットプレート等電源を使用する場

合は、「学生ホール電源使用に関する遵守事項」を教学課で必ず確認してください。

②学生ホールのモニターを利用する場合は、教学課で必ずルールを確認してください。

飲酒に関する諸注意

大学生になるとコンパや大学祭・同好会活動等で、飲酒の機会をもつことがあります。飲酒事故が発生し、死亡するケースも出ています。その大半が急性アルコール中毒で、「イッキ飲み」のような大量のアルコールを短時間で飲むことが原因です。飲酒の席では「イッキ飲みをしないことは当然ですが、「させない」とルールのひとつです。また飲めない学生に強要してもいけません。こうした飲酒の強要が大きな事故となり刑事的や民事的責任が発生することもあります。成安造形大学の学生としての自覚と責任をもって度量ある行動を心がけてください。

- (1)未成年者は絶対に飲酒しないこと。
- (2)無理に飲酒をすすめないこと。すすめられても断ること。(お酒に対する体質は個人差があることを理解すること)
- (3)無理な飲酒は急性アルコール中毒等の原因となり、死亡事故につながるケースがあることを自覚すること。
- (4)飲酒後は自転車・バイク及び自動車の運転は絶対にしないこと。

卒業生および学外の一般者の施設使用

大学の施設は、成安造形大学の学生と教職員が研究・教育、課外活動に使用するためになります。

①卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)への無料での施設貸出はありません。



使用する場合は、総務課で所定の手続をおこない、「学校法人京都成安学園校舎・運動場等使用規程」に基づき施設使用料を納めていただきます。

②本学学生が主体的(人数的にも大半を占める)な活動において卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)と施設使用する場合は、「会議・イベント等学外参加者届」に必要事項を記入し、事前に教学課に申請してください。(合わせて「施設使用願」も提出してください。)その場合でも、卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)に対して鍵の貸出ちはおこないません。

電気陶芸窯の使用

F棟東側に設置している電気陶芸窯は、高温を発生するため安全管理上、使用できる対象者を限定しています。電気陶芸窯を使用する承認を受けた同好会の部員は使用することができます。事前に「電気陶芸窯 使用願」に必要事項を記入し、教学課で許可を得てください。学外の方は使用することはできません。



成安造形大学 大学生活におけるルール

学内での作品設置

【合評や授業で学内に作品を設置する場合】

「学内作品設置願出書」に必要事項を記入し、設置の7日前までに教学課に提出し、設置許可を受けてください。

この場合、授業担当教員の認印が必要です。設置にともなう許可是時間がかかる場合がありますので可能な限り早く相談、申請をしてください。

【自主制作した作品を学内に設置する場合】

下記のルールに基づき自主制作の作品を学内で設置することができます。

- ①関連部署の確認(許可)をうけなければ設置は出来ません。
- ②作品内容について変更などの指導をする場合があります。
- ③関連部署が必要とした場合、作品設置に関する教員のアドバイスをもらう様に指示することがあります。
- ④パフォーマンスを作品とする場合も申請が必要です。ただし使用の届出や許可が必要な施設に関しては別途手続が必要です。

「学内作品設置願出書」に必要事項を記入し、設置の7日前までに教学課に提出し、設置許可を受けてください。設置にともなう許可是時間がかかる場合がありますので可能な限り早く相談、申請をしてください。

拾得物

大学内(スクールバス内を含む)

の拾得物は、教学課にて管理しています。落し物を拾った場合は、教学課へ届けてください。



教学課に届いた拾得物はSeian Active Portal(成安Aポータル)にアクセスすると、写真で確認できます。アクセスするには、SEIAN Gmail(seian.jp)でログインする必要があります。

※拾得物の受取りの際には、学生証の提示が必要です。※USBメモリには必ず名前を書いてください。名前が書いていないUSBメモリは廃棄します。

※持主を特定するため財布や手帳などの拾得物は、中身を確認します。

※遺失者が判明しない拾得物は、3ヵ月保管後、大学にて処分します。

大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテムの使用

成安造形大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテムを、イベントや展覧会案内(DMやWebサイトなど)に使用したい場合は、入学広報センターにご相談ください。使用の際は、Seian Active Portal(成安Aポータル)掲示板「企画課より」に添付されているUI&VIマニュアルの使用ルールに従ってください。

成安造形大学 []

大学名ロゴタイプ+キャラクターアイテム「空(くう)」

ポスター・チラシ・DMの掲示と設置

ポスター等の学内掲示については、教学課の「掲示物許可台帳」に必要事項を記入して申請し、許可を受けてください。掲示する際には、以下の点に注意してください。



- (1)提出物の制作の際に、著作権・肖像権の侵害をしないこと。
- (2)掲示物には、必ず発行責任者または団体名を明示すること。
- (3)許可印を必ず押すこと。
- (4)掲示場所は、教学課の指示する場所に限ること。(食堂および学生ホールには掲示できません。)
- (5)掲示方法は、押しピン・セロテープなど跡の残らないもので4スミをきっちりとめること。
- (6)掲示期間終了後はすみやかに撤去し、教学課へ撤去終了を報告すること。
- (7)主催が本学の学生であること。

※ルールに違反した掲示物の申請者には、ペナルティとして一定期間掲示を許可しません。

【DM設置コーナー】学生食堂内(学生ホールとの間)に、学生のみなさんの展覧会チラシやDM設置コーナーを設けています。自由に設置してください。但し、本学の学生主催または参加している展覧会のチラシやDMに限ります。また、会期終了後は速やかに撤去してください。

学内で複写(コピー)や印刷(プリント)をしたいとき

コピーしたり、コンピュータからプリントしたい場合は、B棟1階の共通コンピュータ室1・2・3でできます。RICOHモノクロプリンターは、モノクロプリントが無料(用紙が無くなっている場合は自分でコピー用

紙を用意してください)でできます。

Xeroxカラーレーザープリンターは、モノクロコピー・カラーコピー・モノクロプリント・カラープリントが有料(図書館で販売するコピーカードを使用)でできます。詳しい使用方法は、別冊の「クリエイティブサポート活用ハンドブック」に記載しています。

学内放送

学内放送の設備を利用して案内をすることが可能です。学内放送に関する条件は、①学内で開催するイベントや展覧会の告知・案内(不適切な表現や内容を含まないこと)であること。②放送可能な時間は、12時30分から13時10分の間、または18時35分から18時50分の間のみであること。③1分程度を目安とすることです。



学内放送を希望する場合は、教学課で学内放送台帳に記入し、許可を得てから放送してください。

食堂と学生ホールのモニターを利用した広告

食堂と学生ホールに設置しているモニターは教学課が管理しています。このモニターは、学生や各領域・コース、事務局からのイベント等のお知らせや告知を配信することができます。配信にともなう条件は、



①成安造形大学に関係の深いイベント等のオリジナルの広告映像であること(作品やコンテンツ自体の配信はできません)。

②1分程度の広告映像を目安として長くとも5分を超えないこと。

③無音声でも成立する広告映像であること。

④著作権等、第三者の権利を侵害しない広告映像かつ、不適切な内容を含まない広告映像であること。広告映像を準備して教学課に申請をしてください。広告映像を確認の上、モニターを利用した広告の許可を出します。

海外渡航届

海外渡航については、感染症対策により原則禁止しています。感染の状況とともに、国の経済の動向を十分注視した上で、判断します。対応については「Seian Active Portal(成安Aポータル)



タル」にてお知らせします。以下は渡航可能な場合のルールです。

海外で災害・事件・事故等があった場合に、本学生の安否確認を行うことを目的として、「海外渡航届」の提出をお願いしています。お休みを利用して海外に行く学生は、出発予定日の1週間前までに「海外渡航届」を、教学課へ提出してください。また、帰国後は、帰国後1週間以内を目安に教学課まで帰国したことを報告に来てください。※ 提出された個人情報は、上記目的以外には使用しません。上記以外に、P.91の「海外渡航について」も確認してください。

学生会・同好会・学生個人宛荷物の受取

学生会・同好会活動や作品制作に必要な物、グループ展のチラシなどを発注先より大学宛に送付(納品)する場合、教学課にて必ず配達予定日の前日までに申請手続きをしてください。



注1 事前に申請の無い荷物は受取りません。

注2 受取りができない曜日や期間があります。

注3 上記以外の私物の送付は認めませんので注意してください。

注4 宛名は以下のとおりとしてください。

〒520-0248

滋賀県大津市仰木の里東4-3-1
成安造形大学 ○○領域○年 成安 太郎
†個人の名前

学生旅客運賃割引証(学割証)の申請

学割証は、就学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度です。(学生個人の自由な権利として使用することを前提としたものではありません。)



JR各社を利用して片道100kmを超える区間を乗車する際に、運賃が割引(普通運賃の2割引)になります。JRバス各社の高速バスが対象になるかについては、JRバス各社の窓口に確認してください。

4年生は、有効期限が3ヶ月ではなく、在籍期間の終期まで(3月31日まで)有効のものを発行します。研究生・科目等履修生等には、発行できません。

学割証の発行を希望する学生は、Seian Active Portal(成安Aポータル)のリンク⇒○各種手続き⇒学割証の申請フォームから申請してください。

ペット・動物の持ち込み禁止

キャンパス内にペット・動物の持ち込みは衛生上の問題等があり禁止です。また、生物や動物の飼育も禁止です。但し、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴は、教学課まで相談してください。



施設屋上の立ち入り禁止

学内の全ての建物の屋上は、防水の関係と落下の危険があるため、立ち入りを禁止します。

宗教等勧誘活動の禁止

学内において、特定の政党もしくは政治団体の政見、政策又は特定の宗教団体の目的を実現するための活動(勧誘、告知、強要など)は、個人・団体を問わず禁止です。



敷地内禁煙

敷地内は禁煙です。本学指定の特定屋外喫煙場所(P.103参照)以外での喫煙は禁止します。また、歩きタバコ・タバコのポイ捨ては絶対にやめてください。未成年者の喫煙は厳禁です。(未成年者は特定屋外喫煙場所への立ち入りも禁じます)*あなたとあなたのまわりの方の健康のため、禁煙をお勧めします。



スケートボード、インラインスケート、ローラースケート等の禁止

スケートボード、インラインスケート、ブレイブボード、ローラースケート、ローラシューズなど車輪を靴底等に取り付けて地面を滑走する運動用具等の使用は、安全性を重視し、大学内および通学にともなう路上での使用を禁止します。練習場所が整備された公園、練習することが可能な公園で、安全を確保するための装具等を着用して使用してください。



自転車・バイク・自動車の学内通行の禁止

通学許可を得た自転車・バイク・自動車であっても、安全性確保のため大学内の通行は禁止(駐輪場または駐車場への通行、許可を得た学内清掃関連の車両や工事車両は除く)です。

また駐輪場や駐車場では、徐行による安全運転を

心がけてください。

許可の無い車両の学内駐輪場・駐車場の使用禁止

学内の駐輪場(自転車用・バイク用)および駐車場を使用できるのは、通学許可を受けて許可証を貼り付けている(車はダッシュボードに掲出している)場合だけです。一時的であっても許可書の無い場合は使用することはできません。違反している車両を発見した場合は、強制撤去または車両を拘束することもありますので注意してください。



大学敷地内における無人航空機(ドローン等)の使用について

日本では、有人の航空機に衝突するおそれや、落とした場合に地上の人などの危害を及ぼすおそれが高い地域では、無人航空機(ドローン)



を飛行させることは、原則禁止されています。本学は「人口集中地区の上空(C)」にあたり、無人航空機(ドローン)を飛行させようとする場合は、安全の措置をした上で、「国土交通大臣の許可を受ける必要」があります(屋内で飛行させる場合は不要)。その上で「成安造形大学の敷地内における無人航空機(ドローン等)の飛行に関する取扱い」等のルールに基づき申請し許可を受けてください。相談・申請の窓口は、教学課です。

<参考:申請から許可までの流れ>

【教育・研究の目的で大学の上空(屋外)で飛行させる場合の申請】

- ①「無人航空機飛行にともなう許可申請書【大学の上空(屋外)】」※様式1を作成。
- ②許可申請書に必要書類を添付し、該当の領域主任に提出し承認を得る。
- ③許可申請書等書類一式を教学課に提出する。
- ④教学課長、総務課長、教務委員長による申請書確認と承認。
- ⑤学長による許可(最終決裁)。
- ⑥「無人航空機飛行にともなう許可書【大学の上空(屋外)】」のコピーを交付。

【教育・研究の目的で大学の建物内(体育館の全面使用)で飛行させる場合の申請】

- ①「無人航空機飛行にともなう許可申請書【大学の建物内(屋内)】」※様式2を作成。
- ②許可申請書に必要書類を添付し、該当の領域主

任に提出し承認を得る。

- ③許可申請書等書類一式を教学課に提出する。
- ④教学課長、総務課長による申請書確認と承認。
- ⑤学長による許可(最終決裁)。
- ⑥「無人航空機飛行にともなう許可書【大学の建物内(屋内)】」のコピーを交付

【本学の業務として大学の上空(屋外)で飛行させる場合の申請】

- ①「無人航空機飛行にともなう許可申請書【大学の上空(屋外)】」※様式3を作成。
- ②許可申請書に必要書類を添付し、該当部署の部長に提出し承認を得る。
- ③許可申請書等書類一式を教学課に提出する。
- ④教学課長、総務課長、事務局長による申請書確認と承認。
- ⑤学長による許可(最終決裁)。
- ⑥「無人航空機飛行にともなう許可書【大学の上空(屋外)】」のコピーを交付。

空調温度

地球温暖化防止対策として、本学ではエアコンの温度を原則として下記のとおり設定しています。皆さんのご協力をお願いします。また、教室不在の際は、消灯・エアコン停止など省エネを心がけましょう。

夏期(6月から9月) 冷房設定温度 25~26°C
 冬期(11月から3月) 暖房設定温度 22~23°C

※各部屋の温度状況により、設定温度を事務局で変更します。



電気製品の使用

*アイロン・半田こて・電気コンロ等、熱源を発するものについては、使用後必ずコンセントを抜いてください。尚、暖房器具(電気ストーブ、ファンヒーター等)の学内持込は禁止とします。

*電源容量について

コンセントは1回路15A(1,500W)までとなっています。コンセント1箇所が15Aではありませんので注意してください。

(基本、東西南北の壁毎に回路が分かれている所が多いですが、部屋の大きさにより異なります)

回路については総務課へお問い合わせください。

(即答できない場合がありますので事前にお願いします)

1,000Wを超えるような器具(湯沸かし器、電子レンジ、ホットプレート、ドライヤー等)を使用する場合は同じ回路に複数の器具をつながない様にしてください。

万一、安全装置が作動した場合(ブレーカーが落ちた場合)は勝手に分電盤のブレーカーを入れないでください。

総務課又は守衛室(平日17:00以降、及び土日祝日)に連絡し、対応を依頼してください。

原則、保安協会に対応してもらいますので復旧まで時間(30分~60分)がかかります。

安全装置が作動した原因がわからない場合は、他の回路への接続はしないでください。(器具が故障している場合があります)

「ラボ」を使用する際の注意

成安造形大学には、造形ラボ・鉄工ラボ・版画ラボ・ファブコ(fabco)といった4つのラボがあります。これらのラボを使用する場合は、入室時に作業内容をスタッフに伝え、使用表に必要事項を記入して、許可を得てから使用するようにしてください。(事前に作業内容などについて問い合わせをし、予約しておくと、よりスムーズに使用できます。)

作業時は、それぞれのラボでの作業に適した服装を使用するようにしましょう。

造形ラボ: 使用する際は、スタッフから、機材や設備の使用方法と諸注意を受けてください。

造形ラボでは、休日などのスタッフ不在時に使用が可能になるライセンスを発行しています。詳しく知りたい場合は、スタッフに問い合わせてください。

鉄工ラボ: 鉄工ラボには溶接機などの高温、高電圧の機材があり、使用に際して危険を伴いますので、必ずスタッフの指導の元、使用するようにしてください。(その際、作業に適した服装であるかなどのチェックを行います)

鉄工ラボでは、休日などのスタッフ不在時における使用許可はしていません。

版画ラボ: ラボ内には、技法に応じた複数の機械が設置されていますので、スタッフの指示に従って使用するようにしてください。

版画ラボでは、休日などのスタッフ不在時に使用が可能になるライセンスを発行しています。詳しく知りたい場合はスタッフに問い合わせてください。

ファブコ: ファブコ(fabco)は情報メディアセンターが管理している施設です。機材や作業スペースを使用したい場合は、事前に情報メディアセンターで予約をしてください。

機材によってはスタッフがいないと使用できないものがありますので、予約時に確認してください

使用方法を誤ると、ケガをしたり火災が発生する機材もありますので、初めて使用する場合や、使用経験があつても使い方に不安がある場合は、必ずスタッフの指導を受けてから使用してください。

作業中、機材等にトラブルが発生した場合は、勝手な判断で対処せず、必ずスタッフの指示を受けて対応してください。

各ラボの詳しい情報は、別冊の「成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック」を参照してください。

ごみの分別

«基本のルール»

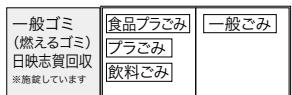
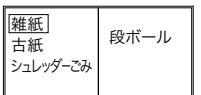
○下記のとおりごみの分別を行っています。ルールに従い、廃棄してください。

◎【ごみステーション】のごみは、毎日回収しています。

◎実習室内のごみ箱は、清掃の際(おおよそ2週間に1回)に回収しています。それまでに満杯になった場合は、領域で【食堂棟北側ごみ庫】に廃棄してください。ご協力お願いします。

ごみの区分 サイン	ごみの種類	廃棄場所 ※P.103~P.114キャンスマップ参照
	・紙類(ティッシュペーパー・汚れたり丸めた紙・紙コップ・紙皿等) ※古紙類としてリサイクルできる紙を除く ・布類(ナイロン系は除く) ・枯葉・草類・おがくず・竹(30cm以下に切断すること)等	【ごみステーション】 ① 本館棟2階024教室前廊下 ② 図書館棟トイレ前 ③ 聚英館1階裏口 ④ B棟1階東側階段下 ⑤ D棟鉄エラボ前 ⑥ G棟2階東側階段おどり場 ⑦ H棟1階東側階段下 ⑧ I棟1階階段下 ⑨ I棟2階階段前 ⑩ I棟3階階段前
	・ <u>食品にふれたプラスチック</u> (弁当容器・飲料容器・菓子袋・スイーツ容器・調味料容器・飲食で使用したスプーンやフォーク類やストロー等) ※残飯など生ごみは食堂で廃棄してもらってください。	【食堂棟北側ごみ庫】 上記【ごみステーション】のごみ箱に廃棄できない大きさや多量のごみについては、食堂棟北側ごみ庫の右側の一般ごみ 食品プラごみ [プラごみ] 飲料ごみに廃棄してください。この場合も必ず分別ルールに従い、ごみの種類がわかるように区分けして廃棄してください。
	・ <u>食品にふれていないビニール・プラスチック・ナイロン製品(エアパッキン含む)等</u> ・発泡スチロール・スチールボード・皮革・ゴム ・上記の複合品等	
	・ペットボトル ・空き缶 ・空き瓶	
	石類・ガラス・せともの類・粘土・ガラス製品・陶器類・瓶類等・煉瓦・ブロック・完全に固まった粘土(※柔らかい状態のものは廃棄不可)等 ※石膏ボードは破棄不可(総務課に相談してください) [鉄類] 金属ごみ・スプレー缶(※中身を使い切りガス抜きしたもの)・塗料缶(※空き缶のみ、中身が残っている場合は固まってから[プラごみ]として廃棄)	【ごみステーション】③④⑤⑥⑦⑧ 【J棟(造形ラボ前)ごみ集積場】 石類・ガラス・せともの類・粘土・鉄類専用 該当のコンテナに入れてください。 ※D棟鉄エラボ南側にも[鉄類]廃棄用コンテナがあります。
	古紙(コピー用紙・チラシ)・シュレッダーゴミ・段ボール・新聞・雑誌・書籍・スケッチブック(※針金部を取り外したもの) 書籍等は、『古本募金きしゃぽん』への寄付のご協力を!	【ごみステーション】③④⑥⑦⑧ 【食堂棟北側ごみ庫】 [雑紙]
木類	木材ごみ(※紙・布を貼ったものは剥がすこと)	【J棟(造形ラボ前)ごみ集積場】 [木材専用]
電池類	乾電池のみ(※コイン・ボタン・充電式電池やバッテリーは不可。販売店に相談してください。)	本館 構造事務室内

【食堂棟北側ごみ庫】 必ず表記のとおり分別して廃棄してください。



«注意»

○ごみステーションのごみ箱に入らないごみは、【食堂棟北側ごみ庫】に直接廃棄してください。

○カラスに荒らされるおそれがありますので、屋外にごみを放置しないでください。

○イベントや個展・グループ展などで大量にごみが発生する場合は、事前に総務課に相談してください。

○少量の生ごみ(お弁当の食べ残し等)は一般ごみとして廃棄できますが、親睦交流会やイベント等で発生する多量の「生ごみ」の廃棄はできません。生ごみが出た場合は、食堂で廃棄してもらってください。

○調味料容器(マヨネーズ・ケチャップ・焼き肉のたれ等)は、中身を必ず洗い流してから廃棄してください。

○スプレー缶は必ず中身を使い切り、ガスを抜いてから廃棄してください。中身のガスが残ったまま廃棄すると爆発するなど大変危険です。鉄類コンテナ横に専用の工具を設置しています。必ず中のガスを抜いてから廃棄してください。

ネットワーク利用 ガイドライン

利用案内

本学のネットワークでは以下のサービスがあり、各コンピュータ室などで利用できます。

1-Google Workspace for Education
(SEIAN GmailほかGoogleアプリ各種)
メールやファイルの送受信などのGoogleアプリが使用できます。Gmail、Google Drive、Google Photoなど、サービス全体のストレージ使用は50GBが上限です。

2-Seian Active Portal(成安Aポータル)
本学の学生・教職員が利用する電子掲示板システムです。掲示板、休講・補講、授業連絡、シラバス閲覧などが利用できます。

3-Seian File Server
授業資料のダウンロード、課題作品のアップロードなどに利用できます。(学内ネットワーク接続時のみ)

4-ST-Local(WiFi)
大学から貸与されたノートパソコン(MacBookAir)を学内ネットワークにWiFi接続ができます。

5-Seian Spot(WiFi)
スマートフォンや自分のノートパソコンなどの端末を持ち込んでWiFi接続ができます。学内ネットワーク(Seian File Serverや領域やコースの専用ファイルサーバなど)には接続していません。

共用パソコンに個人のID・パスワードを入力して、ログインした場合、終了時には必ずログアウトしてください。ログアウトしなければ不正に利用される可能性があります。

利用手続き

本学のネットワークサービスを利用する場合は、アカウントやユーザIDが必要です。

1-Google Workspace for Education
(SEIAN GmailほかGoogleアプリ各種)
入学時にメールアドレスと仮パスワードを発行します。パスワードを忘れた場合は、Gmailのサイト上で再設定してください。
その他、利用については、別紙「使用マニュアル」を参照してください。

2-Seian Active Portal(成安Aポータル)
入学時にユーザIDとパスワードを発行します。パスワードを忘れた場合等手続きについては別途ご案内します。

3-Seian File Server

学生は共通のユーザIDを使用します。各コンピュータ室に掲示している「Seian File Serverの利用案内と接続手順」を参照してください。

教職員には必要に応じて、利用できる範囲の異なるアカウントを発行しています。

4-ST-Local(WiFi)

大学から貸与されたノートパソコン(MacBookAir)を使用し接続します。

接続には専用のパスワードが必要です。

【利用上の注意】

利用は学内のみです。

5-Seian Spot

【接続方法】

WiFiが使用可能な端末(PCやスマートフォンなど)を使用し、接続します。方法は端末により異なりますので、各自端末のマニュアルでご確認ください。

接続には専用のパスワードが必要です。パスワードは毎年度初めにSeian Active Portal(成安Aポータル)でお知らせします。

【使用上の注意】

・接続については、自己責任で行ってください。接続で発生したネットワークトラブル等に対して大学は一切関与しません。

・自分のノートパソコンのセキュリティ対策などは各自で行ってください。(大学から貸与されたノートパソコンにはセキュリティ対策ソフトがインストールされています。)

・接続に関するトラブルが発生した場合、予告なしに接続を停止する場合があります。

【接続場所】

各教室、施設

禁止事項

本学のネットワークでは、以下の事項を禁止しています。

1-アカウント、パスワードに関する禁止事項

- (1)アカウントは他人へ譲渡、販借しないこと。
- (2)パスワードは他者へ漏洩するような場所に記録しないこと。

2-セキュリティに関する禁止事項

- (1)コンピュータウイルス等、有害なプログラムやデータを持ち込まないこと。
- (2)スパムメールなどが頻繁に届くメールアカウントを使用しないこと。

3-システムの機能維持に関する禁止事項

- (1) 本学のネットワークシステム、プログラムまたはデータを破壊または改変しないこと。
- (2) ファイル共有ソフトは、ネットワークに負荷を与えるだけでなく、法律上またはセキュリティ上も問題があるため、インストールも使用もしないこと。

倫理的問題

本学のネットワークを利用する際にはこの遵守事項を守って利用してください。

この遵守事項に違反した場合には、利用の取り消しまたは停止をすることがあります。

1-コンピュータ(端末)の利用について

コンピュータを利用する場合には、以下のことを遵守してください。

- (1) 他人のプライバシーを侵害しないこと
- (2) 特定の個人や団体を誹謗中傷しないこと
- (3) 教育、研究にそぐわない行為をしないこと
- (4) 法律、大学が定める規定等に違反しないこと
- (5) 他の利用者に迷惑もしくは損害を与えないこと
- (6) コンピュータ等を利用して他人の人権を損なう行為をしないこと
- (7) コンピュータ等の正常な運用を妨げるような行為をしないこと
- (8) 個人情報の取扱いについては、最善の注意をはらうこと

2-Google Workspace for Education(SEIAN GmailほかGoogleアプリ各種)の利用について
Google Workspace for Educationを利用する場合には、「1-コンピュータ(端末)利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。

- (1) 他人のメールや個人情報を無断で公開しないこと
- (2) 許可されたアカウント名でメールを送受信すること

3-Seian Active Portal(成安Aポータル)の利用について

Seian Active Portal(成安Aポータル)を利用する場合には、「1-コンピュータ(端末)利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。

- (1) 他人のメールや個人情報を無断で掲示板に投稿しないこと
- (2) 他人のユーザIDで記事を投稿しないこと
- (3) 投稿した記事については投稿者が責任を持ち、掲示期間が終了したらすみやかに記事を締切ることを削除すること

4-学内ネットワーク利用について

学内ネットワークを利用する場合には、「1-コンピュータ(端末)利用について」の他に、以下の事項を遵守してください。

(1) コンピュータ室、研究室などで使用するIPアドレスは許可されたものを使用すること

5-コンピュータ室利用について

コンピュータ室を利用する場合には、「1-コンピュータ(端末)利用について」の他に、以下のことを遵守してください。

- (1)著作権を侵害しないこと
- (2)他人に迷惑をかけないこと
- (3)コンピュータ室内で飲食をしないこと(ペットボトルなどの蓋付きの飲み物は可)
- (4)ゴミ、不要用紙などは決められた場所に捨てること
- (5)机、コンピュータ、室内を汚さないこと
- (6)授業および講習会中の場合、個人の使用は、原則禁止
- (7)コンピュータ室内の機器、装置、マニュアル類を壊したり、持ち帰ったりしないこと
- (8)コンピュータ室に入出力機器を持ち込んで使用する場合には、許可を得ること
- (9)プリンタ用紙を浪費しないこと
- (10)コンピュータ室内でのスマートフォン等の使用は、他人に迷惑をかけないよう配慮すること

ペナルティ

「禁止事項」および「倫理的問題」に違反した場合、アカウントの剥奪およびサーバ上の不適切なファイルの削除を行なう場合があります。

異議申立の手続

本学のネットワーク利用における異議申立は、教学校におこなってください。

<用語説明>

「アカウント」Account
OSやネットワークを通してコンピュータ(端末やサーバ)を利用するための固有のIDナンバー(ユーザーID、アカウント名とも呼ばれる)やその権利。利用者の識別や、個別の情報の管理のために用いられる。

「ユーザーID」User Identification

利用者を識別するために、各利用者に割り当てられる名前のこと。

「パスワード」Password

利用者がサーバなどにログインする(接続し利用する)場合に、本人であることを証明するために使用する数字や文字列。入力した数字や文字は画面には表示されないようにになっている。ユーザIDとともに使用する。

成安造形大学「Google Workspace for Education」利用規約

平成28年3月1日制定

1. 目的

成安造形大学(以下「本学」といいます)は、学内の情報を円滑に共有するため、「Google Workspace for Education」の利用を開始します。

2. 運営

本学のseian.jpおよびseian.ac.jpドメインを用いたメールサービス(以下「本サービス」といいます)は、Google社の「Google Workspace for Education」を利用しており、Google社が運営します。したがって、本サービスの利用にあたっては、本規約のほか、Google社が定める「Google利用規約」「Googleプライバシーポリシー」(これらを総称して「Google社の規約等」といいます)に同意する必要があります。なお、本規約およびGoogle社の規約等は、メールサービスの利用をおこなうことで、同意したものとみなされます。

3. 利用者

本サービスの利用者は以下の者とします。

- (1)本学学生及び研究生
- (2)学校法人京都成安学園教職員
- (3)その他、クリエイティブサポート委員長が認める者

4. 個人情報

利用者は、Google社が利用者に対して本サービスを提供するために、本学がGoogle社に対して、利用者の個人情報(氏名、学校名、学校メールアドレス、入学年度および所属学部等の本学における利用者の属性に関する情報をいいます。)を提供することに同意することとします。なお、Google社に提供された利用者の個人情報は、Google社によってGoogle社の「プライバシーポリシー」(<http://www.google.com/intl/ja/policies/privacy/>)に従い取り扱われます。

5. 情報の活用

本学は全ての利用者に対して本学からのサービスに関する案内、通知などのために利用者の登録情報を活用します。

6. 問い合わせ窓口

本サービスに関する問い合わせ窓口は、「情報メディアセンター」とします。

7. Google Workspace for Educationのアカウント及びパスワードの管理と再発行

Google Workspace for Educationのアカウント及びパスワードは、利用者の責任において管理することとします。Google Workspace for Educationのアカウント及びパスワードの漏えい及び不正使用等が生じた場合の責任は利用者にあるものとします。万が一利用者が、Google Workspace for Educationのアカウントのパスワードを失念した場合、利用者の求めに応じ、本学が利用者に代わって、Google Workspace for Educationのパスワードの再発行を行います。

8. 禁止事項及び罰則

- 本サービスを利用する上で、以下の行為を禁止します。違反した場合、本学が調査をおこない、違反者のアカウントを削除し、本学ネットワーク利用上制限を科します。
- (1)法令が禁止する行為、公序良俗に違反する行為
 - (2)他の利用者や本サービスへの妨害行為
 - (3)本サービス内容の改変・消去、他人に経済的損害または精神的苦痛を与える行為
 - (4)同意のない利用者本人以外の個人情報の開示、名誉毀損、虚偽情報の発信・流布、他人へのなりすまし行為
 - (5)利用者本人以外に本サービスを利用する行為
 - (6)Google Workspace for Educationのアカウント及びパスワードを他人に貸与又は譲渡する行為
 - (7)ストーカー行為、嫌がらせ・誹謗中傷、過剰に攻撃的な行為、その他本学が不適切と判断する行為

9. 免責事項

- (1)利用者のGoogle Workspace for Educationのアカウント及びパスワードに基づく本サービスの利用は、すべて利用者自身が自らの責任で行ったものとみなします。第三者の機密事項盗用に伴う損害発生については、本学は一切責任を負いません。また、利用者に関する第三者からの苦情等についても、利用者自身の責任で対応するものとし、本学は一切の責任を負いません。
- (2)Google社が提供するシステムにおける質問、要望等について本学は閑知いたしません。
- (3)Google Workspace for Educationのアカウントを用い、Google社が提供する様々なシステム及びサービスを利用した行為について本学は一切の責任を負いません。
- (4)急な保管または天災等の不可抗力により、本サービスを中断・中止することがあります。この場合、本学はかかる中断・中止について一切の責任を負いません。
- (5)Google社によるサービスの終了または利用規約の変更により、本サービスも終了することがあります。この場合、本学はかかる終了について一切の責任を負いません。

10. 規約の改廢等

本学は、合理的な理由が生じた場合、利用者の承諾なしに本規約を廃止・変更・修正できるものとします。当該廃止・変更・修正は本学の選択する方法で公開した時点で効力が生じ、常に最新の規約が適用されます。

付記 この規約は平成28年3月1日より適用します。

付記 この規約は令和3年7月1日より改正適用します。

防災マニュアル

(1) 地震編

地震の発生に備えて

- ①什器を固定するなど、転倒等しないように。
- ②消火器、消火栓、火災報知機、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認する。
- ③二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。
- ④廊下や出入り口、階段などには避難の妨げになるようなものは置かない。
- ⑤非常持ち出し物品の内容物及び置き場所について確認しておく。
- ⑥日頃から、使用しないときはガスの元栓を締めておく。



地震が発生したら

- 地震発生から2分(まず自己の安全を守る)
- ①机やテーブルの下に隠れる。又は、壁や柱の近くに身を寄せせる。
 - ②落下物・転倒物から特に頭部を守る。
 - ③ドアを開けて非常脱出口を確保する。
 - ④あわてて外に飛び出さない。
 - ⑤エレベーターの中にいる場合、全ての階のボタンを押し、停止した階で降りる。閉じ込められた場合は、非常ボタンを押して救助を待つ。
 - ⑥自動車を運転中は、ゆっくりと道路の左側に寄せてエンジンを切る。



搖れが収まったら

- ①使用中の火を消す。ガスの元栓を閉める。
- ②電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。
- ③倒れやすくなっているもの・落下しやすくなっているものは応急措置する。
- ④自動車を運転中は、ラジオで状況を把握する。避難する際は、連絡先メモを残し、キーはつけたまま、車検証を持って徒歩で避難する。
- ⑤負傷者がいた場合、救急措置をとり、必要に応じて応援を求める。



火が出たら

- ①大声で周囲に知らせる。
- また、火災報知機を使用する。



- ②消火器、消火栓等により初期消火を行う。
- ③炎が人の背丈以上になったときは避難する。

建物の崩落等の危険を発見したら

- ①大声で周囲に知らせる。また、火災報知機を使用する。
- ②緊急連絡網等により担当教職員へ連絡する。
- ③危険地域には絶対近づかない。
- ④重傷者がいて一刻を争う場合は、自らの判断で119番通報する。



119番通報

- ①落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由等を正確に知らせること。(わかる範囲で構わない。)
- ②教職員は、道路に出て消防車等の誘導を行う。また、消防車等の進入路の確保を行う。

避難指示

- ①放送設備又は電話を使用。無理であれば、教職員が各施設を回り口頭連絡する。
- ②緊急電話以外の電話はしばらく控える。

避難するときの注意

- ①エレベーターは使用しない。
- ②施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。
- ③ドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。
- ④ガラスや看板など落下物に注意し、頭部を守る。
- ⑤傾いた建物・ブロック塀・自動販売機など倒壊の恐れのあるものには近寄らない。
- ⑥出火時は、姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻にあて煙を吸わないようにする。
- ⑦いったん避難したら再び中に入らない。



避難状況の確認

- ①落ち着いて、避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な状況・数字を踏まえて知らせること。

情報収集

- ①情報は教職員、テレビ、ラジオ、消防署、行政等信頼できる筋から収集する。
- ②デマや噂など不確実な情報に惑わされないように注意する。
- ③大規模地震の場合、教職員及び学生の安否確認を行う。



(2)火災編

火災の発生に備えて

- ①火気近くに燃えやすいものは置かない。
- ②消火器、消火栓、火災報知器、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認しておく。
- ③二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。
- ④廊下や出入り口、階段などには避難の妨げになるものを置かない。
- ⑤喫煙は特定屋外喫煙場所で。喫煙後は必ず確実に火が消えていることを確認すること。室内は禁煙です。
- ⑥非常持出物品の内容物及び置き場所について確認しておく。
- ⑦日頃から、使用しないときはガスの元栓を閉めておく。



火災を発見したとき

- ①とにかく大きな声で周囲に知らせる。また、火災報知器を使用する。
- ②緊急連絡網により、担当教職員へ連絡する。
- ③明らかに消火不能な場合は避難し、119番通報する。
- ④重傷者がいる場合は、119番通報する。



初期消火

- ①消火器の使用方法
 - ア 黄色いピンを上に引き抜く。
 - イ ホースを外して目標に向ける。(炎に向けず、燃えているものに向ける)
 - ウ 手元のレバーを強く握り締める。(手前から箒で掃くように)
- ②消火栓の使用方法
 - ア ホースをのばす。
 - イ ポンプ起動スイッチを押す。
 - ウ 開閉弁を開く。
 - エ 出火場所へ行き、燃えているものへ放水。



119番通報

- ①落ち着いて火災発生現場の位置と目標、火災状況及び避難状況を正しくはっきりと知らせること。(わかる範囲でよい)
- ②教職員は、道路に出て、消防車等の誘導を行う。
- ③教職員は、消防車等の進入路の確保を行う。



避難指示

- ①放送設備又は電話を使用。無理であれば教職員が各室を回り口頭連絡する。

避難するときの注意

- ①姿勢を低くして、濡れたハンカチやタオルを口と鼻にあて、煙を吸わないようする。
- ②非常時持出物品を持って避難する。
- ③エレベーターは使用しない。
- ④施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。
- ⑤延焼を少しでも抑えるため、ドア及び窓は閉める。鍵はかけない。
- ⑥いったん避難したら再び中には戻らない。



避難状況の確認

- ①落ち着いて、避難完了者、負傷者、要救助者等について、具体的な数字を踏まえて、正しくはっきりと知らせること。

- ①災害が起こった場合は、学内放送等で避難などの連絡をいたしますので、指示にしたがってください。
- ②成安造形大学の近隣で大津市から指定されている「避難場所」は、仰木の里東小学校のグランドなど、「避難所」は、仰木の里東小学校の体育館など、「広域避難場所」は、堅田高校周辺、仰木公園などがあります。
- ③本学Webサイトで公開している「成安造形大学危機管理基本マニュアル」を確認ください。
- ④NTTが提供するサービス災害用伝言ダイヤル「171」の活用や各携帯電話会社には災害時に提供する災害用伝言板というサービスがありますので事前にチェックしてください。
- ⑤P.103～P.114のキャンパスマップに消火器・消火栓・発信機の設置場所を記載しています。

- …消火器
- …消火栓(発信機付)
- ◎…発信機

大学生としてのルール

国民年金の加入について

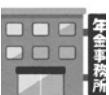
公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています(国民皆年金)。



20歳になってから、概ね2週間以内に「国民年金加入のお知らせ」、「国民年金保険料納付書」、「国民年金の加入と保険料のご案内」、「保険料の納付猶予制度と学生納付特例制度の申請書」、「返信用封筒」が送付されます。「年金手帳」は別途送付されます。「年金手帳」は保険料納付の確認や将来年金を受け取る際に必要です。大切に保管してください。

国民年金保険料学生納付特例制度について

学生を対象に、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度が設けられています。本人の所得が一定以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。



申請方法等については、送付された「国民年金の加入と保険料のご案内」等をご覧ください。

申請手続きは、住所地の市区役所・町村役場の国民年金担当窓口、または年金事務所で行います。

※本学は、学生納付特例の代行事務を行なう許認可を受けていません。

マイナンバー(社会保障・税番号)制度

マイナンバーとは、日本に住民票を有するすべての方(外国人の方も含まれます。)が持つ12桁の番号です。社会保障、税、災害対策の3分野で、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されます。マイナンバーは利用目的を確認し、必要な場合にのみ提示してください。むやみに他人に見せることはできません。



学生のみなさんがマイナンバーを知らせる必要がある場面としては、

・アルバイトなどでお給料を受け取る場合は、アル

バイト先の会社が税金の申告をするために、マイナンバーを知らせる必要があります。

- ・従業員であるお父さんは、配偶者や扶養家族のマイナンバーを勤務先に提出して、勤務先が税務署や年金事務所などに届出します。
- ・日本学生支援機構の奨学金の手続きでも、本人および家族のマイナンバーの提示が求められることがあります。

住民票の住所変更について

進学などで引越しをされた方は、原則、現在住んでいるアパート等が住所地になります。



住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに手続きしましょう。

〈転出・転入の手続き〉

引っ越し前の
市区町村

《転出前》
転出届を提出し、
転出証明書を受け取る

引っ越し後の
市区町村

《転入した日から14日以内》
転出証明書を添えて、
転入届を提出

※マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード」の記載事項の変更が必要ですので、これらのカードもお持ちください。

※「マイナンバーカード」を持っている方は、引っ越し前の市区町村に郵送で転出届を提出することで、引っ越し後の市区町村にのみ出向いて転入手手続きが可能です。

※住民票を移した後も、ほとんどの市区町村で、地元の「成人式」に参加できます。成人式の案内状の送付先の変更など事前に手続きが必要な市区町村もあるので、詳しくは地元の市区町村にお問い合わせください。

選挙権

選挙権年齢が「18歳以上」に変更になりました。日本は国民が主権を持つ民主主義国家です。選挙は、私たち国民が政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させるこのできる最も重要かつ基本的な機会です。学生のみなさんも政治への関心を持ち、選挙権行使しましょう。



※国政選挙の場合は常に選挙権がありますが、地方選挙の場合は、住民票がつくられた日(他の市区町村からの転入者は転入届をした日)から引き続き3ヶ月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人に選挙権があります。現住所地で地方選挙に参加する場合は、住民票の異動手続きが必要です。

郵便局への転居手続き



引越しの際には、最寄りの郵便局に転居届を出しておください。旧住所あての郵便物等を1年間、新住所に無料で転送するサービスがあります。
インターネット上で転居届(郵便物等の転送のための届出)を受け付ける「e転居」という無料サービスもあります。

NHK受信料の学生免除

(奨学生免除)

NHK受信料の奨学生受給対象等の別住居の学生免除(奨学生等免除)とは、親元などから離れて暮らす学生のうち、日本学生支援機構、地方自治体、学校、公益法人*が実施する経済的理由の選考基準がある奨学生を受給している学生等を対象にNHK受信料を全額免除する制度です。免除の申請は、インターネットまたは郵送での申請となります。

(家族割引)

同一生計で離れて暮らす家族や別荘などを対象に、受信料額の半額を割り引く制度です。手続きについては、インターネットまたは郵送での手続きとなります。

詳しくはNHKのWEBサイトで確認してください。

►[https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/
StudentBranch.do](https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/StudentBranch.do)



学生生活でのトラブル

学生生活を送る中で、何らかのトラブルに見舞われる可能性があります。事件や事故はもちろん、最近はインターネット関連のトラブルも増加傾向にあります。もし何らかのトラブルに巻き込まれた、あるいは巻き込まれそうな時は、すぐに教学課に相談してください。

教学課 連絡先 TEL:077-574-2113(直通) FAX:077-574-2120
E-mail:kyougaku@seian.ac.jp

学生が陥りやすいトラブルの例

【SNSでの人間関係】

Twitter、Facebook、LINEなどのソーシャルネットワークサービス(SNS)は、大変便利ですが、トラブルも増加傾向にあります。対面での会話には相手の表情や声のトーンなどの付随的な情報がありますが、書かれた言葉にはそれがない。「意味の取り違え」で交友関係にヒビが入ることがあります。また、受け取ったメッセージに対して返信をするタイミングやスピードは人それぞれですが、メッセージが「既読」なのに返信がなかなか来ない状態を「無視された」と感じる人もいます。そういう了些細なことが原因でネットいじめや誹謗中傷に発展する事もあります。また、SNSでの人間関係を気にするあまり、1日何時間もSNSに費やしてしまう人もいます。SNSはツールに過ぎません。コミュニケーションの手段をSNSに頼り過ぎないようにしましょう。



【SNSでの投稿の炎上】

SNS上に、過激・不謹慎・非常識な言動や、犯罪行為や違法行為を写した写真を投稿することにより、爆発的に批判等が殺到することを炎上と言います。SNSは身近で気軽な存在ですが、記録に残る形で不特定多数に情報を発信しています。自分自身はもちろん、家族や友人にも迷惑をかけてしまう事態に発展するかもしれません。気軽に利用できるサービスですが、自ら情報発信していることのリスクを理解し、マナーを守って利用しましょう。



【ソーシャルゲーム・オンラインゲーム】

スマートフォンやパソコン等を使ってインターネットを介して遊ぶゲームには、様々なトラブルが起こっています。「身に覚えのないアイテムの料金請求」「気がつい



たら10万円以上課金していた」「かなりお金をつぎ込んだのに、スマホ故障でゲームが消えた」「警告もなくいきなりアカウントが停止された」「アップデートのトラブルでアイテムが消えたのに運営会社が対応してくれない」「3万円分ガチャに使ったのに欲しいアイテムが出ない」などです。インターネットを介して遊ぶゲームの多くは基本プレイ無料で誰でも気軽に始められますが、射幸性が高く、プレイヤー同士を競わせるなどして、継続して金銭と時間を投資し続けるよう設計され、収益を得ています。その性質をよく理解して、後悔しないように利用しましょう。

【犯罪】

犯罪の前兆を察知した場合、現実に被害を受けた場合、犯罪を目撃した場合は、まず落ち着いて行動することを心がけましょう。そして自分自身や第三者の安全を確保し、状況に応じて周囲の人に助けを求めてください。また、速やかに110番通報してください。ケガ人がいる場合は併せて119番通報してください。



【痴漢】

チカンは犯罪行為です。女性に対する卑劣な行為には、勇気と大声を出し、強い抵抗の意思をはっきり見せましょう。痴漢対策は、痴漢が現われそうな場所を知り、近づかないことから始めましょう。



○ポイント1:痴漢を避ける工夫

- ・電車や駅構内が混雑している時間・場所を避ける
- ・女性専用車両を利用する
- ・電車に乗る位置や時間をときどき変える
- ・痴漢行為がしやすい、車両の連結部に近い奥まったところや、混み合うドア附近を避ける

○ポイント2:自分を狙わせない

- ・背後に男性を立たせないようにする、女性の隣を確保するなど、安全な立ち位置を考える



- ・ちょっとした周囲の変化に敏感であることを装う
 - ・防犯ブザーをバッグの見えるところにつける
 - ポイント3:被害に遭ったときは冷静に対処
 - ・痴漢の疑いを持ったら、バッグでガードするなど、気付いていることを示す
 - ・犯行がエスカレートするのを防ぐために、躊躇せずに、「やめてください!」と言うか、防犯ブザーを鳴らす(携帯電話の着信音を鳴らすのも効果的)
 - ・できれば相手の手をつかむか、時計・指輪・洋服の色など特徴を覚えておく(身に危険が及ぶ場合は自分を守ることを優先しましょう)
 - ・駅係員か警察に被害を届け出る
- 万が一痴漢被害にあってしまったら…

届け出のポイント

1. 背の高さは?
2. 場所は? 例:何駅と何駅の間だったのか?
3. 服装は? 例:袖口の柄、時計などの特徴は?
4. 時間は? 例:乗車駅は何時何分発どこ行きか?
5. 人相は? 例:誰かに似ていないか?

【ストーカー】

狙った女性に対して、一方的に、しかもも悪質につきまとうストーカー。被害にあった場合は、警察に相談し冷静に対応してください。

○ストーカーは、個人情報を知ろうとする
ストーカーの多くは、被害者と面識のある人です。交際を断られたり、自分勝手な好意が受け入れられなかっただなどの理由で、住居や職場周辺などで悪質なつきまといをしたり、電話で暴言やわいせつな言葉を言うなどのいやがらせ行為を始めます。
郵便物やゴミをあさるなどして個人情報を入手し、プライバシーを侵そうとします。

- ・自分の“個人情報”を無防備にさらさない
- ・事前連絡のない自宅への訪問者は無視する

○ストーカー規制法で防衛

ストーカー被害について、被害者一人で解決するのは無理です。つきまといや嫌がらせは、事件化が難しい犯罪でしたが、現在は「ストーカー規制法」があり、下記の8パターンに該当する「つきまとい等」などを相手が行えば警告や処罰などの措置が可能です。重大な事件に発展する前に、すみやかに警察や弁護士などにご相談ください。

○「つきまとい等」 8つのパターン

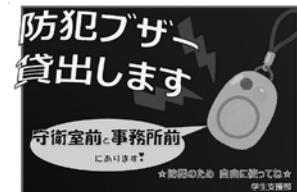
ストーカー規制法では、下記の行動を「つきまとい等」としています。

- 1.つきまとい、待ち伏せ、押し掛け

2.「監視している」と告げる行為

- 3.面会・交際の要求
- 4.乱暴な言動
- 5.無言電話、連続した電話、ファクシミリ、メール
- 6.汚物などの送付
- 7.名誉を傷つける
- 8.性的じゅう恥心の侵害

上記の行動パターンにあてはまる行為を複数回にわたって受けた場合、日時と場所をメモしておき、警察や弁護士などにご相談ください。



【交通事故】

交通事故に遭遇してしまった場合、ケガ人がいる場合は119番通報しましょう。ケガの状態がたいしたことなさそうでも、後から症状が悪化する場合もありますので、必ず病院を受診しましょう。また、事故の規模にかかわらず110番通報しましょう。大学にもなるべく早く状況の報告をお願いします。



【自転車】

道路交通法では、自転車は「軽車両」として扱われます。決められたルールを守らないと交通違反となります。「道路の右側通行」や「信号無視」、「歩道での歩行者妨害」など、違反を繰り返すと自転車運転者講習を受講しなければならなくなります。



【ブラックバイト】

アルバイトの中には、危険な労働を伴う、責任が重すぎる、残業代が支払われない、自己負担金や罰金を求められる、パワハラ・セクハラ、授業日や試験日にシフトを外せないなど、学生であることを尊重しない学生アルバイト、いわゆるブラックバイトがあります。アルバイト雇用も契約ですから、アルバイトを探すときは、仕事内容や勤務時間(休憩時間)、その他の諸条件をよく確認し、念のため求人票を残しておきましょう。契約の際は「雇用期間」「就業場所」「業務内容」「始業・終業時刻」「休憩時間」「休日」「賃金(金額、計算・支払方法、賃金締切日、支払日な

ど」をしっかりと確認しましょう。それでもブラックバイトにあたってしまった場合には、会社の言うことを鵜呑みにせず、証拠やメモを残すようにして労基法の専門家に相談してください。



アルバイトのトラブルで困ったときは

「労働条件相談ほっとライン」に相談できます。
フリーダイヤル 0120-811-610(はい! ろうどう)
月～金：午後5時～午後10時
土・日：午前9時～午後9時
(12月29日～1月3日を除く)

【薬物依存・薬物乱用】

大学生が危険ドラッグ、麻薬、覚せい剤などの薬物乱用に関わる事件の報道が相次いでいます。麻薬、覚せい剤などの薬物は、使用しているうちにやめられなくなるという“依存性”と、乱用による“幻覚、妄想”とともに自傷他害の危険性があるという大きな特徴があります。そのため、これらの薬物について現在の日本では麻薬及び向精神薬取締法をはじめとする法律により、厳しい規制がなされています。たとえば大麻では5年以下、覚せい剤では10年以下の懲役に処せられることとなっています。これら薬物乱用のおそろしさの正しい知識を知り、このような誘いには、断固とした態度で断り、強い意思を持って手を出さないよう日常から心掛けてください。



【飲酒】

20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。また20歳以上の人については、飲酒の仕方に十分な注意を払う必要があります。飲酒時の注意力や判断力、視覚機能や運動能力の低下に起因する事件事故はもちろん、飲酒による健康被害や依存、急性アルコール中毒などのリスクにも気を付ける必要があります。また、飲み会などで飲酒を強要する行為はハラスメントとなりますので十分にご注意ください。



【宗教勧誘】

音楽やスポーツ、サークル活動やボランティア活動等を餌に、宗教活動に勧誘される場合があります。大学生など若年者はターゲットにされやすく、知らず知らずのうちにマインドコントロールされてしまうケースもありますので、十分注



意してください。特に電話番号や住所など、個人情報を教えないようにしてください。

消費者トラブルの例

【架空請求】

封書、はがきまたは電話やメールなどで、使った覚えのないサービスの利用料の請求を行う詐欺です。対応としては、架空請求されたはがきなどは捨てないで保管しておき、原則として無視することが好ましいです。請求が繰り返されるときは警察や専門機関に相談しましょう。



【ワンクリック詐欺】

Webサイト上の特定のバナーやリンク、電子メールに記載されたURLを1回(または複数)クリックすると、「ご入会ありがとうございます」との内容が表示され、一方的に契約したことにされて料金を請求される架空請求詐欺の一種です。基本的にこれらの手順では個人情報は特定されおらず、また、合意の上での契約ではありませんので、慌ててお金を支払わず、無視しましょう。



【マルチ商法】

個人を商品の販売員として勧誘し、更に次の販売員を勧誘すれば収入になると商品の購入をさせ、販売組織を連鎖的に拡大しつつ、商品・サービスの提供を行う商法です。

【アポイントメントセールス、キャッチセールス】

販売目的を告げずに営業所などに誘い出し、商品やサービス等の購入の契約をさせるアポイントメントセールスです。駅前や路上で呼び止めて営業所などに連れて行き、商品やサービス等を販売するキャッチセールスです。

【募金詐欺】

ボランティアやチャリティー活動と称して街頭等で金品を募り、詐取する行為です。



【デート(恋人)商法】

携帯電話等の「出会い系サイト」で知り合った異性からデートに誘われ、イベント会場でアクセサリー等を購入させられてしまう商法です。

【訪問販売・買取】

自宅や職場へ販売員が訪問してくる商法です。

【資格情報を中心とした電話勧誘販売】

自宅や職場に電話をかけてきて、資格取得のために講座の受講や、教材の購入契約をさせる商法です。

【特定継続的役務提供】

身体の美化、知識の向上等を目的として、継続的に役務（サービス）を提供する取引のことで、エステティックサロン、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室、結婚相手紹介サービスがこれにあたります。

※サービス内容や契約期間、中途解約（退会）時の精算方法、対価の支払方法（クレジット等）、契約内容について十分確認した上で、慎重に行なうことが重要です。

クーリング・オフ制度

特定商取引法では、一定期間内であれば無条件で契約の解除ができるこを認めています。

クーリング・オフの期間は、契約書面を受け取った日から、その日を含めて8日間…電話勧誘販売、特定継続的役務提供、訪問販売（アポイントメントセールス、キャッシュセールスを含む）

20日間…連鎖販売取引（マルチ商法）、業務提供誘引販売取引（内職商法）

※上記の期間内に、書面（ハガキ等）で通知します。

通知は簡易書留扱いが確かです。

【インターネット通信販売】

インターネット上で契約の申込等を行なうインターネット通信販売（ネット販売）が普及し、自宅で手軽に買物ができるようになりました。

※支払総額、配送時期、返品条件や、会社名・所在地・電話番号等、トラブルが生じた場合の連絡先を確認すると共に、注文内容、確認メール等の記録をプリントしておきましょう。



【多重債務】

クレジットで楽しくショッピング、気軽にキャッシング。でもこれは借金。複数の金融機関や、カード会社から多額の借金をして、返済が困難になった人を多重債務者と言います。

※月々の収入でゆとりをもって返済できる範囲で利用することが鉄則です。



海外渡航について

世界情勢は日々変化し続けています。渡航する前に安全情報や感染症に充分注意する必要があります。



特に新型コロナウイルス感染症対策として、外務省「海外安全ホームページ」において

感染症危険情報レベル3の地域への渡航は禁止、感染症危険情報レベル2の地域への渡航は原則禁止としています。これは不要不急の渡航を制限する趣旨です。このことを踏まえたうえで渡航の必要が出てきた場合は、必ず教学課へ相談してください。渡航の際は必ず海外渡航届の提出が必要となります。

事前に外務省「海外安全ホームページ」や厚生労働省「FORTH(海外感染症情報)」のWebサイトを参照するなど情報収集をおこない、旅行代理店などで必ず海外旅行傷害保険に加入してください。また現地では周囲の状況に最大限の注意を払うなど、安全確保に十分留意して行動するようしてください。海外で、事故や病気に遭遇したときは直ちに教学課に連絡するようにしてください。また、海外に3ヵ月以上の滞在を予定している学生は在外公館に「在留届」を提出する義務があります。3ヵ月末満の滞在を予定している学生は外務省海外旅行登録「たびレジ」へ登録してください。この登録によって緊急情報や安全情報を受け取れます。

▶外務省「海外安全ホームページ」
<https://www.anzen.mofa.go.jp/>



 ◀外務省海外旅行登録「たびレジ」
<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

 ▶厚生労働省「FORTH(海外感染症情報)」
<https://www.forth.go.jp/>

8.施設と附属機関【】

キャリアサポートセンター

キャリアサポートセンターでは、「学生一人ひとりが、芸術を通して自らの価値に気付き、物事の本質をとらえる力を養い、自立(自律)した社会人としての生き方、働き方を実現できる人づくり」というポリシーのもと、皆さんの個性や思い、を目指す進路を理解したうえで、適切な進路支援を行っています。

窓口受付時間:平日10:00～16:00

土・日・祝日は利用できません。(ただし祝日の授業日は受付します。)

▶webサイト:http://www.seian.ac.jp/dept/career_support/



個別就職相談(40分間)は、下記の内容で予約を受付しています

面談方法

「キャリアサポートセンターでの対面方式」と「ZOOMでのWEB方式」から選択してください。

予約方法

「Airリザーブでの面談予約」は、下記のURL、または右記の二次元コードから必要事項を入力してください。予約は、前日の15時まで受付します。

▶Airリザーブでの面談予約URL

<https://airrsv.net/seiancareer/calendar>



予約枠 ※対面もWEBも同じです。

①10:15～10:55 ②11:15～11:55 ③12:15～12:55

④13:15～13:55 ⑤14:15～14:55 ⑥15:15～15:55

(注)予約方法等を変更する場合があります。その場合は事前に連絡します。

附属図書館

芸術系大学の図書館として学生および教職員の制作や教育、研究が無理なく進められるよう、周辺領域の資料を収集、保存し提供することを目標としています。また、図書館は単に本の貸出をするためだけではなく、必要な情報を得る機関でもあることから調査・相談(レファレンスサービス)機能の充実を図り、利用者へ提供することを心がけています。

開館時間:月～金曜日 10:15～19:30

休館日:土・日・祝日、大学の定める休業日、長期休暇中の一定期間。

貸出:図書 5冊 14日間／雑誌 5冊 7日間



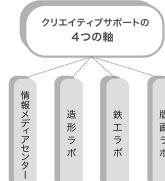
▶webサイト:<http://www.seian.ac.jp/about/library/>



クリエイティブサポート

学生・教職員の制作・研究を、施設・機材・技術面から支援するシステムがクリエイティブサポートです。情報メディアセンター・造形ラボ・鉄工ラボ・版画ラボといった施設では、専門の知識と技術を有するスタッフが、授業や学生個々の制作・研究活動を支援しています。

各施設の詳しい情報は、別冊の「成安造形大学クリエイティブサポート活用ハンドブック」を参照してください。



情報メディアセンター

情報メディアセンターは、コンピューターやカメラなどのメディア機器を使用する授業をはじめ、学生・教職員の制作・研究のための施設・機材の貸出と管理、技術サポートを行うための施設です。

開館時間：平日11:30～19:30／土・日・授業のない祝日は原則休館

※通常授業日以外など、開館日・開館時間等が変更になる場合は別途告知します。



ファブリケーションコモンズ (fabco)

ファブリケーションコモンズ(fabco)は情報メディアセンターが管理する3Dプリンターやレーザーカッター、デジタル刺繡ミシンなどを備えた、デジタルファブリケーションのための施設です。

領域・コース、経験を問わず利用可能ですので、興味があつたり利用を希望する場合は施設スタッフまたは情報メディアセンターまで相談してください。

開館時間：12:00～19:00／土・日・授業のない祝日は原則休館

※通常授業日以外など、開館日・開館時間等が異なる場合は別途告知します。



造形ラボ

造形ラボは、木工、樹脂加工、塗装作業のための施設です。領域・コース、経験の有無を問わず利用可能ですので、興味があつたり利用を希望する場合はスタッフまで相談してください。

開館時間：平日12:00～19:00／土・日・授業のない祝日は原則休館

※通常授業日以外など、開館日・開館時間等が変更になる場合は別途告知します。



鉄工ラボ

鉄工ラボは、主に金属加工を行うための施設です。領域・コース、経験の有無を問わず利用可能ですので、興味があつたり利用を希望する場合はスタッフまで相談してください。

開館時間：平日12:00～19:00／土・日・授業のない祝日は原則休館

※通常授業日以外など、開館日・開館時間等が変更になる場合は別途告知します。



版画ラボ

版画ラボは、シルクスクリーン、銅版画、リトグラフ、木版画など版画全般を行うための施設です。領域・コース、経験の有無を問わず利用可能ですので、興味があつたり利用を希望する場合はスタッフまで相談してください。

開館時間：平日12:00～19:00／土・日・授業のない祝日は原則休館

※通常授業日以外など、開館日・開館時間等が変更になる場合は別途告知します。



成安造形大学の図書館、クリエイティブサポートに関わる施設の 新型コロナウイルス感染症対策

※各対策は、新型コロナウイルス感染症の状況により、適宜変更することがあります

○附属図書館

■人数制限

- ・在館時間の短縮に努める

■その他

- ・入退館バーを手で触れずに、体で押して通行する
- ・図書に触れた後の手洗い励行、手を顔に持っていないか

○情報メディアセンター

■人数制限

- ・MC内学生使用iMacの使用制限
通常5台を3台(MC-iMac-n01、MC-iMac-02、MC-iMac-forF3200)に変更
- ・立入人数の制限 ※同時にカウンター受付対応するのは2名まで

■消毒

- ・機材返却時の拭き取り消毒

■その他

- ・情報メディアセンター利用前の手洗いの励行
- ・情報メディアセンター利用時のマスク着装

○共通コンピュータ室1・2・3

■人数制限

- ・1台おきに使用禁止

■その他

- ・PC操作時はキーボード及びマウスをサランラップで保護し、作業後にサランラップを廃棄する

○各領域専門コンピュータ室

(イラストレーション・コンピュータ室①・②・③、空間デザインコンピュータ室、

情報デザインコンピュータ室①・②・③、コンピュータスタジオ)

■人数制限

- ・1台おきに使用禁止

■その他

- ・PC操作時はキーボード及びマウスをサランラップで保護し、作業後にサランラップを廃棄する

○写真スタジオ①(白)・②(黒)

■人数制限

- ・スタジオの利用人数の目安は5名

- ・予約時に入室者全員の氏名を記入

- 6名以上での使用を希望する場合はMCスタッフに要相談

■換気

- ・基本的にスタジオ内のシャッター(②(黒))の場合は奥の扉)を開放して撮影をおこなう

- ・撮影の内容によって開放したままが難しい場合は授業時間毎(チャイム)に10分間の換気をおこなう

- ・スタジオ内の換気扇は常時作動させておく

- ・退出時も電源は切らない

- ・撮影の内容でやむを得ず換気扇を停止する必要がある場合は停止しても問題はないが、撮影が終った時点で必ず再作動させる

○モノクロ暗室①・②

■使用制限

- ・特に暗い中での作業となる為、予約時にMCスタッフに要相談

■換気

- ・暗室入口扉と準備室入口の扉は基本的に開放しておく
- ・各暗室内の換気扇は常時作動させておく

○映像スタジオ

■人数制限

- ・スタジオの利用人数の目安は10名

- ・調整室の利用人数の目安は3名

- ・予約時に入室者全員の氏名を記入
10名以上(調整室は3名以上)での使用を希望する場合はMCスタッフに要相談

■換気

- ・スタジオ内の換気扇は常時作動させておく
- ・退出時も電源は切らない
- ・撮影や録音の内容でやむを得ず換気扇を停止する必要がある場合は停止しても問題はないが、撮影や録音が終了した時点で必ず再作動させる
- ・空気清浄機を常時作動

○造形ラボ

■人数制限

- ・室内: テーブル毎に3名、最大12名

- ・軒下: テーブル毎に1名、最大3名程度

■消毒

- ・マスクの着用、手洗い、手指の消毒
- ・ウイルスの飛散防止の為エアダスターの使用は極力控え、人のいる方向には使用しない
- ・手持ちの道具の使い回し禁止
以下道具については各自、使用後に消毒
- ・ボンド、トレー、へら、ノコギリ、インパクトドライバー、ドリルドライバー、フィニッシュネイル、延長コード、エアホース、ほうき、ちりとり 等
- ・塗装ブース
1ブース2名、入室時にゴム手袋着用
- ・大型機械コーナー
同時利用最大2名程度、利用の前後にスタッフに声かけ
利用後に使用した機械持ち手部分、スイッチ、ハンドル等の消毒
- ・サンドブラスター使用時はゴム手袋着用
- ・原則 丸椅子は使用禁止、休憩はなるべく屋外で

○鉄エラボ

■人数制限

- ・最大12名

■消毒

- ・マスクの着用、手洗い、手指の消毒
- ・手持ちの道具の使い回し禁止

○版画ラボ

■人数制限

- ・銅版画室、シルクスクリーン室それぞれ最大10名

■消毒

- ・マスクの着用、手洗い、手指の消毒
- ・使用道具については各自が消毒

○Fabco

■人数制限

- ・最大5名

■消毒

- ・マスクの着用、手洗い、手指の消毒
- ・器具および機械の操作パネルは使用者が使用後に消毒(スタッフの指示に従う)

■換気

- ・有圧換気扇を常時稼働

- ・天候等の状況に応じて扉を開放。

■その他

- ・PC操作時はキーボード及びマウスをサランラップで保護し、作業後にサランラップを廃棄する

研究・連携支援課

受付時間:月～金曜日 10:00～16:00

施設場所:本館1階事務室内

電話番号:077-574-2118(直通)

未来社会デザイン共創機構

未来社会デザイン共創機構は、社会との共創により、芸術研究を深化・拡張させ、新たな価値の創造とより良い未来社会の実現を目指し、2021年4月1日に設立されました。

共創機構では、学生・教員の研究活動を社会と結び、研究活動の活性化に取り組んでいます。

学生のみなさんが学んでいる芸術がどのように社会へ貢献できるのか、様々な産官学民連携プロジェクトを通じて社会と共に考え、新たな価値を創造していきましょう。



▶webサイト:<https://www.seian.ac.jp/attached/mirai/>

「SEIANドリームプロジェクト」(学生特別研究助成金)

共創機構では、創作や研究活動に打ち込む学生の"夢の実現"を応援する「SEIANドリームプロジェクト」を実施。学生の皆さんから独創性豊かな研究・制作プロジェクトを広く募集します。

採択されたプロジェクトには、共創機構が研究・制作資金の助成や、活動に関するアドバイス、情報提供、外部団体とのマッチング等を支援します。

本気でやりたい! 絶対おもしろい! 思っているのに自分1人では叶えられない大きな夢を実現させるチャンスです。ぜひ応募してください。

(2022年度の募集期間は4月1日～5月31日。

詳細はSeian Active Portal(成安Aポータル)掲示板または窓口まで)

「seianチャレンジ～学生が取り組む地域活動支援制度～」

2017年度より「セイアン近江楽座」で学生の主体的な地域貢献活動に対して活動資金を助成してきましたが、2022年度より「seianチャレンジ」として支援制度を新たにスタートします。

こんな活動にチャレンジしてみたいが活動資金が足りない…、活動へのアドバイスやサポートがほしい…、などお困りの方は、是非このseianチャレンジをご活用ください。

(2022年度の募集期間は、7月1日～12月26日。詳細は、Seian Active Portal(成安Aポータル)掲示板または窓口まで)

地域連携推進センター

本学の基本理念「芸術による社会への貢献」を具現化し、地域・社会・企業と学生をつなぐ架け橋となることを目的に、さまざまな連携プロジェクトを推進しています。学生が大学で身に付けたスキルを活かして自主的に取り組む社会貢献活動の支援を行い、地域社会の活性化や学生のスキル・キャリアアップを目指しています。また、学生・教員が産官学民と連携し行う研究活動を、未来社会デザイン共創機構と一緒にサポートし、学生・教員のステップアップにつながる取り組みを行っています。



学生がデザインした教習車



▶webサイト:<https://seian-chiren.jp/>

キャンパスが美術館(SEIAN ART CENTER)

▶webサイト：<https://artcenter.seian.ac.jp>



学校法人京都成安学園の創立90周年を記念して2010年10月にオープンしました。「大学のキャンパス=美術館」と見立て、キャンパス内に点在する複数のギャラリースペースで年間を通じて展覧会を開催しています。教育・研究の場、および地域交流の場となることをコンセプトに、在学生・教職員・卒業生に発表の機会を提供し、また、国内外で活躍するアーティストの企画展を行なうなど、幅広く表現活動を紹介しています。さらに、滋賀ゆかりの展示企画を積極的に行い、芸術を通して地域の魅力を発信し、地域交流の機会の提供に努めています。

毎年、テーマを設定した総合芸術祭「SEIAN ARTS ATTENTION(セイアンアーツアテンション)」を、約1ヵ月間開催しています。

※P.103～P.104の地図を参照してください

- 1 バスストップギャラリー(スクールバス停車場横)
- 2 スパイラルギャラリー(本館棟事務室前1階、2階)

- 3 ライトギャラリー(G棟104)
- 4 ギャラリーウィンドウ(I棟1階)

- 5 ギャラリーアートサイト(I棟106)

- 6 ギャラリーキューブ(J棟103)

- 7 ガーデンギャラリー(グラウンド 南側)

※ ミュージアムショップ(休止中)

<学生の使用>

管轄ギャラリーのうち、バスストップギャラリーは年間を通して申込制で開放しており、本学学生(科目等履修生・聴講生を除く)・研究生が個展やグループ展を開催する目的であれば、誰でも使用することができます。申込は3月に前期分(4~9月)、9月に後期分(10~翌3月)をまとめて受付けています。

ギャラリーの開館時間：11:00～17:00(会場、展覧会により異なる)

休館日：日・月曜日(会場、展覧会により異なる)

附属近江学研究所

▶webサイト：<https://omigaku.org/>



近江という地域が持つ固有の風土を改めて深く検証する研究機関として、2008年4月1日に「附属近江学研究所」が設置されました。

研究所では、社会実践科目として開講される「近江里山フィールドワーク」や「近江学」という、フィールドワークを中心とした科目を運営し、これを受講した学生は、地域文化を身近に感じ、普遍的な価値を身につけることができます。

さらに、学生の皆さんのが無料で受講できる公開講座も開講しています。講座では、第一線で活躍するクリエイターや研究者から近江の芸術・文化について学ぶことができます。学生の参加も大歓迎！講座の情報はホームページや窓口でご確認ください。

また、年1回発行の文化誌『近江学』には、研究所の研究活動をはじめ、各分野の研究者の論文や対談などを掲載しています。図書館に所蔵されていますのでぜひご覧ください。

講座の申込みや近江学に関するお問合せは窓口まで。



近江学研究所

その他

コトコト食堂

コロナウィルス感染症の影響により、限定メニューを学生のみなさんに提供しています。

営業日・営業時間は、Seian Active Portal(成安Aポータル)の「掲示板」などでお知らせします。



《感染症対策》

- ・座席をパーテーションなどでセパレートしています
- ・席数(64席)に限りがありますので、食後は次の方に席を譲ってください
- ・手洗い、消毒、会話を控えるなど、基本対策は励行してください
- ・全員に配付した「消毒液入りミニボトル(スプレー付)」を活用してください
- ・食券購入、食事提供カウンター等では、1mを目安に前後で距離をとってください(床にマーキングしています)
- ・テーブル、椅子等の消毒液による清拭を委託会社に依頼しています

学生ホール

食事だけでなく、学生主催のイベントや親睦会など、多目的なスペースとしても利用できます。

購買部リブレ

画材や作業着、お弁当、ドリンク、パン、おにぎり、お菓子、宅配便の取り扱い、デジカメプリント機など、授業や制作、毎日の学生生活に必要なあらゆるものをラインアップ。学内にある小さなコンビニのような存在です。

営業日・営業時間は、Seian Active Portal(成安Aポータル)の「掲示板」などでお知らせします。



《感染症対策》

- ・これまでと同様に、時間に余裕をもちつつ素早く買い物をしてください
- ・レジに並ぶ時は、前後で距離をとってください

▶webサイト:<http://www.seian.ac.jp/about/kotokoto-libre/>



学生専用アパートメント YOHAKU・YOHAKUⅡ

成安造形大学の学生のみが居住できる学生専用アパートメントです。

YOHAKUⅡは2022年4月から順次完成予定です。5棟で50室の計画です。



9.その他【】

施設利用

制作や課外活動などで施設を使用したい場合は、曜日や施設によって手続内容が異なります。施設使用一覧表を確認の上、手続を行ってください。

施設使用に関する基本ルール

- (1) 大学での宿泊
 - ・いかなる理由があっても大学内での宿泊はできません。
- (2) 学内立入禁止日
 - ・大学が定めた長期休暇期間(夏休み・年末年始)等は学内立入禁止日です。機械警備を行っていますので、いかなる理由があっても大学への立入りはできません。
- (3) 施設使用時間
 - ・平 日 9時から22時まで使用可能です。(22時には、大学から退出してください。)
 - ・土日祝 9時から21時まで使用可能です。(21時には、大学から退出してください。)

※一部、使用時間の異なる施設があります。

土曜日・日曜日・授業の無い祝日および大学が指定する日のルール

防犯上、安全管理上、災害等発生時に備えて、大学内にいる学生を把握する目的で次のルールを設定しています。ルールを順守してください。

- ①大学への出入りは、必ず正門を利用する。
- ②大学に入る時は必ず守衛室(正門横)に行き、『大学入校・退校者管理簿』に学籍番号・氏名・入校時間等を記入する。
- ③使用する施設(実習室等)の鍵の開錠手続きをする。
- ④大学から出る時、必ず守衛室(正門横)に行き、退校時間を記入する。

(4) 機械警備

- ・警備強化の一環(防犯上、安全管理上)として、大学構内(敷地、施設等)は、22時(土日祝日は21時)から翌朝8時の間に「機械警備」を導入し、正門及び南門(学生駐車場側)を閉門します。
- ・機械警備中は、学内に立入ることはできません。柵を乗り越えるなど無断で学内に入った場合、非常警報が警備会社に通報されます。
- ・機械警備は、大学の長期休暇期間(夏休み・年末年始)等も行います。

(5) 施設使用手続き

施設使用には手続きが必要な施設(届出制・許可制)と手続きが必要のない施設があります。施設使用一覧表で確認してください。1ヵ月以上先の施設使用手続き(届出制・許可制)はできません。

その他の施設使用ルールと手続き

(1) 卒業生および学外の一般者の施設使用

大学の施設は、成安造形大学の学生と教職員が研究・教育、課外活動に使用するためにあります。

- ①卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)への無料での施設貸出はしません。
使用する場合は、総務課で所定の手続をおこない、施設使用料を納めていただきます。
- ②本学学生が主体的(人数的にも大半を占める)な活動において卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)が施設使用する場合は、「会議・イベント等学外参加者届」に必要事項を記入し、事前に教學課に申請してください。
その場合でも、卒業生および学外の一般者(他大学の学生含む)に対して鍵の貸出は行いません。

(2) 親睦・交流会を開催するための施設使用

- ・親睦・交流会の開催に関するルールに基づき届出が必要です。詳しくはP.74の「親睦・交流 会開催(飲酒に関する諸注意)」を確認ください。

(3) 作品設置・展示を行うための施設使用

- ・所定の「学内作品設置願出書」を作成し、作品展示にともなう詳細を記載した企画書とともに教學課窓口に届出してください。詳しくはP.76の「学内での作品設置」を確認してください。

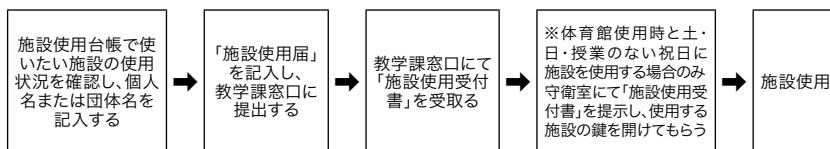
施設使用申請

施設使用一覧表(P.100～)で使用したい施設を検索し、「使用に関する相談窓口」を確認してください。

「申請区分」(無許可で使用可・届出制・許可制)ごとに手続きを確認してください。

(1) 使用に関する相談窓口が教学課の施設(本館棟講義室・デッサン室・体育館など)

◎申請区分:届出制

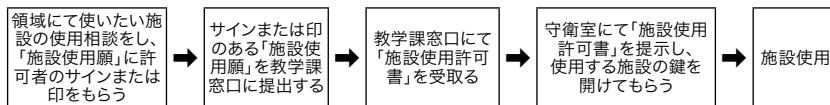


(2) 使用に関する相談窓口が領域の施設(実習室など)

◎申請区分:無許可で使用可

届出や許可是必要ありません。原則、該当領域の学生およびそこで授業を受けている学生のみ使用可です。

◎申請区分:許可制

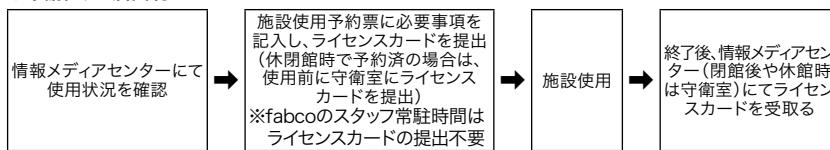


(3) 使用に関する相談窓口が情報メディアセンターの施設(コンピューター室、fabcoなど)

◎申請区分:無許可で使用可

届出や許可是必要ありません。授業等で教室を使用している場合を除いて使用可です。

◎申請区分:届出制



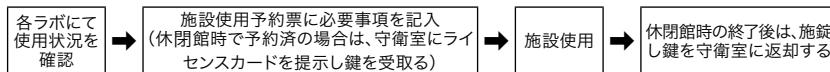
(4) 使用に関する相談窓口が鉄工ラボ・版画ラボ・造形ラボの施設

・鉄工ラボ・版画ラボ・造形ラボは、開館時のみ使用可です。

・版画ラボ・造形ラボの休閉館時は、ライセンス保持者のみ使用可(届出制)です。

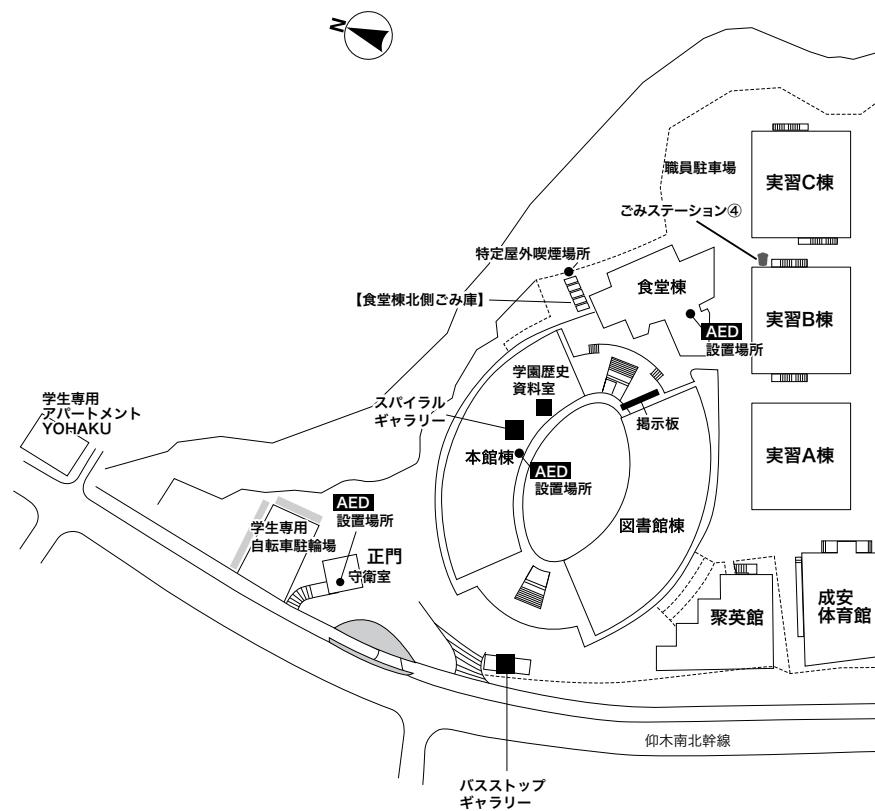
・鉄工ラボは、休閉館時は使用できません。

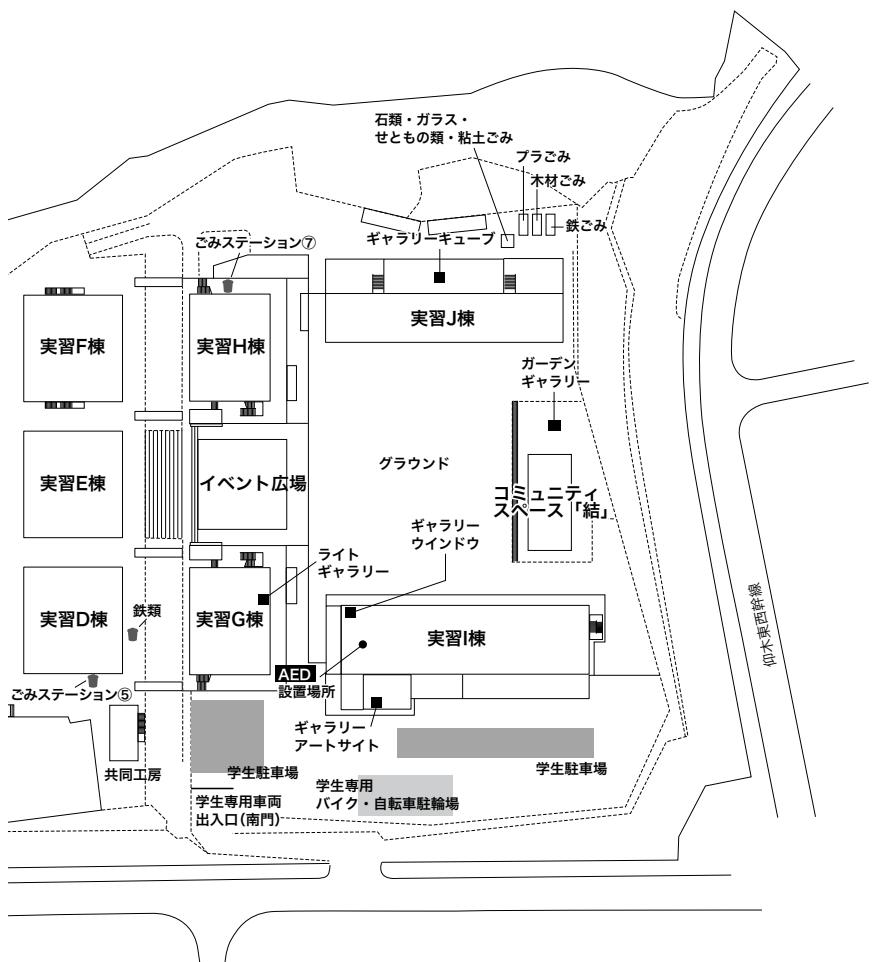
◎申請区分:届出制



キャンパスマップ

※施設名称等に関しては、変更されることがあります。
詳細は教科課まで。





事務室等の対応時間

(1)事務室窓口

令和4年4月1日現在

平日と祝日の授業日 10:00 ~ 16:00

※昼夜みの利用を推奨します。

☆土曜、日曜、授業がない祝日、夏期冬期等の一定期間、大学の定める休業日については、

窓口はお休み(窓口閉鎖)します。

詳しくは「Seian Active Portal(成安Aポータル)」学年暦で確認してください。

(2)フリールーム

①～⑯の授業日(土曜日を除く) 10:00 ~ 16:00

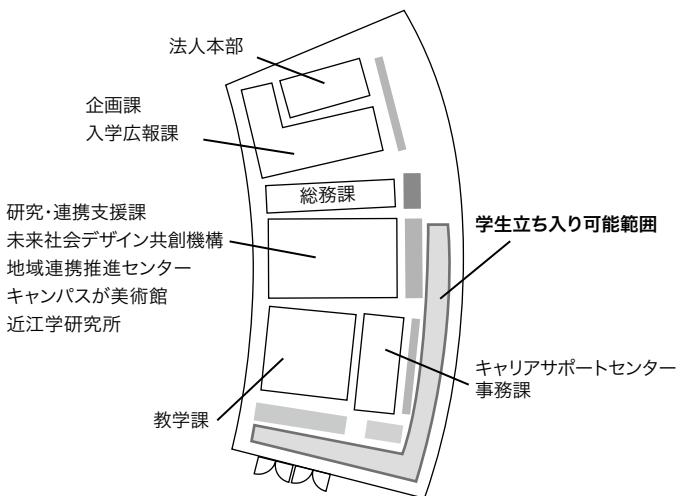
☆土曜、日曜、授業のない月曜日から金曜日・祝日及び長期休暇期間中は閉鎖します。

☆授業のある祝日は利用できます。

(3)保健室

平日と祝日の授業日 10:00 ~ 16:00

☆土曜、日曜、授業のない祝日、夏期冬期等の一定期間、大学が定める休業日についてはお休みします。



事務組織と連絡先

○企画課 本館棟1階事務室

077-574-2119(直)

- ・教育課程開発に関すること
- ・教育連携に関すること
- ・募集戦略の構築に関すること
- ・マーケティングや教育情報の収集分析(IR)に関すること

○入学広報課 本館棟1階事務室

077-574-2119(直) nyushi@seian.ac.jp

- ・入学試験に関すること
- ・広報に関すること
- ・Webサイトに関すること

○教学課 本館棟1階事務室

077-574-2113(直) kyougaku@seian.ac.jp

shougakukin@seian.ac.jp

- ・授業・履修登録に関すること
- ・学事に関すること
- ・各種証明書に関すること
- ・学籍・修学に関すること
- ・学芸員資格に関すること
- ・教育職員免許取得に関すること
- ・二級建築士受験資格に関すること
- ・その他修学の悩みや相談に関すること
- ・施設使用に関すること
- ・奨学金に関すること
- ・学生の福利厚生に関すること
- ・紛失物・拾得物に関すること
- ・学生の下宿やアルバイトに関すること
- ・学生の健康管理に関すること
- ・学研災・学研陪に関すること
- ・課外活動に関すること
- ・その他学生生活の悩みや相談に関すること

●留学生支援センター 本館棟2階

077-574-3831(直) kaigai@seian.ac.jp

- ・国際交流・海外留学に関すること
- ・私費外国人留学生、交換留学生に関すること

○クリエイティブサポート事務課

●附属図書館 図書館棟

077-574-2116(直) lib@seian.ac.jp

- ・図書の受入れ・閲覧・貸出しに関すること

●情報メディアセンター 図書館棟

077-574-2301(直) mediacenter@seian.jp

- ・情報メディアセンター関連施設・機材に関すること
- ・学内ネットワークの整備管理に関すること

●造形ラボ J棟1階

077-574-2111(代) zoukei@seian.ac.jp

- ・造形ラボに関すること

●鉄工ラボ D棟1階

077-574-2111(代) tekkou@seian.ac.jp

- ・鉄工ラボに関すること

●版画ラボ F棟1階

077-574-2111(代) hanga@seian.ac.jp

- ・版画ラボに関すること

○キャリアサポートセンター事務課 本館棟1階事務室

077-574-2114(直) career@seian.ac.jp

- ・就職進路に関すること
- ・個別相談に関すること
- ・インターンシップに関すること
- ・就職ガイダンス、セミナー等に関すること
- ・学内会社説明会や就活イベントに関すること

○総務課 本館棟1階事務室

077-574-2112(直) soumu@seian.ac.jp

- ・環境整備に関すること
- ・安全管理に関すること
- ・グループ展・個展支援に関すること
- ・教育後援会・同窓会に関すること
- ・学費に関すること

○研究・連携支援課

●未来社会デザイン共創機構 本館1階事務室

077-574-2118(直) mirai@seian.ac.jp

- ・研究・業績に関すること
- ・地域貢献・プロジェクト科目に関すること
- ・産官学連携に関すること
- ・研究成果の発表及び刊行に関すること

●地域連携推進センター 本館1階事務室

077-574-2118(直) renkei@seian.ac.jp

- ・地域連携に関すること

●附属近江学研究所 本館1階事務室

077-574-2118(直) omigaku@seian.ac.jp

- ・近江学研究所主催の公開講座に関すること
- ・近江学研究プロジェクトに関すること
- ・その他近江学全般に関すること

●キャンパスが美術館 本館1階事務室

077-574-2118(直) artcenter@seian.ac.jp

- ・キャンパスが美術館(学内ギャラリー)に関すること